

官報號外

昭和六年一月二十八日

第五十九回 衆議院議事速記録第七號

昭和六年一月二十七日(火曜日)

午後一時二十二分開議

議事日程 第六號

昭和六年二月二十七日

午後一時開議

第一 地租法案(政府提出) 第一讀會

第二 營業収益稅法中改正法律案(政

府提出) 第一讀會

第三 砂糖消費稅法中改正法律案(政

府提出) 第一讀會

第四 織物消費稅法中改正法律案(政

府提出) 第一讀會

第五 明治四十一年法律第三十七號中

改正法律案(地方稅ニ關スル件)(政府

提出) 第一讀會

第六 大正十五年法律第二十四號中改

正法律案(地方稅ニ關スル件)(政府

提出) 第一讀會

第七 都市計畫法中改正法律案(政府

提出) 第一讀會

第八 右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員

ノ選舉

一 國務大臣ノ演説ニ對スル質疑

(前會ノ續)

○議長(藤澤義之輔君) 諸般ノ報告ヲ致サ

セマス
(書記官朗讀)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
鑄美法中改正法律案

提出者

大里廣次郎君
神部爲臧君

小峰滿男君
吉田磯吉君

岡野龍一君
守谷榮夫君

大竹貫一君
鶴澤久次郎君

氏家濤君
岡崎久次郎君

高橋百瀬君
宮澤胤勇君

坂井大輔君
小倉港

由谷義治君
佐竹庄七君

北田正平君
三三五

武内作平君
水野正巳君

澤田利吉君
春島東四郎君

北田正平君
三三五

武内作平君
水野正巳君

第七部選出 豫算委員 鶴野米太郎君 (八木幸吉)

君補闕

○議長 (藤澤幾之輔君) 是ヨリ會議ヲ開キ

マス——御諸リ致シマス、第六部選出決算

委員庄司良朗君、第七部選出請願委員保良

淺之助君、第二部選出懲罰委員米田規矩馬

君、第三部選出懲罰委員崎山嗣朝君、右常

任委員辭任ノ申出ガアリマス、許可スルコ

トニ御異議ガアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○議長 (藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、之ヲ許可致シマス、其部ノ諸君ハ速

ニ補闕選舉ヲ行ヒ、御届アランコトヲ望ミ

マス——更ニ御諸リ致スコトガアリマス、

豫算委員長ヨリ、本日本會議中ニ豫算委員

會ヲ開キタイトノ申出ガアリマシタ、尙本

今後モ本會議中ト雖モ、同委員會及分科會

ヲ開キタイトノコトデアリマス、之ヲ許可

スルニ御異議ガアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○議長 (藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ之ヲ許可致シマス——日程第一

乃至第七ハ同種ノ議案ナルニ依リ、一括議

第四條 稅務署ニ土地臺帳ヲ備ヘ左ノ事

項ヲ登録ス

一 土地ノ所在

二 地番

三 地目

四 地積

五 賃貸價格

六 所有者ノ住所及氏名又ハ名稱

七 賃權又ハ百年ヨリ長キ存續期間ノ

定アル地上權ノ目的タル土地ニ付テ

ハ其ノ質權者又ハ地上權者ノ住所及

氏名又ハ名稱

本法ニ定ムルモノノ外土地臺帳ニ關シ

必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 地番ハ市町村、大字、字又ハ之

ニ準ズベキ地域ヲ以テ地番區域トシ其

第一 地租法案(政府提出) 第一讀會

地租法案

地租法

總則

第一條 本法施行地ニ在ル土地ニハ本法

ニ依リ地租ヲ課ス

ズ但シ有料借地ナルトキハ此ノ限ニ在

ラズ

一 國、府縣、市町村其ノ他勅令ヲ以

テ指定スル公共團體ニ於テ公用又ハ

ノ用ニ供スルモノト決定シタル其ノ

所有地但シ其ノ決定ヲ爲シタル日ヨ

リ一年内ニ公用又ハ公用ノ用ニ供セ

ザルモノヲ除ク

第一類地 田、畑、宅地、鹽田、礦

第二類地 池沼、山林、牧場、原野、

第三類地 雜種地

泉地

第一期 田租

第二期 田租

第三期 田租

第四期 田租

第五期 田租

第六期 田租

第七期 田租

第八期 田租

第九期 田租

第十期 田租

第十一期 田租

第十二期 田租

第十三期 田租

第十四期 田租

第十五期 田租

第十六期 田租

第十七期 田租

第十八期 田租

ノ區域毎ニ起番シテ之ヲ定ム

有租地ノ地目ハ土地ノ種類ニ從

ヒ左ノ如ク區別シテ之ヲ定ム

第一類地 田、畑、宅地、鹽田、礦

第二類地 池沼、山林、牧場、原野、

第三類地 雜種地

泉地

第一期 其ノ年七月一日ヨリ三十一

限 年額ノ二分ノ一

翌年一月一日ヨリ三十一

限 年額ノ四分ノ一

翌年三月一日ヨリ三十一

限 年額ノ四分ノ一

翌年五月一日ヨリ三十一

限 年額ノ四分ノ一

翌年七月一日ヨリ三十一

限 年額ノ四分ノ一

翌年九月一日ヨリ三十一

限 年額ノ二分ノ一

翌年十一月一日ヨリ三十一

限 年額ノ二分ノ一

翌年一月一日ヨリ三十一

限 年額ノ二分ノ一

翌年三月一日ヨリ三十一

限 年額ノ二分ノ一

翌年五月一日ヨリ三十一

限 年額ノ二分ノ一

翌年七月一日ヨリ三十一

限 年額ノ二分ノ一

翌年九月一日ヨリ三十一

限 年額ノ二分ノ一

第一條 地和ハ毎年左ノ納期ニ於テ之ヲ微收ス

第一期 日限

第二期 日限

第三期 日限

第四期 日限

第五期 日限

第六期 日限

第七期 日限

第八期 日限

第九期 日限

第十期 日限

第十一期 日限

第十二期 日限

第十三期 日限

第十四期 日限

第十五期 日限

第十六期 日限

第十七期 日限

第十八期 日限

第十九期 日限

第二十期 日限

第二一期 日限

第二二期 日限

第二三期 日限

第二四期 日限

第二五期 日限

第二六期 日限

第二七期 日限

第二八期 日限

第二九期 日限

第三十期 日限

第十四條 本法ニ於テ無租地ト稱スルハ
地租ヲ課セザル土地(免租年期地、災
害免租地及自作農免租地ヲ含マズ)ヲ
謂フ
第十五條 無租地ガ有租地ト爲リタルト
キ又ハ有租地ガ無租地ト爲リタルトキ
ハ土地所有者ハ三十日内ニ之ヲ稅務署
長ニ申告スベシ但シ有租地ガ無租地ト
爲リタル場合ニ於テ之ニ關シ豫メ政府
ノ許可ヲ受ケ若ハ申告ヲ爲シタルモノ
又ハ官公署ニ於テ公示シタルモノニ付
テハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 新ニ土地臺帳ニ登録スベキ土
地ヲ生ジタルトキハ當該地番區域内ニ
於ケル最終ノ地番ヲ追ヒ順次其ノ地番
ヲ定ム但シ特別ノ事情アルトキハ適宜
ノ地番ヲ定ムルコトヲ得

第十七條 新ニ土地臺帳ニ登録スベキ土
地ヲ生ジタルトキハ直ニ其ノ地目ヲ設
定ス

第十八條 新ニ土地臺帳ニ登録スベキ土
地ヲ生ジタルトキハ直ニ之ヲ測量シテ
其ノ地積ヲ定ム

**土地臺帳ニ登録セラレタル無租地ガ有
租地ト爲リ又ハ有租地ガ無租地ト爲リ
タルトキハ直ニ其ノ地積ヲ
測量ス但シ其ノ地積ニ異動ナシト認ム
ルトキハ之ヲ省略スルコトヲ得**

第十九條 國有財產法第二十一條ノ規定
地ト爲リタル年及其ノ翌年ヨリ二十年
ノ開拓減租年期ヲ許可シ年期中ハ其ノ
原地(開拓前ノ土地)相當ノ賃貸價格ニ
依リ地租ヲ徵收ス

**前項ノ年期満了スルモ尙地味成熟セザ
ル土地ニ付テハ更ニ十年内ノ年期延長
ヲ許可スルコトヲ得**

第二十條 國有財產法第二十一條ノ規定
ニ依リ賣拂又ハ讓與ノ豫約ヲ爲シタル
土地ニシテ埋立(干拓ヲ含ム)ノ事業成
功ニ因リ賣拂又ハ讓與ヲ受ケ有租地ト
爲リタルモノ又ハ公有水面埋立法第二
十四條若ハ第五十條ノ規定ニ依リ埋立
地ノ所有權ヲ取得シ有租地ト爲リタル
土地ニ付テハ土地所有者ノ申請ニ依リ
有租地ト爲リタル年及其ノ翌年ヨリ六
十年ノ埋立免租年期ヲ許可ス
前項ノ年期満了スルモ尙地味成熟セザ
ル土地ニ付テハ更ニ十年内ノ年期延長
ヲ許可スルコトヲ得

第二十一條 前二條ノ規定ニ依リ開拓減
租年期又ハ埋立免租年期ノ許可ヲ受ケ
ントスル者ハ有租地ト爲リタル日ヨリ
六十日内ニ、開拓減租年期又ハ埋立免
租年期延長ノ許可ヲ受ケントスル者ハ
年期ノ満了スル年ノ六月三十日迄ニ稅
務署長ニ申請スベシ

第二十二條 開拓減租年期中ニ於テ地類
變換ヲ爲シタルトキハ開拓減租年期ハ
消滅ス

**開拓減租年期中ニ於テ地目變換ヲ爲シ
タルトキハ其ノ地目ヲ修正スルモノ其ノ
賃貸價格ハ之ヲ修正セズ**

**埋立免租年期中ニ於テ地目變換、地類
變換又ハ開墾ニ該當スル土地ノ異動ア
ルモ地目變換、地類變換又ハ開墾ナキ
モノト看做ス此ノ場合ニ於テハ免租年
期ノ満了スル年ニ於テ其ノ地目ヲ修正
ス**

第二十三條 開拓減租年期地又ハ埋立免
租年期地ニ付テハ土地所有者ハ年期ノ
期満了スル年ノ六月三十日迄ニ年期満了
申告書ヲ稅務署長ニ提出スベシ

第二十四條 無租地ガ有租地ト爲リタル
ス

第三十條 一筆ノ土地ノ一部ガ左ノ各號
ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ前條
ノ申告ナキ場合ニ於テモ稅務署長ハ其
ノ土地ヲ分筆ス

第一別地目ト爲ルトキ

**二 無租地ガ有租地ト爲リ又ハ有租地
ガ無租地ト爲ルトキ**

三 所有者ヲ異ニスルトキ

**四 質權又ハ百年ヨリ長キ存續期間ノ
定アル地上權ノ目的ト爲ルトキ**

五 地番區域ヲ異ニスルトキ

第六條 開拓減租年期ノ満了スル年ニ於テ
其ノ賃貸價格ヲ修正ス

第七條 開拓減租年期ノ満了スル年ニ於テ
埋立免租年期地ニ付テハ其ノ年期ノ満
了スル年ニ於テ其ノ賃貸價格ヲ設定ス

第八條 開拓減租年期又ハ埋立免租年
期ノ満了ニ因リ賃貸價格ヲ設定シ又
ハ修正スル場合ニ於テ必要アリト認ム
ルトキハ其ノ地積ヲ改測ス

第九條 無租地ガ有租地ト爲リタル
トキハ賃貸價格ヲ設定(第二十四條第
三項ノ設定ヲ含ム)シタル年ノ翌年分
ヨリ地租ヲ徵收ス

第十條 無租地ニ付テハ其ノ修正ヲ爲
シタル年ノ翌年分ヨリ修正賃貸價格ヲ
依リ地租ヲ徵收ス

第十一條 有租地ガ無租地ト爲リタル
トキハ其ノ申告ヲ要スルモノニ付テハ
申告アリタル後ニ開始スル納期ヨリ、
其ノ申告ヲ要セザルモノニ付テハ稅務
署長方其ノ事實ヲ認メタル後ニ開始ス
ル納期ヨリ地租ヲ徵收セズ

第十二條 分筆及合筆

第一節 分筆

第二節 合筆

第三節 開墾

第四節 附則

第五節 地主權

第六節 地主權

第七節 地主權

第八節 地主權

第九節 地主權

第十節 地主權

第十一節 地主權

第十二節 地主權

第十三節 地主權

第十四節 地主權

第十五節 地主權

第十六節 地主權

第十七節 地主權

第十八節 地主權

第十九節 地主權

第二十節 地主權

第二十一節 地主權

第二十二節 地主權

第二十三節 地主權

第二十四節 地主權

第二十五節 地主權

第二十六節 地主權

第二十七節 地主權

第二十八節 地主權

第二十九節 地主權

第三十節 地主權

第三十一節 地主權

第三十二節 地主權

第三十三節 地主權

第三十四節 地主權

第三十五節 地主權

第三十六節 地主權

第三十七節 地主權

第三十八節 地主權

第三十九節 地主權

第四十節 地主權

第四十一節 地主權

第四十二節 地主權

第四十三節 地主權

第四十四節 地主權

第四十五節 地主權

第四十六節 地主權

第四十七節 地主權

第四十八節 地主權

第四十九節 地主權

第五十節 地主權

第五十一節 地主權

第五十二節 地主權

第五十三節 地主權

第五十四節 地主權

第五十五節 地主權

第五十六節 地主權

第五十七節 地主權

第五十八節 地主權

第五十九節 地主權

第六十節 地主權

第六十一節 地主權

第六十二節 地主權

第六十三節 地主權

第六十四節 地主權

第六十五節 地主權

第六十六節 地主權

第六十七節 地主權

第六十八節 地主權

第六十九節 地主權

第七十節 地主權

第七十一節 地主權

第七十二節 地主權

第七十三節 地主權

第七十四節 地主權

第七十五節 地主權

第七十六節 地主權

第七十七節 地主權

第七十八節 地主權

第七十九節 地主權

第八十節 地主權

第八十一節 地主權

第八十二節 地主權

第八十三節 地主權

第八十四節 地主權

第八十五節 地主權

第八十六節 地主權

第八十七節 地主權

第八十八節 地主權

第八十九節 地主權

第九十節 地主權

第九十一節 地主權

第九十二節 地主權

第九十三節 地主權

第九十四節 地主權

第九十五節 地主權

第九十六節 地主權

第九十七節 地主權

第九十八節 地主權

第九十九節 地主權

第一百節 地主權

第一百一節 地主權

第一百二節 地主權

第一百三節 地主權

第一百四節 地主權

第一百五節 地主權

第一百六節 地主權

第一百七節 地主權

第一百八節 地主權

第一百九節 地主權

第一百十節 地主權

第一百十一節 地主權

第一百十二節 地主權

第一百十三節 地主權

第一百十四節 地主權

第一百十五節 地主權

第一百十六節 地主權

第一百十七節 地主權

第一百十八節 地主權

第一百十九節 地主權

第一百二十節 地主權

第一百二十一節 地主權

第一百二十二節 地主權

第一百二十三節 地主權

第一百二十四節 地主權

第一百二十五節 地主權

第一百二十六節 地主權

第一百二十七節 地主權

第一百二十八節 地主權

第一百二十九節 地主權

第一百三十節 地主權

第一百三十一節 地主權

第一百三十二節 地主權

第一百三十三節 地主權

第一百三十四節 地主權

第一百三十五節 地主權

第一百三十六節 地主權

第一百三十七節 地主權

第一百三十八節 地主權

第一百三十九節 地主權

第一百四十節 地主權

第一百四十一節 地主權

第一百四十二節 地主權

第一百四十三節 地主權

第一百四十四節 地主權

第一百四十五節 地主權

第一百四十六節 地主權

第一百四十七節 地主權

第一百四十八節 地主權

第一百四十九節 地主權

第一百五十節 地主權

第一百五十一節 地主權

第一百五十二節 地主權

第一百五十三節 地主權

第一百五十四節 地主權

第一百五十五節 地主權

第一百五十六節 地主權

第一百五十七節 地主權

第一百五十八節 地主權

第一百五十九節 地主權

第一百六十節 地主權

第一百六十一節 地主權

第一百六十二節 地主權

第一百六十三節 地主權

第一百六十四節 地主權

第一百六十五節 地主權

第一百六十六節 地主權

第一百六十七節 地主權

第一百六十八節 地主權

第一百六十九節 地主權

第一百七十節 地主權

第一百七十一節 地主權

第一百七十二節 地主權

第一百七十三節 地主權

第一百七十四節 地主權

第一百七十五節 地主權

第一百七十六節 地主權

第一百七十七節 地主權

第一百七十八節 地主權

第一百七十九節 地主權

第一百八十節 地主權

第一百八十一節 地主權

第一百八十二節 地主權

第一百八十三節 地主權

第一百八十四節 地主權

第一百八十五節 地主權

第一百八十六節 地主權

第一百八十七節 地主權

第一百八十八節 地主權

第一百八十九節 地主權

第一百九十節 地主權

前項ノ年期満了スルモ尙地味成熱セザ
ル土地ニ付テハ更ニ十年内ノ年期延長
ヲ許可スルコトヲ得
宅地又ハ鑛泉地ト爲ス開墾地ニ付テハ
其ノ情況ニ依リ稅務署長ハ開墾減租年
期ヲ短縮スルコトヲ得
第三十七條 前條ノ規定ニ依リ開墾減租
年期ノ許可ヲ受ケントスル者ハ開墾著
手ノ日ヨリ三十日内ニ、開墾減租年期
延長ノ許可ヲ受ケントスル者ハ年期ノ
満了スル年ノ六月三十日迄ニ稅務署長
ニ申請スペシ
第三十八條 開墾減租年期中ニ於テ開墾
成功シタルトキ又ハ其ノ成功地ニ付地
目變換ヲ爲シタルトキハ其ノ地目ヲ修
正スルモ其ノ賃貸價格ハ之ヲ修正セ
ズ
開墾減租年期中ニ於テ其ノ原地ニ付地
目變換ヲ爲シタルトキ又ハ其ノ成功地
ニ付地目變換ヲ爲シタルトキハ開墾減
租年期ハ消滅ス

第三十九條 開墾減租年期地ニ付テハ土
地所有者ハ年期ノ満了スル年ノ六月三十
日迄ニ年期満了申告書ヲ稅務署長ニ提
出スペシ
第四十條 開墾成功シタルトキハ（開墾
減租年期中ナルト否トヲ聞ハズ）直ニ
其ノ地目ヲ修正ス
第四十一條 開墾成功シタルトキハ開墾
減租年期地ニ付テハ其ノ年期ノ満
了スル年ニ於テ其ノ賃貸價格ヲ修正ス
但シ年期満了スルモ尙開墾成功セザル
土地ニ付テハ開墾成功シタルトキ直ニ
其ノ賃貸價格ヲ修正ス
第四十二條 開墾ニ因リ賃貸價格ヲ修正
スル場合ニ於テハ其ノ地積ヲ改測ス但
シ其ノ地積ニ異動ナシト認ムルトキハ
之ヲ省略スルコトヲ得
第四十三條 開墾ニ因リ地目又ハ賃貸價
格ヲ修正シタルト土地ニ付テハ其ノ修正
ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ修正地目又
ハ修正賃貸價格ニ依リ地租ヲ徵收ス
第四十四條 本法ニ於テ地目變換ト稱ス
第四十五條 地目變換又ハ地類變換ヲ爲
シタルトキハ土地所有者ハ三十日内ニ
之ヲ稅務署長ニ申告スペシ
第四十六條 二十年内ニ成功シ能ハザル
地目變換地ニ付テハ土地所有者ノ申請
ニ依リ地目變換著手ノ年及其ノ翌年ヨリ
四十年ノ地目變換減租年期ヲ許可シ
年期中ハ原地（變換前ノ土地）相當ノ賃
貸價格ニ依リ地租ヲ徵收ス
前項ノ年期満了スルモ尙地味成熱セザ
ル土地ニ付テハ更ニ十年内ノ年期延長
ヲ許可スルコトヲ得
宅地又ハ鑛泉地ニ變換スル土地ニ付テ
其ノ情況ニ依リ稅務署長ハ地目變換
減租年期ヲ短縮スルコトヲ得
第四十七條 前條ノ規定ニ依リ地目變換
減租年期ノ許可ヲ受ケントスル者ハ地
目變換著手ノ日ヨリ三十日内ニ、地目
變換減租年期延長ノ許可ヲ受ケントス
ル者ハ年期ノ満了スル年ノ六月三十日
迄ニ稅務署長ニ申請スペシ
第四十八條 地目變換減租年期中ニ於テ
其ノ原地又ハ變換地ニ付地目變換ヲ爲
シタルトキハ其ノ地目ヲ修正スルモ其
ノ賃貸價格ハ之ヲ修正セズ
第四十九條 地目變換減租年期地ニ付テ
前項ノ年期満了スルモ尙荒地ノ形狀ヲ
存スルモノニ付テハ更ニ十五年内ノ年
期延長ヲ許可スルコトヲ得
第六十條 荒地免租年期中ニ於テ地目變
換地類變換又ハ開墾ニ該當スル土地
ノ異動アルモ地目變換、地類變換又ハ
開墾ナキモノト看做ス此ノ場合ニ於テ
ハ免租年期ノ満了スル年ニ於テ其ノ地
目ヲ修正ス
第六十一條 荒地免租年期地ニ付テハ納
稅義務者ハ年期ノ満了スル年ノ六月三
十日迄ニ年期満了申告書ヲ稅務署長ニ
提出スペシ
第六十二條 荒地免租年期地ニ付テハ其
ノ年期ノ満了スル年ニ於テ其ノ賃貸價
格ヲ設定ス
第六十三條 荒地免租年期ノ満了ニ因リ
賃貸價格ヲ設定スル場合ニ於テ必要ア
リト認ムルトキハ其ノ地積ヲ改測ス

第五十四條 本法ニ於テ荒地ト稱スルハ
災害ニ因リ地形ヲ變ジ又ハ作土ヲ損傷
シタル土地ヲ謂フ
第五十五条 荒地ニ付テハ納稅義務者ノ
申請ニ依リ荒地ト爲リタル年及其ノ翌
年ヨリ十五年内ノ荒地免租年期ヲ許可
ス
前項ノ年期満了スルモ尙荒地ノ形狀ヲ
存スルモノニ付テハ更ニ十五年内ノ年
期延長ヲ許可スルコトヲ得
第六十四条 荒地免租年期ノ満了ニ因リ
賃貸價格ヲ設定シタル土地ニ付テハ其
ノ年期ノ満了スル年ニ於テ其ノ地積ヲ改
測ス
第五十六條 前條ノ規定ニ依リ荒地免租
年期ノ許可ヲ受ケントスル者ハ稅務署

長ニ申請スペシ荒地免租年期延長ノ許
可ヲ受ケントスル者ハ年期ノ満了スル
年ノ六月三十日迄ニ稅務署長ニ申請ス
ベシ
第五十七条 荒地免租年期地ニ付テハ免
租年期許可ノ申請アリタル後ニ開始ス
ル納期ヨリ地租ヲ徵收セズ
第五十八条 荒地免租年期中ノ土地ガ再
び荒地ト爲リ免租年期ノ許可ヲ受ケタ
ルトキハ前ノ年期ハ消滅ス

第五十九條 開拓減租年期、埋立免租年
期、開墾減租年期又ハ地目變換減租年
期中ノ土地ニ付荒地免租年期ヲ許可シ
タルトキハ其ノ許可ヲ爲シタル年ヨリ

荒地免租年期滿了ニ至ル迄ハ開拓減租
年期、埋立免租年期、開墾減租年期又
ハ地目變換減租年期ハ其ノ進行ヲ止

ム
ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ他ノ法律ニ依リ一定ノ期
間地租ノ全部又ハ一部ヲ免除シタル土
地ニ付荒地免租年期ヲ許可シタル場合
ニ之ヲ準用ス

第六十條 荒地免租年期中ニ於テ地目變
換地類變換又ハ開墾ニ該當スル土地
ノ異動アルモ地目變換、地類變換又ハ
開墾ナキモノト看做ス此ノ場合ニ於テ
ハ免租年期ノ満了スル年ニ於テ其ノ地
目ヲ修正ス

第六十一條 荒地免租年期地ニ付テハ納
稅義務者ハ年期ノ満了スル年ノ六月三
十日迄ニ年期満了申告書ヲ稅務署長ニ
提出スペシ

第六十二条 荒地免租年期地ニ付テハ其
ノ年期ノ満了スル年ニ於テ其ノ賃貸價
格ヲ設定ス

第六十三条 荒地免租年期ノ満了ニ因リ
賃貸價格ヲ設定スル場合ニ於テ必要ア
リト認ムルトキハ其ノ地積ヲ改測ス

第五十五条 荒地ニ付テハ本法ノ適用ニ付
テハ前項ノ延長年期ハ二十年内ト
斯ノ年期満了スルモ尙海、湖又ハ河
川ノ狀況ニ在ルモノハ本法ノ適用ニ付
テハ海、湖又ハ河川ト爲リタルモノト
看做ス
第五十六条 前條ノ規定ニ依リ荒地免租
年期ノ許可ヲ受ケントスル者ハ稅務署

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第三章 災害地免租

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第六十五條 北海道又ハ府縣ノ全部又ハ
一部ニ瓦ル災害又ハ天候不順ニ因リ收
穫皆無ニ歸シタル田畠ニ付テハ納稅義
務者ノ申請ニ依リ其ノ年分地租ハ之ヲ
免除ス

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第六十六條 地目變換若ハ開墾成功ノ申
告アリタル土地又ハ耕地整理工事完了
シ賃貸價格配賦ノ申出アリタル土地ニ
シテ未ダ土地臺帳ヲ更正セザルモノニ
付テハ其ノ成功地目ガ田畠ナルトキハ
命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ヲ準
用ス

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第六十七條 前二條ノ規定ニ依リ地租ノ
免除ヲ受ケントスル者ハ被害現狀ノ存
スル間ニ於テ其ノ事實ヲ明ニシテ稅務
署長ニ申請スペシ

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第六十八條 前條ノ申請アリタルトキハ
被害ノ調査中其ノ年分地租ノ徵收ヲ猶
豫スルコトヲ得

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第六十九條 第六十條又ハ第六十六條
ノ規定ニ依リ免除シタル地租ハ法律上
總テノ納稅資格中ヨリ之ヲ控除セズ

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第七十條 田畠地租ノ納期開始ノ時ニ於
テ納稅義務者(法人ヲ除ク)ノ住所地市
町村及隣接市町村内ニ於ケル田畠賃貸
價格ノ合計金額ガ其ノ同居家族ノ分ト
合算シ二百圓未滿ナルトキハ納稅義務
者ノ申請ニ依リ其ノ田畠ノ當該納期分
地租ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ免除
ス但シ小作ニ付シタル田畠ニ付テハ此
ノ限ニ在ラズ

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

民法施行前ヨリ引續キ存スル永小作權
ニ付其ノ設定ノ當時舊來ノ慣行ニ依リ
テ小作料支拂ノ外當該田畠ノ地租ノ全
額ヲ承小作權者ニ付テ負擔スルコトヲ
約シタル田畠ニ關シテハ命令ノ定ムル

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第七十一條 前條ノ規定ニ依リ地租ノ免
除ヲ受ケントスル者ハ毎年三月中ニ住
所地市町村ヲ經由シ稅務署長ニ申請ス
ベシ

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第七十二條 稅務署長ハ土地ノ異動其ノ
他地租徵收ニ關シ必要ト認ムル事項ヲ
市町村ニ通知スペシ

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第七十三條 地租ハ各納稅義務者ニ付同
一市町村内ニ於ケル同一地目ノ賃貸價
格ノ合計金額ニ依リ算出しシ之ヲ徵收ス
但シ賃貸價格ノ合計金額ガ一圓ニ満タ
ザルトキハ地租ヲ徵收セズ

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第七十四條 市町村ハ地租ノ納期毎ニ其
ノ納期開始前十五日迄ニ賃貸價格及地
租ノ總額竝ニ其ノ各納期ニ於ケル納額
ヲ稅務署長ニ報告スベシ但シ前報告後
異動ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第七十五條 市町村ハ第七十條ノ規定ニ
依リ地租ヲ免除スル田畠ノ賃貸價格ノ
ヲ稅務署長ニ報告スペシ

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第七十六條 大藏大臣ハ稅務署長又ハ其
ノ代理官ヲシテ隨時市町村ニ於ケル國
稅徵收ニ關スル事務ヲ監督セシムベ
シ

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第七十七條 他ノ法律ニ依リ一定ノ期間

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

所ニ依リ永小作權者ヲ所有者ト看做シ
テ前項ノ規定ヲ適用ス

第七十八條 稅務署長土地ノ異動ニ因リ
臺帳ニ登録シタルトキ又ハ登録ヲ變更
ニ通知スペシ

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第七十九條 紳稅義務者其ノ土地所在ノ
市町村内ニ現住セザルトキハ地租ニ關
スル事項ヲ處理セシムル爲シ又ハ市町村
内ニ現住スル者ニ就キ納稅管理人ヲ定
メ當該市町村長ニ申告スペシ

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第八十條 土地所有者ニ變更アリタル場
合ニ於テハ舊所有者方爲スペカリ申
告ハ所有者ノ變更アリタル日ヨリ三十
日内ニ新所有者ヨリ之ヲ爲スペシ

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第八十一條 本法ニ依リ土地所有者ヨリ
田畠、烟、宅地以外ノ土地ハ之ヲ同一地
目ノ土地ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用
ス

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第八十二條 本法ニ依リ申告ヲ爲スペキ
ミテ納稅義務者其ノ申告ヲ爲サザルト
キハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第八十三條 許偽其ノ他不正ノ行爲ニ依
リ地租ヲ逋脱シタル者ハ其ノ逋脱シタ
ル稅金ノ五倍ニ相當スル罰金又ハ科料
ニ處シ直ニ其ノ地租ヲ徵收ス但シ自首
シタル者又ハ稅務署長ニ申出デタル者
ハ其ノ罪ヲ問ハズ

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第八十四條 本法ニ依リ申告ヲ爲スペキ
ミテ有スル者其ノ申告ヲ爲サズ仍テ
地租ニ不足額アルトキハ直ニ之ヲ徵收
ス

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第八十五條 前二條ノ規定ニ依リ地租ヲ
徵收スル場合ニ於テハ第七十三條ノ規
定ニ拘ラズ當該土地一筆毎ニ其ノ地租
ヲ算出ス

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第八十六條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ
土地ノ検査ヲ爲シ又ハ土地ノ所有者、
質權者、地上權者其ノ他利害關係人ニ
對シ必要ナル事項ヲ質問スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ土地ノ検査ヲ拒ミ又
ハ之ヲ妨ゲタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ
處ス

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第八十七條 市制第六條又ハ第八十二條
ノ第三項ノ市ニ於テハ本法中市ニ關スル
規定ハ區ニ、市長ニ關スル規定ハ區長
ニ之ヲ適用ス

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第八十八條 本法ハ國有地ニ之ヲ適用セ
ズ

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第八十九條 府縣、市町村其ノ他ノ公共
團體ハ第二條ノ規定ニ依リ地租ヲ課セ
ザル土地ニ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スル
コトヲ得ズ但シ所有者以外ノ者同條第
一號又ハ第二號ノ土地ヲ使用收益スル
場合ニ於テ其ノ土地ニ付使用者ニ租稅
コトヲ得ズ但シ所有者以外ノ者同條第
一號又ハ第二號ノ土地ヲ使用收益斯

ノ設定ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ地租
ヲ徵收ス

第九十條 本法ハ昭和六年四月一日ヨリ
之ヲ施行ス但シ昭和六年分地租ニ限
リ第十條ノ規定中百分ノ三・八トアル
ハ百分ノ四、第十一條ノ規定中宅地租
トールアハ其ノ年七月一日ヨリ三十一日限
トールアハ其ノ年十一月一日ヨリ三十

ト信ジマスガ、將來久シキニ瓦リ是ガ修正ヲ行ハザレバ、現行地租ノ如ク負擔ノ不公平ナル結果ヲ來スコト、ナリマスノデ、相當ノ期間毎ニ、一般的ニ賃貸價格ヲ修正シタ、而シテ第一回ノ改訂へ昭和十三年ニ之ヲ行フノデアリマス

第二、税率ハ各地目トモ之ヲ百分ノ三・八ニ致シタノデアリマス、現行ノ税率ハ數回改正ノ沿革ニ依リマシテ、宅地百分ノ二・五、田畠百分ノ四・五、其他百分ノ五・五ト區別シ、尙ホ北海道ニ於ケル宅地以外ノ土地ニ付キマシテハ、特別ノ税率ヲ設ケテ居スマスガ、一般的ニ課稅標準ヲ改正シ、全國ニ瓦リ、各地目トモ同一ノ方法ニ依リ調査シタル新課稅標準ヲ採用スルコトニナリマスレバ、地目ヲ異ニスルガ爲ニ、又地域ヲ異ニスルガ爲ニ、其税率ヲ異ニスペキ理由ハナイト認メマシテ、總テ同一稅率ニ致シマシタ、而シテ今回調査シタル賃貸價格ヲ基礎ドシテ、現在地租總額ノ限度ニ於テ其稅率ヲ算定シマスルト、百分ノ四・五トナルノデアリマスガ、倫敦海軍條約成立ノ結果生ジタル餘剩財源ノ一部ヲ以テ、其負擔ヲ輕減スルコトニ致シ、稅率ヲ百分ノ三・八ト定メテ、約一割五分ノ引下ヲ行フタノデアリマス

第三、自作農地ノ免稅點ハ、賃貸價格二百圓ト致シマシタ、現在ニ於テ免稅點ハ、住所地市町村及隣接市町村ニ於ケル田畠合計地價二百圓デアリマスガ、之ヲ田畠合計賃貸價格二百圓ニ改メマシタ、而シテ田畠賃貸價格ハ大體ニ於テ現在ノ地價ニ比シ相當減ジテ居リマスノデ、此改正ノ結果、免稅ヲ受クベキ納稅者ノ數及土地ノ面積ハ、相當增加スルコト、ナルノデアリマス

第四、地租改正ニ依ル負擔ノ激増ヲ緩和スル爲メ、適當ナル方法ヲ講ジマシタ、地

租ノ課稅標準及稅率ヲ改正スルガ爲ニ、地
租ノ負擔ニ増減アルベキハ固ヨリ當然ノコ
トデアリマスガ、負擔ノ激増ヲ緩和スルコ
トヲ穩當ト認メマシテ、新地租額ガ現在ノ
地租額ノ三倍八割ヲ超エル土地ニ付キマシ
テハ、三倍八割ヲ超過セザルヤウ賃貸價格
ヲ制限致シタノデアリマス

第五、土地ノ異動ニ依ル課稅標準ノ設定
又ハ修正ヲ爲ス場合、必要ト認ムル外、土
地ノ測量ヲ省略スルコトニ致シマシタ、現
行法ニ於キマシテハ、土地ノ異動スル毎ニ
必ズ之ヲ測量スル制度デアリマスガ、實際
上其必要ナキ場合モアリマス、又是ガ爲
メ土地異動ノ處理ヲ遲延セシムル虞モアリ
マスノデ、土地ノ測量ヲ省略シ得ル場合ヲ
認ムルコトニ改正シマシテ、官民相互ノ手
數ヲ省クコトニシタノデアリマス

第六、土地ノ異動ニ依ル課稅標準ノ設定、
又ハ修正ノ方法、各種年期地ノ取扱、納
期及徵收方法ニ付キマシテハ、大體現行ノ
制度ニ則リマシタガ、多少ノ改正ヲ加ヘタ
ノデアリマス、以上ノ改正ニ依リ平年度ニ
於テ千八十餘万圓ノ減稅トナルノデアリマ
ス

次ニ營業收益稅ニ付キマシテハ、法人個
人ヲ通ジ、其稅率ヲ引下グルコト、致シマ
シタ、即チ法人ノ稅率百分ノ三・六ヲ百分
ノ三・四ニ、個人ノ稅率百分ノ一・八ヲ百分
ノ二・六ニ引下グルト共ニ、更ニ個人ノ純
益千圓以下ノ金額ニ對シ、特ニ其負擔ヲ輕
減スル必要ヲ認メ、低稅率ヲ適用スルコ
トニ改正シマシテ、其稅率ヲ百分ノ二・二
ト致シマシタ、隨テ純益千圓以下ノ個人ノ
營業收益稅者ハ從來ニ比シ、二割餘ノ負擔
ノ輕減ヲ受タルコトニナルノデアリマス、
營業所得ハ資產勤勞ノ共同所得デアリマス
ガ、小營業者ニアリマシテハ大營業者ニ比
シ、勤勞ノ部分概シテ多キモノアルヲ認メ
マシタノデ、個人ノ營業收益稅ノ稅率ヲ單
一ナル比率稅ノ儘之ヲ引下グルコトハ適當

ニ非ズト信ジマシテ、特ニ小營業者ノ負擔ヲ一層輕減シタ次第デアリマス、此改正ニ依リマシテ、平年度ニ於テ四百六十餘万圓ノ減税トナリマス
次ニ砂糖消費稅ニ付キマシテハ、各種別ヲ通ジテ稅率ノ引下ヲ行フコト、致シマシタ、而シテ稅率ノ引下ヲ行フニ當リマシテハ、下級ノ砂糖ニ對シテ輕減割合ヲ多クシ、上級糖ニハ減稅割合ヲ少クスルヤウニ按配シタノデアリマス、即チ第一種糖ハ甲乙丙ヲ通じ、稅率一割ヲ引下ゲ、第二種糖ハ九分、第三種糖ハ八分、第四種糖ハ七分ヲ引下ゲ、第五種糖ニ對シテハ其輕減率ヲ五分ニ止メタノデアリマス、糖蜜ニ付キマシテハ砂糖ノ稅率改正ニ伴ヒ、ソレト、適當ナル改正ヲ加ヘタ次第デアリマス、此改正ニ依リマシテ、平年度ニ於テ六百餘万圓ノ減稅トナルノデアリマス
次ニ織物消費稅ニ付キマシテハ、其稅率百分ノ十ヲ百分ノ九ニ引下ゲ、總テノ課稅稅織物ニ對シ一割ノ減稅ヲ行フ外、免稅織物ノ範圍ヲ擴張スルコトニ致シタノデアリマス、大正十五年ノ改正ニ當リマシテ、綿織物ヲ免稅ト致シタガ、絹、人造絹等ヲ混織シタルモノハ、其分量ガ僅少デアリマシテモ、總テ課稅スルコトニナッテ居リマス、今回之ヲ改正致シマシテ、少量ノ絹、人造絹ヲ混織シテモ、之ヲ免稅織物トスルコトニ改メ、更ニ麻織物、及ビ毛織物中ノ下級品ハ之ヲ免稅スルコトニ致シマシタ、此改正ニ依リマシテ平年度ニ於テ四百十餘万圓ノ減稅トナリマス
右ハ今回ノ減稅計畫ノ大要デアリマスガ、昭和六年度ニ於キマシテハ財源ノ關係上、地租ノ稅率ハ賃貸價格百分ノ四トシ、營業収益稅ハ個人ノ純益千圓以下ノ金額ニ限り、稅率ハ百分ノ二・五ヲ適用スルコト、シ砂糖消費稅ノ改正ハ昭和七年一月一日ヨリ、營業物消費稅ノ改正ハ昭和六年十二月一日ヨリ之ヲ施行スルコトニ致シマシタ、其結果

果ハ昭和六年度ニ於キマシテハ、地租ガ六百七十餘万圓、營業収益稅百二十餘万圓、砂糖消費稅二十餘万圓、織物消費稅九十五萬圓減稅トナリマス、以上申述ベタル減稅金額ヲ合計シマスト、平年度ニ於テ二千五百六十餘万圓、昭和六年度ニ於テ九百十餘万圓トナルノデアリマス、何卒十分御審議ノ上、速ニ御協賛アランコトヲ希望致シマス(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 安達内務大臣

(國務大臣安達謙藏君登壇)

○國務大臣(安達謙藏君) エニ議題トナッテ居リマスル明治四十一年法律第三十七號中改正法律案外二件ノ法律案ニ付キマシテ、一括シテ其大要ノ説明ヲ致シマス

今回倫敦海軍條約ノ成立ニ因リ生ジマシタル財源ヲ以テ、國稅地租及び營業収益稅ノ輕減ヲ行ヒ、且ツ地租ニ關スル制度ヲ改正シテ、地租法ヲ制定スルコト、ナリマシタルニ付キマシテ、ニ之關聯アル地方稅ニ付キ、地方總體ニ於ケル從前ノ收入ヲ維持スルト共ニ、是方負擔ノ公正ヲ期スル目的ヲ以チマシテ、茲ニ必要ナル法律ノ改正ヲ行フコト、致シタ次第デアリマス、即チ國稅ニ於テ地租ノ課稅標準ヲ質貸價格ニ改メ、且ツ其稅率ヲ輕減スルニ伴ヒマシテ、地方稅タル特別地稅ノ課稅標準ヲ質貸價格ニ改メ、又地租附加稅、特別地稅及ビ其附加稅ノ制限率ヲ、地方總體ニ付キ、從前ト増減ナキ收入ヲ得ベキ限度ニ整理スルコト、致シマシタ、唯地租及特別地稅ノ課稅標準ヲ改正致シマス結果、制限率ヲ斯様ニ定メマシテモ、地租附加稅、特別地稅、又ハ其附加稅ノ收入ハ、之ヲ地方團體各個ニ付テ見マスル時ハ、從前ニ比較シテ少ナカラズ増減ヲ來ス場合ヲ生ズルコトヲ免レナイノデアリマスガ、斯ル場合ニ付キマシテハ、地租及ビ特別地稅ノ課稅標準ヲ質貸價格ノ次ノ改訂期、即チ昭和十二年度マデ經過的便法ヲ設ケマシテ、以テ一面ニハ地方團體

ムルト共ニ、一面ニハ土地ニ對スル地方負擔ノ増加ヲ避ケ、地方財政ノ濫リナル膨脹ヲ抑制スルコト、致シマシタ
次ニ國稅營業収益稅ノ減稅ニ伴ヒマシテ、地方稅ニ於テ其附加稅ノ制限率ヲ改正スルコト、致シマシタ、又是ト同時ニ府縣稅營業稅ニ付テ、營業収益稅ト同一程度ノ減稅ヲ行フコト、致シマシタ、其輕減割合ハ昭和六年度ニ於テ約一割、昭和七年度以降ニ於テ二割餘アリマシテ、其減稅額ハ、平年度ニ於キマシテ約百八十餘万圓トナル見込デアリマス、蓋シ府縣稅營業稅ハ、主トシテ國稅ノ營業収益稅免稅點以下ノ諸營業者ニ對シテ課稅スルモノニアリマスルガ故ニ、營業収益稅ニ付テ減稅ヲ爲ス以上ハ、負擔ノ權衡上、營業稅ニ付テモ亦減稅ヲ致シマスルコトヲ相當ト認メタルガ爲メデアリマス、尙ほ都市計畫特別稅ニ付キマシテモ、地租ノ改正ニ伴ヒマシテ、地租割及ビ特別地稅ニ付キ必要ナル改正ヲ加フルコト、致シマシタ
以上ハ改正法律案ノ概要デアリマス、何卒十分御審議ノ上、速ニ協賛ヲ與ヘラレシコトヲ希望致シマス（拍手）
○議長（藤澤幾之輔君） 質疑ヲ許シマス、
高橋熊次郎君
〔高橋熊次郎君登壇〕
○高橋熊次郎君 只今提案ニナッテ居リマスル減稅案、新地租法案中ニ付テ、私ハ幾多ノ疑義ヲ持テ居ル者ニアリマス、是ハ此内閣ニ於テ本議會ニ提案サレタルモノ、中デ、最モ重大ナル案件ノ一つデアルト吾々ハ考ヘテ居ルノデアリマス、殊ニ負擔ノ輕減ヲスルト云ノハ、民政黨各位ニ於カレテ多年來天下ニ高調力說サレタル所デアルト思フノデアリマス、然ルニ吾々ハ此減稅案ニ現ハレタル限りニ於テハ、寔ニ平素ノ御主張ニハ副フモノデナイヤウニ考へラテ居ルノデアリマスル（拍手）如何ニモ貧弱

アルト云フヤウナコトヲ聞クノデアリマスガ、二階カラ目藥ドコロノ騒ギデハナイノデアリマス、租稅ニ於テモ今日減ジタリト雖モ、尙ホ八億万圓ニ近イ所ノ租稅ヲ持テ居ルノデアリマスルガ、兎モ角不確實ナル財源ヲ以テ後年度ノ減稅計畫ヲ立テルナゾト云フコトハ、少クモ今日ノ財界ノ情勢ニ於テ之ヲ許スカドウカト云フコトハ、是ハ別ノ問題トシテ他ノ機會ニ譲リマスガ、今年度ノ豫算ニ現ハレタル結果ヲ見マシテモ、九百餘万圓デアル、九百餘万圓、八億ニ近イ所ノ稅金ノ中デ九百餘万圓ノ稅金、是デ國民ノ負擔ガ輕減サレルトカ、生活ノ安定ヲ圖リ得ルナゾト云フコトハ、茲ニ產業ノ振興ヲ之ニ依リヤルナゾト云フコトハ、大ニ識者バカリデハナイ、三歳ノ童子デモ笑フコト、私ハ考ヘル(拍手)ソレデコンナ馬鹿馬鹿シイヤウナ案ハナカラウト思フノデアリマスルカラ、何カ吾々ノ知リ得ナイ範圍内ニ於テ、色々ナ御名説ヲ承レルカト、斯様ニ考ヘテ居ル、此處ニ學殖經驗ニ於テ世界ヲ驚カシツ、アル有名ナル井上大藏大臣ノコトデアリマスルカラ(拍手)吾々ノ知リ得ザル所ノ幾多ノ事實ヲ私共ハ學びコトガ出来ヤウカト云フ、大ナル期待ヲ持テ此演壇ニ立ッタル次第デアリマスカラ、私ノ質問ハ成ベク議事ノ進行ヲ考ヘマンテ簡単ニ申上、ダル積リデアリマスカラ、何時デモノノヤウナ、吾々ニハ理解ノ出來ナイヤウナルムヅカシイ答辯ヲ以テ、頭ガ良ケレバ良イ程分ラナイヤウナ御答辯ノ方法ヲ避ケテ、卒直明確ニ御答辯アランコトヲ豫メ註文ヲ致シテ置ク次第デアリマス

此内閣ハ公正ニ政治ヲ行フト云フコトヲ常ニ口ニサレルバカリデナク、十大政綱ノ第一義トシテ之ヲ掲ゲテ居ラレルノデアル、然ラバ、此最モ公平嚴正ニ行ハレベキ税法ニ於テハ、特ニ之ニ意ヲ用ヒナケレバナラヌノデアル、用ヒラレタニハ相違ハナカラウト思フノデアリマスガ、案ニ現ハレタ所見ルト云フト、一向サウ云フ觀念ハ現ハレテ參ラヌノデアル、洵ニ不公平ナル事象ガ其儘存ニシテ居ルヤウニ考ヘルノデアリマス、私共ハ此問題ニ供セラレテ居ル所ノ減税ノ諸案ニ瓦ツテ色々々ナ意見ハゴザイマスケレドモ、是ハ順ヲ追テ申上ゲルコトニ致シマス、又他ノ同僚諸君ニモ色々御意見ノアルコトデアリマスカラ、其人々ニモ御讓リヲシタイト思フノデアリマスガ、先以テ問題トシテ最モ大キイ、而シテ其減税額額ニ依リテモ最モ大ナル數字ヲ占メテ居ル所ノ地租ニ關スル新地租法案ニ付テ、私ハ第ニ伺テ見タイト思フノデアリマス、其中デ只今申上ゲタル税ノ公正ト云フコトニ付テ、果シテ適當ナ提案デアルカ否ヤト云フコトヲ、先づ第一著ニ申上ガテ見タイト思フノデアリマス、殊ニ從來ノ御言明ニ依リマシテモ、又今ノ内閣ノ前身デアル所ノ内閣時代、今病床ニ横ハシテ居ラレル所ノ——元氣ハ回復サレタト天下ニ表明サレテ居ルノデ、吾々ハ廢賀ノ意ヲ表シツ、アルノデアリマス、濱口^五大臣ト申上ゲナケレバナラヌノデアリマセウガ、其言葉ニ付テハ色々論議ガゴザイマス、此濱口雄幸氏ガ、前ノ大藏大臣^六在ラレタ時分ニモ、度地租ト云フモノハ、只今大藏大臣ヨリ御説明ノアツカ通リニ、明治ノ初年ニ制定サレタ法律ニ依ルモノデアツテ、殊ニ課税標準モ亦其當時ノ事情ノ下ニ出来上^七タモノデアルカラ、時代ニ適合シナインデアル、今日ノ經濟界ノ變動ノ場合ニハ事實ニ即シナイン

ナル御趣旨ヲ繰返サレタヤウニ私ハ聽取タノデアリマス、然ラバ此提案ニ於テ、公正ニヤツカドウカト云フコトヲ吾々ハ考ヘテ見ナケレバナラヌノデアリマス、ソレデ私共ハ前ノ地租條例ニ於テ、最モ問題トナッタノハ法定地價デアル、法定地價ニ依テ定リタル地租ト云フモノハ、第一地目ニ依テ公平デナイバカリデナク、地方別ニ見テ非常ナル差別ガアル、是ハドウンシテモ速ニ改正ヲ致シテ、負擔ノ公平ヲ期セナケレバナラヌト云フノハ、是ハ内閣諸公ガ常ニ繰返サレテ居ルバカリデナク、天下何人モ之ヲロニシナイ者ハナインデアリマス、而モ地租條例ノ改正ハ容易デナイト云フテ、今マデ度々手ヲ著ケラタケレドモ、完成スルニ至ラナカツタノデアル、今日ハ之ヲ一日モ速ニ改正ラシナケレバナラスト云フノデ、地租法ヲ提案サレタヤウデアリマスケレドモ、而モ以前ノ不公平ノ事實ハ少シモ匡救サレテ居ナイノデアリマス、當時ニアッテハ、明治維新ノ際デアルカラ、今日カラ考ヘテ見ルト云フト、吾々ノ不平不満モ多少忍バナケレバナラナイ、甲ト乙トノ交通ノ不便ナ關係カラシテ、地理的ニ公平ヲ保ツト云フコトハ、當時ハ困難デアッタラウ、ソレデ吾々ハ非常ナル不公平ノ待遇ヲ受けナガラモ、忍ンデ居タノデアリマス、九州ノ一部、或ハ東北ノ全般ナゾハ、中國ノ一部、九州ノ一部分、四國ノ一部分ナゾニ比較シテハ非常ナル重キ課率ト申シマスヨリ、課稅標準ノ下ニ、即チ地價ヲ定メラレテ、多年苦シニ居タノデアリマス、併ナガラ先程申上ゲルヤウナル事情ノ下ニ、是等ノ地方ノ人々ハ我慢致シテ居タノデアリマスガ、今日其弊害ヲ除去スル爲ニ改正ヲスルノダト云フ趣旨ノ下ニ、此提案ヲサレル以上ハ、吾々ハ是等ノ缺點ト云フモノハ、當然除カレ得ベキモノナリト考ヘザルヲ得ナイノデアリマス、多クノ國民ハ之ヲ

期待シテ居ルダラウト思フノデアリマス、而シテ吾々ハ數字ヲ的確ニ伺テ居リマセヌカラシテ、是等ノ事ハドウ云フコトニナツテ居ルカト云フコトハ、此場合十分論ズルコトハ避ケマセウ、吾々ガ世間ニ傳ヘラレタル所ノ數字ヲ拾テ作り上ゲタ所ヲ見ルト云フト、何等地租條例時代、即チ法定地價ノ場合ニ曝サレテ居ツタ同ジャウニ、地价的不公平ノ状態其儘ヲ今日持續サレテ居ルト吾々ハ考ヘルノデアリマス、ソレハ吾吾ハ此處ニ公表サレタル數字ヲ持タナイカラ遠慮スル、公表サレタルモノヲ持ツテ居ラナイ、吾々自身ノ努力ニ依テ拾ヒ集メタ數字ニアリマスカラ、ソレハ私ハ此場合ハ之ヲ遠慮ヲ致スノデ、是ハ論議ヲ致シマスマイ、併ナガラ今日此新地租法ノ本デアル所ノ土地賃貸價格ト云フモノハ、大正十五年四月一日現在ヲ掲ヘテ、其時ノ状態ニ依テ課税標準タル土地賃貸價格ト云フモノヲ定メタノデアル、即チ土地賃貸價格調査法ト云フ法律ノ下ニ調査委員ガ立チマシテ、二年ノ日子ヲ費シテ之ヲ調上ゲタ、其努力ハ多トルノデアリマスケレドモ、大正十五年ノ時ノ經濟狀態ト今日ハ、雲泥ノ相違デアルト云フコトハ、私ガ茲ニ繰返シ申スマデモナイノデアル、色々大藏大臣又現内閣諸公ハ論議サレマスルガ、兎ニモ角ニモ金解禁ヲ斷行サレタル以來ノ經濟界ノ變革ト云フモノハ非常ナモノデアル、其政治上ノ責任云々ハ別問題ト致シマンテ、實際現ハレテ居ル事象ハ左様ナ如キモノデアル、此金解禁以來、殊ニソレノ對策トシテ財政經濟ノ緊縮政策ヲ採ラレタト云フガ爲ニ、經濟界ノ大變革ガ起ツノデアル、殊ニ甚シイノハ不動産ノ價格デアルノデアリマス、田畠ノ價格デアルノデアリマス、サウ云フ事象ノ下ニ、古イ所ノ標準ヲ當減メヨラト致シタ所ガ、是ハ公平ニ行ク道理ハナル、此金解禁以來、殊ニソレノ對策トシテ財政經濟ノ緊縮政策ヲ採ラレタト云フガ爲ニ、經濟界ノ大變革ガ起ツノデアル、殊ニ甚シイノハ不動産ノ價格デアルノデアリマス、田畠ノ價格デアルノデアリマス、サウカラウト考ヘルノデアリマス、經濟界ガ順調ニ参ル時分ニハ、不公平ト云フモノモ其

陷^テ居^ル場合ニハ、數字ガ細カクナレバ、其差ト云フモノハ非常ニ大キクナルト云フ。又地目的ニモ、私ハ非常ナ不公平ナル事象ガ益、深クナッテ居ルト云フコトヲ斷定ス。ノデアリマス、左様デアリマスルカラ、今日ニ於テ此賃貸價格ノ差ハ、地方的ニモ平ナル場合ニ、此新地租法ト云フモノヲ特ニ其儘提案ヲサレタノデアルカ、減稅ヲ爲サルナラバ、之ヲ其儘ニ置イテ減稅ヲ爲ス。テモ宜カラウト思フノデアル、ソレヲ故ラニ新地租法ニ變ヘテ、サウシテ此法律ヲ以テ不公平ナル事實ヲ其儘ニ置イテ、茲ニ減稅ヲ行^フテ見テモ、其效果ト云フモノハ蓋シ淘ニ少イモノダラウト吾々ハ考ヘル、減稅ヲ爲サルコトハ吾々ハ大ニ喜ブ、吾々ハ之ニ贊成ヲ致スカモ知レヌ、吾々ハヨリ多キ所ノ減稅ヲ希望致シテ居ルノデアリマス、ソレナラバ高橋ハ此地租法ナドハ幾分ナリトモ公平ニナ^{シタト}云フコトヲ認メナイノカト言ハレルカモ知レヌ、ソレハ幾分カハ公平ニモナ^{シタ}テ居リマセウ、併ナガラソレト同時ニ非常ナル茲ニ不公平ナル事實ガ出テ來ルト云フコトニ相成ルノデアリマス、改正ヲシタラ、改革ヲシタラ善クナルトバカリハ限ラヌノデアリマス、改正ヲシテ却テ惡イ結果ト云フモノヲ生ジナイトハ考ヘラレナイ、改正ト改善トハマルキリ違フノデアル〔改正ノ正ハ正シイト云フ字ダ〕ト呼フ者アリ〕ソレハ正シクスルト云フノデヤナイ、ソレハ改メルト云フノデアル……〔發言スル者多シ〕

併ナガラ之ヲヤッタト云フコト、此經濟界ノ現状ヲ改メタト云フコトハ、吾々ノ眼カラ見レバヤラナイヨリモ惡カラタヂヤナイカ、ソレト同シコトデアル、總テ改メサヘスレバソレデ宜シイナント云フノハ、新シガリ屋ノ「モダーンボーア」ト云フモノ、ヤル事デアル、ソレハ「マネキン」ノ職掌ダナント思、タラ大間違ダ（拍手、笑聲）ソレデアルカラ私ハ茲ニ承ルノデアリマス、此地租法ノ改正ノ目的ハ、負擔ノ公平ニアッタ筈デアル、課税標準ノ公平ニアッタ筈デアルト思フノデアリマスルガ、ソレガ私共ハ一向其目的ガ達成サレテ居ナイト信ズル、是ハ私共ノ誤リデアルカ如何デアルカト云フコトヲ、先づ第一點ニ承テ置キタイト思フノデアリマス

ガ爲ニ生活ノ安定ガ得ラレル、之ガ爲ニ始終口ニセラレル所ノ產業ノ振興ガ出來マスカ、吾々ハ恐ラクハ此宅地租ノ大増稅ニ依テ、都會ノ商業ハ破壊サレルダラウト思フノデアリマス(拍手)國稅ニ於ケル所ノ宅地租ノ増稅ト云フモノハ、地方稅ニドウ云フ工合ニ響クカト云フコトヲ今日考ヘナケレバナラヌヂヤナイカ(拍手)ソレデアルカラ吾々ハ此田租ナリ烟租ナリノ方面ニ於テ減稅サレルト云フコトハ、大ニ喜ンデ居ルノデアル、併ナガラ農民ニ累ヲ及サズシテ、宅地租ナドヲ上ダナイ工夫ハ幾ラデモ出來ヨウト思フノデアリマス、之ヲヤルト云フコトハ、マルデ農民ヲ僅カノ部分ナシテ置イテ、一方ソレデ農民ヲ喜バセテ置イテ——幾分ナリトモ減稅ニナレバ吾々ハ喜ブ、併ナガラ其一面ニ於テ宅地租ヲ非常ニ増稅ヲ致シテ、サウシテソレヲ塗ヌルト云フヤウナコトハ、吾々ノ忍ビ得ザル所デアリマス、農民ニダケ吾々ハ負擔ヲ輕減サレテ、其他ノ以外ノ日本國民ニ大増稅ニナッテ、ソレデ農民ハ立テルナント云フコトハ、吾々ハ考ヘテ居ナイ(拍手)サウ云フコトヲ考ヘルノハ、今マデ都會ノ人ノ利害關係ヤ、大資本家ノ利益ナドヲノミ保護シヨウト云フ建前、所謂商工偏重主義、都會中心主義ダナドト云フ非難ヲ受ケタルコトヲ、コンナコトデ、非常ニ安い費用ヲ以テ取返シヨウタラナドト云フコトヲ考ヘラレタスルナラバ(拍手)是ハ大ナル誤リデアル、國政ニ不忠ナルモノデアルト吾々ハ論斷セザルヲ得ナイノデアリマスルカラ、此點ヲ私ハ聞イテ居ルノデアリマスル(發言スル者多シ)サウデアルカラ諸君モ他人事デハナノデアル、ソレデアルカラ能ク驗ガズニ、大人シク聽イテ居ルノガ當リ前デヤナイカ(委員會デヤレ「ト呼フ者アリ)委員會ニ於テハ尙未詳シク數字ヲ擧ゲテソレハ——吾々ハ——

誰ガ委員ニナルカ分ラヌノデアリマスガ、其委員ヲ通ジテ、吾々ノ考ヘル所ヲ申上ゲルト云フコトハ、是ハ當リ前ノコトデアル、私ハ是ニ於テ大體ノ肝要ナ點ト思フダケヲ申上、ゲテ居ルノデアルカラシテ、諸君モ靜カニ聽イテ居ラナケレバナラヌト吾々ハ考ヘル、ソレハ諸君ノ國民ニ對スル義務デヤアルカ、ナイカ（笑聲、發言スル者多シ）政治ノ公正デアルトカ、何トカ云フヤウナコトヲ言テ居ル日ノ下カラ、斯ノ如キ重大問題ニ入シテワーノ（騒グトハ何事デアルカ、殊ニ貧弱ナル知識ノ持合セニ依シテ、サウシテ議案モ蘇ニ見モシナイデ妄評ヲ加ヘルガ如キハ、何タル不眞面目デアルカト國民ニ呼バレテモ（拍手）諸君ハ辯解ノ辯ガナカラウト私ハ考ヘルノデアリマスソレカラ第三點ニ私ハ極ク簡單ニ伺フノデアリマシテ、ソレ等ヲ伺ッタ後ニ御答辯ニ依テハ又第二第三ノ質問ヲ致シタイト思フノデアリマスルガ、私ハ茲ニ一部分ハ減税ヲ行フトイフ傍ラ増税トナルト云フコトハヲカシイト云フコトヲ申上ゲテ居ルノデアリマスルガ、一體は減税ト云フロノ下カラ増税ヲシテ居ルノデアル、之ヲ減ラシタガ爲ニ、片一方非常ニ殖ヤスト云フヤウナコトハ、是ハ避クベキモノデアルト云フコトヘ、是ハ勿論ノコトデアツテ、私ハ非常ニ不思議ニスル所デアリマスルバカリデナク、即チ田租畠租ニ於テ、是ハ餘程減テ居ラナケレバナラナイバカリデナク、御承知置キノ通り、賃貸價格ヲ今承ハリマスヤウニ、今マデ法定地價、所謂舊地價ニ於テ二百圓未滿ノモノハ免稅ヲスルコトニナッテ居ラモノガ、今回ノ提案ニハ、賃貸價格ニ直テルナラバ田畠ト云フモノハ、總體ニ於テ餘程課稅標準ガ落チテ居ル、下シテ居ル、ソレダケ低下シテ居ルノデアリマスカラ、國稅ヲ

課稅サル、田畠ガ減額ヲシテ居ル、此基礎數字方減^シテ居テモ、一向ソレニ即スルヤウナル所ノ大減稅ト云フモノガ、茲ニ行ハレテ居ナイノデアリマス、寧ロ其間ニ却^シテ増稅ノ疑ガアル、基礎數字ガ減^シテ居^シテ、自作農トシテ是ハ免稅サレテ居ルト云フニモ拘ラズ、今度國稅地租地ト云フモノガソレニ依^シテ減^シテ居リ、基礎反別ガ減^シテ居^シテモ、稅金ガ其割合ニ減ラナイトイ云フコトハ、此間ニ增稅ヲサレテ居ルコトニナルノデハナイカ、是ハ私ハ其數字ハ今日此場合申上ガル要ハナカラウト思ヒマスカラ、觀念ノミヲ此處ニ申上ガテ居ルノデアリマス、課稅ノ範圍ガ狹マツテ、サウンテ其稅額ハ減ラナイトイ云フ、馬鹿々々シイ減稅ノ趣旨ト云フモノハナカラウト思フ、今マデ稅ノ此處ニ十ノ基本ガア^リテ、ソレノ稅金ガ十ヲ取ラレタト云フナラバ、是ハ其儘、ソレガ十二ニナレバ增稅ニナルノデアリマスルガ、ソレト同ジヤウニ今マデ稅ハ十デアルガ、基礎ハ九デアッタ、今マデ十ノモノガ九ニナツタト云フコトニナッテ居ルニ拘ラズ、其アリマスカラ、是ハ大藏大臣ハドウ考ヘテ九デ以テ、相變ラズ稅額ガ十ナリ十一ナリニナッテ居ルト云フコトニナレバ、是ハ大増稅デナケレバナラヌノデアリマス、ソレデアリマスカラ、卽チ田畠ニ於テ今度法定地價ガ貨居ルカ、即チ田畠ニ於テ今度法定地價ガ貨貸價格ニ直^シタ、法定地價ガ貨價格ニ直^シタガ爲ニ、ソコデ國稅地租トシテ課稅サルベキ田畠ノ反別ガ減^シテ居ルノデアル、ソレデアルカラシテ、此租稅額ニ於テ大ナル減額ガシテナケレバナラヌノデアル、勿論是ハ課率ニ於テ減稅ヲシテ居ルノデアルカラニ、私ハ相當ナル減稅額ガ顯ハレナケレバナラヌト思フノデアルガ、ソレハ大藏大臣ニ能ク御分リデアラウガ、ソレハ基礎ガ減^シタダケハ稅額ニ於テ減稅ニナッテ居ルノデ

アル、ソレニハ畠達ガナイト云フノカ、或ハ是ハ基礎額ハ減ツテ居ルケレドモ、税額ハ減ツテ居ラヌノデアル、増税ニナッテ居ルノデアルカ、此點ヲ明カニ御同致シタイ、ソレカラ第一、第三ノ質問ニ移リタイト思ヒマス（拍手）

〔國務大臣井上準之助君答壇〕

○國務大臣（井上準之助君） 只今ノ高橋君ノ御間ニ對シテ答辯致シマス、大正十五年ニ賃貸價格ヲ調査シタ時ハ、今日ト見ルト非常ニ經濟狀態ガ違タ、其數年前ノ調査ヲ基ニシテ稅法ヲ改正スルト云フコトハ不當ダト、斯ウ云フ御話デアリマスガ、ソレヲ吾々ハ斯ウ考ヘテ居リマス、成程大正十五年ニ調査シタ當時トハ、今日ノ經濟狀態ハ大變違ツテ居リマス、併ナガラ假ニ賃貸價格ト申シマスカ、地價ト申シマスカ、サウ云フ普通ノ觀念カラ見マシタラバ、農村デモ市街地デモ、或ハ田畠烟デモ、宅地デモ、同じ水平ニズ、ト下シタト致シマシテ、吾々ハ此地租法ヲ其調査ニ依ツテ今日立テナノデアリマス、即チ地租法ノ改正ハ負擔ノ公正ヲ圖ル、過去ニ於テ數十年ノ間に田畠ト宅地ノ間、或ハ市街地ト農村トノ間ニ非常ナ負擔ノ公正ヲ缺イテ居ルカラ、ソレヲ訂正シヨウト云フ爲ニ此改正案ヲ企テタノデアリマスカラ、高橋君ノ言ヤウニ經濟界ノ變動ハ認メマスガ、總テノモノガ同一ニ下ツタトシマシタナラバ、公正ト云フ點カラ言ヒマシタナラバ、更ニ不都合ナリト考ヘテ居リマス（拍手）又一方ハ増税トナリ、一方ハ減税トナル、其增税ダケヲ捉マヘテ今日ノ世ノ中ニ増税ヲスルト云フ不都合ナコトガアルカト云フ御間デアリマスガ、只今申シマス如ク、數十年來不公正ナル負擔ヲシテ居ルノヲ公正ヲ圖ラウト云フ上ニハ、トハ、是ハ餘儀ナイ次第デアリマス、即チ全體ノ總額ノ稅額ヲ變ヘマイトスウ云フナラバ、其負擔ノ負擔者ガ違ツテ來ルト云フコシテ居ルノヲ公正ヲ圖ラウト云フ上ニハ、トハ、是ハ餘儀ナイ次第デアリマス、即チ田畠ニ於キマシテ、減税ヲスル前デハ、田

ガ、全國ニ通ジテ此經濟界ノ狀態ニ不都合
ダト言ハレマスガ、之ニ依シテ初メテ負擔ノ
公正ガ出來ルコト、吾々ハ考ヘテ地租法ノ
改正ヲ企テタノデアリマス（拍手）第二ノ御
間ハ、私ニ一寸香込ミ兼ネマシタノデアリ
マスガ（誰ニモ分リマセヌヨ）ト呼フ者ア
リ甚ダ相濟ミマヌデスガ、モウ一應質問
ノ論旨ヲ説明シテ戴ケバ、洵ニ有難ウゴザ
イマス（拍手）

ニ適應スルヤウニスルニハ、餘程ノ改正ガ
ナケレバ相成ラヌト私ハ考ヘテ居ル、一律
一體同ジ比例デ、同ジ率デ以テ下ッテ來ルト
云フコトナラバ、吾々ハ何ヲカ論ゼン、併
ナガラサウ云フ工合デナク、此經濟界ノ大
變動ニ於テ、地方ニ於テ其打擊ノ受方ニ輕
重ガアルノデアル、同ジ打擊ヲ受ケテモ深
イ淺イガアルト云フコトヲ茲ニ觀念ニ置カ
ナケレバナラヌ、一律一體ニ低下シタナド
ト見ラル、カラ、財界ノ觀測ヲ非常ニ誤マ
ラレルノデアル、サウシテ紡績會社ガ少シ
都合ガ好クナツト云フト、經濟界ガ眞ニ
立チ直^ツタト云フヤウニ誤解ヲサレル、紡績
會社ハ宜カラウガ、地方農民ナドハ益、疲
弊困憊ノ極ニ達シテ居ル、サウ云フヤウナ
コトヲ頭ニ置カレテ、サウンテ此改正案ヲ
見ラレナイカラ、ソコニ大ナル錯誤ガ生ズ
ルノデアリマス、又第二ノ點ニ於テ、一部
分上^トタト云フノモ、ソレモ時代ニ適應スル
ヤウニナツテ居ルカラ——標準ガサウ云フ
建前ニ行クカラ仕方ガナイト云フヤウナ御
意見ノヤウニモ承レマスルガ、併ナガラ同
ジ宅地ト云フモノ、間ニモ非常ノ差違ガア
ル、若シ時代ニ適應シタヤウニ宅地ヲ大修
正ヲ爲サラウト云フナラバ、議論ノ餘地モ
ルノデアリマス、又第二ノ點ニ於テ、一部
少シアリマセウ、併ナガラ増稅ヲ一方デ防
ガナケレバナラナイト云フ建前カラ、三・
八デ御止メニナツタノデハナイカ、三・八デ
止メテ居ル以上ハ、此處デ十倍、二十倍宅
地ガ上ルモノヲ三・八デ止メ、上ラナイモ
ノハ今日全部地租トシテ取ラレルコトニナ
ル、コンナ不公平ナコトガ何處ニアル、サ
ウスルト益、大キク儲カル者ハ、半分ニモ四
分ノ一ニモシテヤラウ、サウシテ力ノ弱イ
者ヲ精一杯取^テヤラウト云フ、其建前カラ
來テ居ルコトガ直チニ分ルデハナイカ、斯
ト云フ——是ガ營業収益稅ト同ジ建前ニア
ス、ソレデアリマスカラ茲ニ幾分デモ上^ト
タ

収益税デアルト云フナラバマダ宜シイ、其年其ニ依テ經費ヲ數ヘテ、サウシテ收入カラ經費ヲ差引イタ其殘高、即チ純益ニ年年課税シテ行クト云フナラバ、是ハ又了解價格ガ半分ニモ下タトカ何トカ云フヤウナコトガアッタ、他ニ匡救ノ途モ講ゼラレルデアリマセウガ、併ナガラ其儘デアッタナラバ、如何ニ經濟的價値ガ下リマシテモ、收入ガ減ジテモ、經費ガ餘計掛チテモ、少シモ動カナイデハナイカ、殊ニ今日ノ田畠ノ所得、烟ノ中デ最モ質貸價格ノ高イ所ノ桑園、桑ヲ基トシテヤツテ居ル養蠶、ソレカラ作リ出ス蘭ノ價格ハ、今日ドウナツテ居ルカト云フコトハ御承知ノ通リデアリマス、昨年ノ結果カラ見ルト、春蠶ニ於テハ、昨年二分ノ一、三分ノ一、晚秋蠶ノ如キニ至テハ四分ノ一、五分ノ一二値段ガ下ッテ居ルデハナイカ、養蠶ヲヤツテ居ル者ハ悉ク損失ヲ招イテ居ルノデアル、桑畠ヲ持ツテ居ル者アルカラシテ、今日ノ農民ト云フモノハ塗炭ノ苦ミヲ見テ居ル、田ノ如キニ至リマシテハ、米ハ昨年ノ半額デハナイカ、其半額デアル田ノ所得ヲ以テ、ドウシテ田カラ利益ヲ擡ゲラレルカト云フコトニナル、是ガ營業収益税デアルナラバ收益が減ル、隨テ経費ヲ引キマスカラ、其殘高タル所ノ収益ニ課税スルカラ、經濟界ノ事象ニ應ジテ其ノデアル以上ハ、今日臺帳ニ掲ゲル時ニ、十分慎重ナ態度ヲ以テヤラナケレバナラヌ、アナタ方ハ今日ノ豫算ニ於テ行政或ハ財政ニ於テハ、幾多改善スル點ガ多イノデ

アル、行政財政ト云フモノハ、唯歳入缺陥ヲ補充スルダケノ節約カ繰延ヲヤッタノニ過ギマセヌ、實際ノ整理ガ出來テ居ラナイカラ、財政行政ニ對スル所ノ整理ハ是カラヤル、ソレニ引續イテ稅制ノ大整理、根本的整理モヤルト云フノデ、行政財政整理調査會ト云フモノヲ、數万圓ノ經費ヲ計上サレテ、サウシテ是カラヤラウト云フノデアル、サウ云フコトデアルナラバ、何ガ故ニ此場合ニ、モット十分ニ之ヲ研究シテ御提案ニナラナイカ、杜撰ナルモノヲ此處ニ出シテ、サウシテ一時遁レヲシヤウナド、云フノハ、ソレハ餘リニ國政ニ不忠ナルモノアルト云フコトヲ、再ビ茲ニ繰返サナケレバナラヌト私ハ思フノデアリマス

又第三ノ點ニ付テハ、御分リニナラナカタト云フノデアリマスガ、アナタハ能ク此御提案ニ付テハ御研究ニナツタコト、思フノデアルガ、併シアナタハ既ニ賃貸價格ト云フモノハ、田畠ニ於ケル賃貸價格ト云フモノガ、舊法定地價ヨリハ下ッテ居ルト云フコトハ御認ニナツタヤウデアル、下ッテ居ル賃貸價格ヲ、今日マデハ二百圓未滿ノ地價ノ田畠ヲ持ッテ居ル自作農ハ之ヲ免稅シテヤル、斯ウ云フ建築デアル、ソレデアルカラ今回ハ是ガ地價ヨリモ下ッタ、賃貸價格ヲ標準トシテ、二百圓未滿トスルノデアルカラ、同ジ二百圓未滿デモ、法定地價ノ時ノ二百圓未滿ト、ソレカラ今日ノ賃貸價格ニ於ケル二百圓未滿トハ、其段別ニ於テ大ナル差等ガアル、ソレデアルカラ其段別ダケタゞケト云フモノハ現レテ居ナイカラシテ、私ハ増稅ニ其部分ダケナツテ居ルノデハ租地ト云フモノハ從來ヨリ餘程減ッテ居ルナイカ、詰リ二百圓免稅點ガ、所謂是ハ事實ニ於テ引上ゲデアル、田畠ニ對シテ免稅點ノ引上ト云フモノ、其差額ダケハ、基礎數字ノ減タダケハ、他ノ方法ニ依テ此計

○國務大臣(井上準之助君) 御答辯申シマス、宅地ニ於テ増額ニナッタ、増稅デアル、今日ノ經濟界ニ於テ甚ダ不都合デアルト云フ前ノ間ト、今度ノ御間ノ三倍八割デ止メマシタト云フコトハ、是ハ何モ他ニ理窟ハアリマセヌ、要スルニナダラカニ、餘り急激ニ——納稅者ニ負擔ガ急激ニ殖エルモノヲ或る程度マデ止メタト云フ一ツノ――三倍八割ト云フモノハ一種ノ腰ダメデアリマス、何モ他ニ道理ハナイノデアリマス、併シタ以上ハ、十年間變ラヌデヤナイカトスウ言ハレマスガ、御承知ノ如ク今度ノ地租法ハ十年毎ニ之ヲ調査致シマス、今度ノハ昭和三年カラ實行スペキ筈ノヲ、今日マデシタノ調査ハ繰上ゲマシテ、昭和十三年ニ再び賃貸價格ノ調査ヲスル積リデアリマス、從來數十年間其儘ニ放々タラカシテ、不公正ナル負擔ヲシテ居タモノヨリカ、其點ニ於テハ餘程改正サレルコト、考ヘテ居リマス(拍手)

ソレカラ只今宅地租ニ於テ殖エマシタコトニ付テ御話ガアリマシタガ、大體申シマスト大市街ニ於テ殖エテ居リマス、五百万圓ノモノガ殖エテ居リマスノデ、大體言ヒマスト、殆ド各縣ヲ通ジテ大市街ノナイン所ハ減^テ居リマス、一例ヲ申シマスト、五百万圓ノ殖エマシタノハ東京府、大阪府、京都府、兵庫縣、愛知縣、ソレカラ福岡縣ト云フノガ殖エテ居ル重ナルモノデアリマシテ、後ハ殖エマシテモ極ク僅カデアッテ、大多數ハズ^ト減ジテ居ルノデアリマス、ソレカラ第二ノ御問ハ能ク分リマシタ、

從來ノ地價ト賃貸價格ノ差ハ、丁度其差ガ八割四分ニナリマス、隨テ今度ノ賃貸價格デ小作ノ免稅點ヲ二百圓ニシテ置キマスト云フコトハ、元ノ地價デソレヲ取テ見マスト、二百四十圓ニ免稅點ヲ引上ゲタノト同ジ割合ニナリマス、ソレデスカラ二百圓ニ免稅點ヲ置キマシテモ、元ノ地價ノ割合カラ言フト、大分免稅サレル人モ殖エ、今高橋君ノ言ハレタ通リノ事情ニナッテ居ル次第デゴザイマス(拍手)

シテソレムノノ増加率ヲ設ケルコトが出来
ルノデアリマス、其町村竝ニ府縣ノ財政ノ
非常ニ苦シイ立場カラ、此制限ト云フモノ
ガ乘越サレテ、サウシテ今日ハ非常ナル重
イ附加税ヲ受ケテ居ルノデアリマス、ソレ
デアリマスカラ一面地方ニ於テハ國稅ニ於
テ——所謂國稅本稅ニ於テ減ゼラレタル所
ハ、地方稅ニ他ニ財源ガ無ケレバソレヲ增
稅シテ、補充シテ行カナケレバナラヌ、諸
リ増稅ト云フ語弊カアリマセウガ、課率ヲ
増シテ行カナケレバナラヌト云フ建前ニ
ナツテ居ルノデアリマス、又今國稅ノ減タ
ト云フコトニナルナラバ、ソレダケハ他ノ
方法ニ依テ地方ハ財源ヲ求メナケレバ相
成ラスト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、殊
ニ私ハ他ノ同僚諸君カラ、ソレムノ御質問
ガアラウト思ヒマスカラ、私ハ他ノ砂糖消
費稅デアルトカ、織物消費稅デアルトカ、
或ハ營業収益稅デアルトカ云フヤウナコト
ニ付テハ、私ハ幾多ノ疑義ヲ挿ンデ居リマ
スルガ、是ハ他ノ同僚諸君ニ譲リマス、併
ナガラ序ニ申上ゲルノデアリマスルガ、府
縣ノ營業収益稅ト云フモノガ、本稅ニ於テ
減ジタゞケト云フモノハ、府縣稅デ以テ其
稅源ガ無クナルノデアリマスカラ課率ヲ引
上げテ、サウシテ附加稅ト云フモノヲ餘計
取ラナケレバナラヌカ、或ハソレダケハ免
稅點ガ引下ガツト同ジヤウナ效果ニナリ
マスルカラ、ソレダケト云フモノハ地方
ノ——地方稅ノ營業稅ト云フモノガ餘計ニ
ナルト云フコトニ相成テ、ヤハリ營業
者ト云フモノハ地方稅デ餘計取ラレルカ、
國稅デ餘計取ラレルカ、所謂同ジデ、其間
ト云フモノハ僅カナ差デアル、ソレデ財界
ノ非常ニ混亂シタル場合ニ於テ、左様ナル
所ノ複雜シタル茲ニ稅制ヲ又拵上ゲルナド
ト云フコトハ何ノ利益ガアルカト云フコト
ヲ私ハ考ヘルノデアル、モット事務ト云フモ
ノハ簡便、簡素ニ致シテコソ、此時局ヲ乘
切ル第一義デアルダラウト思フ、ソレガヤ

ハリ緊縮政策ニ適フコトデアル、事務ヲ複雜ニシテ、サウンシテ分ラナクシテ置イテ、サウンシテ事務ノ簡捷ヲ圖ルナドト云フヤウナコトハ、餘り面白クナカラウト思フ、此課率ヲ變ヘルトカ、或ハ稅額ヲ變ヘルト云フコトハ、是ハ地方團體ニ於テドレダケ迷惑致シマスカ、殊ニデス、此一方ニ於キマシテハ、先程説明ヲ承テ居ルト云フト、此課率ト云フモノハ激減ヲ防グ爲ニ三倍八割ト云フモノニ稅額ヲ止メタノデアツテ、之ヲ限度トシテ賃貸價格ヲ定メタト云フヤウナ御意見モアリマシタガ、ソレハ事務ノ上カラ言々タラ御尤ノ點モ或ハアリマセウ、併ナガラ一旦之方公平ダト云、テ委員會ヲ逃リ、委員ガ出テ調査シタモノヲ、國民ハ是ハ課稅標準ニナルト思テ、公正ナル課稅ノ標準ダト思、タモノヲ、後カラ法律ヲ拵ヘテ、ソレヲ引繰返シテシマウト云フコトハ、課稅ノ公正ノ觀念ヲ裏切ル大ナルモノデハナイカト私共ハ思フ、ソレナラバ斯ウ云フコトヲ豫メ考ヘテ置カケレバ、ナラナカッタノデハナイカ、サウ云フコトヲ法律ニ譲轉テ置カズシテ、直チニ其結果ガ國民ガ努力シテ拵上ガタ所ノ此標準ト云フモノヲ、唯法律一片デ、サウシナケレバ事務ガ圓滑ニ行カナイト云フヤウナコトカラシテ、急激ナル増加ヲ來スト云フコトハ宜シクナイト云フコト一黠張デ、茲ニ三倍八割ニ止メルト云フヤウナコトヲ御決メニナルト云フコトハ、非常ニ是ハ間違タコトハナイカ、斯ウ云フ工合ニ私ハ考ヘルノデス、然ルニ後カラ來タ法律ヲ以テ、前ニキマッタモノヲ一々引繰返スト云フヤウナコトハ、非常ニ間違タ考ヲ現内閣ノ諸公ガ持タレルノデハナイカ、斯ウ云フ間違タ考ヲ持タレルカラ、豫算ニ計上シタ收入ガ少ナクナッタラ、後デ事業ヲ減ラシテ辻棲ヲ含セルノデアルナド、云フコトヲ、始終考ヘナケレバナラヌグラウト、斯様ニ考ヘルノデアル、ソレデアリマスカラ一旦定メタコト、國民ノ手

ニ依フテ、或ハ國民ノ前ニ於テ定メタルコトヲ、後ノ法律デ之ヲ變更スルト云フコトハ何事デアルカ、同ジ結果ヲ得テモ、是ハ基本ニナル、臺帳ニ釘付ニサレルノデアル、只今ハ十年ノモノヲ、今回ハ昭和十三年ニ改正ヲスル考ダト云フガ、ソレハ五十歩百歩デアル、二年カ三年ノ違ヒデアル、併ナガラ臺帳ニ釘付ケルナラバ、是ハ公正デアル、隣地トノ比較ハ是デアルト云フテ公正ニ調査シタル貨貸價格デアツタナラバ、其通りニ臺帳ニ掲ゲテヤレバ宜イ、別ニ法律ニ條項ヲ設ケテ、是ハ何條ニ依ル控除額デアルト書イテ差引残額ヲ土地臺帳ニ表ハシテヤルト云フコトニナルト宜シイデハナイカ、折角公正デアルトンシテ拵ヘタモノガ、唯一片ノ急激ナル變化ヲ來スノヲ、此處ニ以テ止ヌルトカ、或ハ事務ノ煩瑣ヲ避ケル爲ニシタナドト云フヤウナ僅カナ理由デ以テ、此公正ダト云フ所ノ貨貸價格ト云フモノヲ、之ヲ打チ壊シテ行クト云フコトハ、公正ノ觀念ヲ著シク裏切ルモノデナイカ、課稅標準ト云フモノハ、ソシナ生ヤサシイモノヂヤナイ、非常ニ嚴格ニ論ズベキモノヂヤナイカ、其課稅標準ヲ徒ラニ後カラ法律ヲ作ッテ、サウシテガチヤガチヤ搔廻シテシマウト云フコトニナシタナラバ、當初地方ノ稅務官吏ナリ、或ハ貨貸價格調査委員ナリガ、折角懸命デ調査シテ、サウシテ不公平ノ成ベク少ナイヤウニ執タル盡力ト云フモノハ、水泡ニ歸シテシマウデハナイカ、斯ウ云フコトニ對シテ私ハナル疑問ヲ挾ンデ居ルノデアリマスル、是等ノコトハ事稅制ニ關シテ居リマスルガ——殊ニ數字ノ伴フ問題デアリマスルカラ、數字ヲ此處ニ掲ゲ、或ハ吾々ノ今日マデ知ルヲ得ザル、即チ政府ガ未ダ世ノ中ニ發表セラレザル所ノ、色々ナル數字ガアルグラウト思フノデアリマスルカラ、ソレ等ノ基礎數字ナドノ關係ノ事項ニ付テハ、吾々ハ委員會ヲ通シテ承知ヲ致シ、之ニ付テ吾々ノ意見ヲ論議シヤウト、斯様ニ考ヘテ居リマ

スルガ、今申上ダタ簡単ナ質問デアリマス
ルカラシテ、之ニ付テハ：：併ナガラ私ノ
意見トシテハ是ガ根幹ヲ成スモノデアリマ
スカラ、明快ナル御答辯ヲ内務大臣並ニ大
藏大臣ニ煩シテ、私ハ今日ノ質問ヲ打切ル
積リデアリマス。

〔國務大臣安達謙齋君登壇〕

○國務大臣（安達謙齋君）御答致シマスガ、
此地方ノ方ハ大體ニ於キマシテ、今度國稅
ガ減ル爲ニ、其影響ガ地方ノ附加稅ミ及ビマ
シテハ、地方財政ノ基礎ニ動搖ヲ來シマス
カラ、ソレデ國稅ノ方ハ減ジテモ、其附加稅
ハ元ノ標準ノ通りノ數字ヲ維持シテ行カナ
ケレバナラヌ、サウ云フ考カラ地租及營業
収益稅ハ減ジテモ、地租附加稅、營業稅等
ハ地方へ大體ニ於テ變更ヲ及ボサナイヤウ
ナコトニシテ、此地方ノ稅ノ今日ノ狀態ヲ
維持シヨウト考ヘテ居リマス、ソレデ地方
ノ附加稅ノ高イト云フコトモ、大體ニ於テ
承知シテ居リマスケレドモガ、此負擔ヲ輕
減スルト云フコトハ、是ハ別問題ト考ヘル、
今日是ハ國稅ヲ減ズル爲ノ案デアリマス
カラ、地方負擔ノ輕減ニ付キマシテハ、又
別ノ方法テ考ヘナケレバナラヌト大體ニ於
テ考ヘテ居リマス（拍手）

〔加藤鑑五郎君登壇〕

○加藤鑑五郎君登壇
私ハ此場合極ク大綱ニ於
テ五六ノ質疑ヲ致シマシテ、大藏大臣ノ御
答辯ヲ得タイト思フ者デアリマス、先づ第
一ニ伺ヒタイト思ヒマスルコトハ、倫敦ニ
於ケル軍縮會議ノ當時ニ於テ、非常ニ宣傳
ヲ大ニサレテ、國民ノ負擔輕減ト云フコト
ヲ申サレタノデアリマスルガ、只今茲ニ提
案サレタ其額ハ、當時ノ宣傳ト比較シマ
シテ頗ル輕少デアルノデアリマス（拍手）ソ
レ等ニ對シテハ如何ナル感ジヲ持タレル
カ、本當カラ申シマスレバ、何ノ顔バセヲ
以テ此議會ニ斯様ナ輕少ナル減額案ヲ出シ
テ見ユルコトガ出來ルカト、斯ウ思フノデ
アリマス、即チ減額案ハ御承知ノ如ク保留

財源五億八千万圓ノ中デ、僅ニ四分ノ一位
ノ一億三千四百万圓、補充ノ方ニハ殆ド四
藏大臣ニ煩シテ、私ハ今日ノ質問ヲ打切ル
積リデアリマス、殊ニ我國ノ最初ノ三大原則ヲ
此地方ノ方ハ大體ニ於キマシテ、今度國稅
ガ減ル爲ニ、其影響ガ地方ノ附加稅ミ及ビマ
シテハ、地方財政ノ基礎ニ動搖ヲ來シマス
カラ、ソレデ國稅ノ方ハ減ジテモ、其附加稅
ハ元ノ標準ノ通りノ數字ヲ維持シテ行カナ
ケレバナラヌ、サウ云フ考カラ地租及營業
収益稅ハ減ジテモ、地租附加稅、營業稅等
ハ地方へ大體ニ於テ變更ヲ及ボサナイヤウ
ナコトニシテ、此地方ノ稅ノ今日ノ狀態ヲ
維持シヨウト考ヘテ居リマス、ソレデ地方
ノ附加稅ノ高イト云フコトモ、大體ニ於テ
承知シテ居リマスケレドモガ、此負擔ヲ輕
減スルト云フコトハ、是ハ別問題ト考ヘル、
今日是ハ國稅ヲ減ズル爲ノ案デアリマス
カラ、地方負擔ノ輕減ニ付キマシテハ、又
別ノ方法テ考ヘナケレバナラヌト大體ニ於
テ考ヘテ居リマス（拍手）

〔加藤鑑五郎君登壇〕

○加藤鑑五郎君登壇
私ハ此場合極ク大綱ニ於
テ五六ノ質疑ヲ致シマシテ、大藏大臣ノ御
答辯ヲ得タイト思フ者デアリマス、先づ第
一ニ伺ヒタイト思ヒマスルコトハ、倫敦ニ
於ケル軍縮會議ノ當時ニ於テ、非常ニ宣傳
ヲ大ニサレテ、國民ノ負擔輕減ト云フコト
ヲ申サレタノデアリマスルガ、只今茲ニ提
案サレタ其額ハ、當時ノ宣傳ト比較シマ
シテ頗ル輕少デアルノデアリマス（拍手）ソ
レ等ニ對シテハ如何ナル感ジヲ持タレル
カ、本當カラ申シマスルコトハ、何ノ顔バセヲ
以テ此議會ニ斯様ナ輕少ナル減額案ヲ出シ
テ見ユルコトガ出來ルカト、斯ウ思フノデ
アリマス、即チ減額案ハ御承知ノ如ク保留

居タ、緊縮セヨ、緊縮セヨト「ラヂオ」マ
ドモ盛ニ宣傳サレタ、然ルニ今年ハ消費節約
トカト云フコトハ一言モ言ハヌ、ケロリト
サレタガ爲ニ、維持費ガ頗ル大ニナッタ、
世間ハ軍艦ハ少ナクナッテ軍縮ニナッタケレ
ドモ、經費ニ於テハ軍擴ニナッテ居ル、斯ウ
申シテ居ルノデゴザイマス（拍手）斯様ナ僅カ
ナ——吾々國民ガ辛抱致シマシタノハ、若
規全權モ此軍縮會議ニ於テハ遺憾デアッタ、
不滿足デアッタ、斯ウ國民モ左様ニ信ジテ居
リマスルガ、唯此國民負擔ノ輕減ト云フコ
トガ、保留財源ガ五億八百万圓モアルカラ、
半分若クハソレ以上モアルデアラウト云フ
コトヲ、政府ノ宣傳ニ迷ハサレテ信ジタノ
大藏大臣ハドウ考ヘルノデアルカ、私ハ眞
面目ニ是ハ良心ニ問フテ御答辯ヲ煩ハシタ
イト思フノデアリマス（拍手）

第二ニ私が同ヒタイト思ヒマスルコト
ハ、今回ノ減額ハ軍縮會議ノ結果ニ因シテ
居ル減額デアリマスルガ、此以外ハ現内閣
ハ最早決稅ト云フコトハサレルカドウカト
云フコトデアルノデアリマス、民政黨ト云
ヘバ負擔輕減——國民負擔ノ輕減ト終始演
說サレタノデアル、其民政黨ハ此今回ノ軍
縮以外ニハ、モウ後ハ減稅ト云フモノハ提
案サレル考ハアルカナイカ、此絶對多數ヲ
持テ居ラレル所ノ政府ニ於テ、多年ノ此主
張ヲ實現セナケレバナラヌ義務ガアルノデ
アル、然ルニソレハ、只今ハ最早知ラヌ顔
カドウカ、國民ノ實際ノ生活狀態ニ即シテ、
是ガ輕クナッタ時ニ減稅デアル、率バカリノ
ナケレバ分ラヌ所ノ此僅カナル稅率ヲ下ゲ
シク減ラスコトガ本當デアルカ、實際ノ此
コトヲ御尋致シタイト思フノデアル（拍手）
ソレカラ第三ニ御尋致シタイト云フコト
デアリマスルガ、此處ニ出サレタルモノハ、
僅ニ一億三千四百万圓位アルノデアル、
之ヲドウ思ハレルカ、曩キノ宣傳ニ對シテ
コトヲ、政府ノ宣傳ニ迷ハサレテ信ジタノ
大藏大臣ハドウ考ヘルノデアルカ、私ハ眞
面目ニ是ハ良心ニ問フテ御答辯ヲ煩ハシタ
イト思フノデアリマス（拍手）

居タ、緊縮セヨ、緊縮セヨト「ラヂオ」マ
ドモ盛ニ宣傳サレタ、然ルニ今年ハ消費節約
トカト云フコトハ一言モ言ハヌ、ケロリト
サレタガ爲ニ、維持費ガ頗ル大ニナッタ、
世間ハ軍艦ハ少ナクナッテ軍縮ニナッタケレ
ドモ、經費ニ於テハ軍擴ニナッテ居ル、斯ウ
申シテ居ルノデゴザイマス（拍手）斯様ナ僅カ
ナ——吾々國民ガ辛抱致シマシタノハ、若
規全權モ此軍縮會議ニ於テハ遺憾デアッタ、
不滿足デアッタ、斯ウ國民モ左様ニ信ジテ居
リマスルガ、唯此國民負擔ノ輕減ト云フコ
トガ、保留財源ガ五億八百万圓モアルカラ、
半分若クハソレ以上モアルデアラウト云フ
コトヲ、政府ノ宣傳ニ迷ハサレテ信ジタノ
大藏大臣ハドウ考ヘルノデアルカ、私ハ眞
面目ニ是ハ良心ニ問フテ御答辯ヲ煩ハシタ
イト思フノデアリマス（拍手）

第二ニ私が同ヒタイト思ヒマスルコト
ハ、今回ノ減額ハ軍縮會議ノ結果ニ因シテ
居ル減額デアリマスルガ、此以外ハ現内閣
ハ最早決稅ト云フコトハサレルカドウカト
云フコトデアルノデアリマス、民政黨ト云
ヘバ負擔輕減——國民負擔ノ輕減ト終始演
說サレタノデアル、其民政黨ハ此今回ノ軍
縮以外ニハ、モウ後ハ減稅ト云フモノハ提
案サレル考ハアルカナイカ、此絶對多數ヲ
持テ居ラレル所ノ政府ニ於テ、多年ノ此主
張ヲ實現セナケレバナラヌ義務ガアルノデ
アル、然ルニソレハ、只今ハ最早知ラヌ顔
カドウカ、國民ノ實際ノ生活狀態ニ即シテ、
是ガ輕クナッタ時ニ減稅デアル、率バカリノ
ナケレバ分ラヌ所ノ此僅カナル稅率ヲ下ゲ
シク減ラスコトガ本當デアルカ、實際ノ此
コトヲ、政府ノ宣傳ニ迷ハサレテ信ジタノ
大藏大臣ハドウ考ヘルノデアルカ、私ハ眞
面目ニ是ハ良心ニ問フテ御答辯ヲ煩ハシタ
イト思フノデアリマス（拍手）

居タ、緊縮豫算ト云フテ誇り氣ニ、民政黨ノ諸君
モ、我黨ガヤレバ斯様ニ緊縮豫算ヲ作ッタ
ト、斯ウ言ハレルノデアリマスルガ、私
ヲ以テ評シマスレバ、實生活ニ立タ立場
カラ言ハバ、今度ノ豫算ノ如キハ緊縮豫算
デハナイ、驚クベキ大膨脹豫算ト評スルノ
デアリマス、大藏大臣ハ之ヲ何ト見ラレル
カト聞カザルヲ得ス

今回ノ減稅デモサウデアリマス、率ヲ少
シバカリ減ラシテ、是ガ何ノ役ニ立ツカ、國
民ノ實生活ニ對シテ此率ヲ減ラシタノガ何
デアルカ、國民ハコンナ稅率ヲ少シバカリ
減ラシテ貰フヨリモ、先決問題ガアル、何
ノ先決問題カ、吾々ハ收入ヲ今少シク殖シ
テ貰ヒタイ、現内閣ノ政策ニ依テ、此國民
ハ非常ニ收入ガ減テ來タコトハ、今更私ガ

近キ收入ヲ殖ヤセト言ハナイ、セメテ今マテニイ、收入ヲ少クシテ置イテ、率アシバカリ減ラシテ、是デ以テ減税ヲシタ、減税ヲシタ、聽イテ呆レルデハアリマセヌカ(拍手)例へば全國ノ此減税ニ於キマシテモ、今年ノ如キハドウデアルカ、僅ニ九百万圓、之ヲ細カク勘定致シマシタナラバドウ云フコトニナルカ、國民一人一年ニマア十錢位ノ減税ニナルデアリマセウ、是モナラヌヨリハ宜イカモ知レマセヌガダ、十錢ナラバ一箇月一人ニ八厘カ九厘、一日ニスルトドウナルカ、コンナ通貨ハ日本ニ無イ程微少ナル減税、之ヲ以テ減税シタ、減税シタ、聽イテ呆レルデアリマセヌカ、平年度ニ於テ四五千萬圓モ減税ヲスルト云テ居ル、是モ一人前國民ニ宛テ、見マスレバ一年ニ三十錢カ二十何錢位ノ減税ニナル、一箇月ニ漸ク二錢カ三錢ノ減税、コンナ減税ハ國民ハシテ貴ハナクテモ宜シ、ソレヨリモ收入ヲモウ少シ増シテ貰フ、是ガ本當ノ減税デアル、サウ云フコトヲ言ハザルヲ得ヌノデアリマス、分ラネバ私ハ言ヒタイ、大キナ火傷ヲ國民ニサセテ置イテ、膏藥ヲ少シバカリ貼シテ、是デ宜イヤウニ言シテ居ルノハ何デアルカ、國民ヲ食ヘナイヤウニシテ置イテ「ミルクキヤラメル」「ツア呉レテ、是デ腹ガ膨レルデアラウカ、斯ウ云フ減税デアルデハアリマセヌカ、收入ヲ殖ヤスコトヲ考ヘナク、率ア僅ニ減ラスコトヲ以テ得々トシテ、減税ナドト言ハレル、根本ニ於テ頭ガ達ニ居ルト謂ハナケレバナラヌ、斯ウ云フ點ニ付テ私ハ大藏大臣ガモウ少シ明確ニ、唯數字ヤ率ノ問題ニハナイ、是ガ果シテ國民生活ニ即シタ減税ニナルカドウカト云フコトノ御説明ヲ私ハ願ヒタイト思フノデアリマスソレカラモウ一ツ次ニ伺ッテ是タイト思ヒマスルコトハ、斯ウ云フ遭方ヲ致シ、コソナ僅カナ減税ヲ致シマシタ政府ハ、今ドウ

云フ状態ニナツテ居ルカ、議會ニ於テハ歳人ノ見積が過大デアル、過大デアルト言ハレテ居ルノニ對シテ、過大デアリマセヌ、豫算通り入リマスト言テ居ルガ、何時モ入ラナイノデアル、今年モ思フニ歳入ノ見積が過大デアルト云フ事實ハ、何レ適當ナ機會ニ的確ニ證明サレルノニアリマセウ、斯ウ云ア場合、減債基金ハ使フテシマツダ、大藏省證券ハ限度マデ出シテ、更ニ之ヲ殖サナケレバナテヌト云ッテ居ル、剩餘金モ使ヒ果シテシマツタ、斯ウ云フ窮乏ノ狀態デアリマスガ故ニ、必ズヤ現内閣ハ苛斂誅求ヲシテ居ルニ相違ナイ、收入ノ見積過大デアルト云フ證據ニハ、今到ル處、全國ニ苛斂誅求ト云フ怨嗟ノ聲ガ充チテ居ル、大藏大臣ハ之ヲ何ト見ル、是ニ於テ今回ノ減税ガ、或ハ織物消費稅ニ於テ百分ノ〇・二トカ、或ハ〇・三ヲ減ジタ、マルキキリ普通ノ秤デハ掛ケラレナイ「モルヒ不」デモ量ル秤ニ掛ケル位ノ僅カノ分量デアル、息ラスレバ飛ンデ行クヤウナ分量デアル、是バカシノ分量、是ハ悉ク稅務官吏ノ手心デヤル所ノ率デゴザイマスルガ故ニ、是バカシノ率ヲ減ジタ所ガ、少シク手心ヲ加ヘタナラバ苛斂誅求ニナル、今デスマ苛斂誅求デアル、是ハ必ズヤ政府ノ意思ヲ酌ンデハ、ドウシテモ彼等稅務官吏ハ稅金ヲ取上ダヨウト致スノデアリマスルガ故ニ、勢ヒ苛斂誅求ニナルコトハ當然デアルノデアル、ソコデ私ハ大藏大臣ニ聞キタイ、今苛斂誅求ト云フ怨嗟ノ聲ガ満チテ居ル、之ニ戒飭ヲ與ヘテ居ルカ、又將來ニ向シテモ此稅率ヲ減ジテモ苛斂誅求スルコト勿レ、斯ウ戒飭ヲ十分ニ興ヘル、見積ガ少クナシテモ是ハ幸抱スル、苛斂誅求ヲシチヤナラヌ、斯ウ云フ工合ニマデモ言フ勇氣ガアルカドウカ、是モ私ハ伺シテ置キタイト思フノデアル

少タスルコトガ社會政策ニナフテ居ルト云
フコトハ申スマデモナエコトデアル、民政
黨ノ諸君モ屢々是ハ言ッテ居ルノデアリマス
ルガ、今回ハ是ハドウナツテ居ルカ、今回ノ
政府ノ提案サレタ豫算デ見マスト、細カイ
勘定ハ私ハマダ分リマセヌガ、思フニ消費
税ガ六割半位デ、直接税ガ三割半位ノ割合
デアリマセウガ、今回ノ此減税ハ、平年度
二千五百万圓減税スルト致シマシテモ、太
マカナ勘定カラ云ヘバ、一千万圓足ラズガ
砂糖ト織物ノ消費税ニ向シテ居リ、地租營業
収益税ニ於テ千五百万圓モ取テ居ルノデ
アリマシテ、益々は社會政策ニ相反スルト
云フコトニナリハ致シマセヌカ、是ハ消費
稅ノ方ヲ多クヤラナキヤナラヌノデアル、然
ルニ聞ク所ニ依レバ、初メ地租ト營業収益
稅ダケ減稅ヲスル積リデ居ラダガ、是ダケデ
ハ逆モ世間ニ向シテ體裁ガ悪イ、マア仕方ガ
ナイカラ是モ混ゼテヤレト云フヤウナ、不
熱心ナル冷淡ナル態度テアルト承ッタノデ
アリマスルガ、左様ナルコトデハ、多年唱へ
ラレタ此消費稅ノ減稅ヲスルト云フ民政黨
ノ主張ハドウナツタノデアリマスルカ、之ヲ
私ハ大藏大臣カラ伺ヒタイト思フノデア
ル

例へバ三益白ノ如キモノデアリマシテ、是ハ四種ニ屬シテ居ルノデアリマスガ、之ヲ
ドレダケ下ダルカト云フト、百斤ニ付テ漸
ク五十錢バカリ下ダラレタノデアリマス、
一斤ニ付テハ僅ニ是ノ百分ノ一、五厘バガ
リ下ダラレタ、三益白ハ今如何デアルカ、
二十一一錢デアリマセウ、例へバ二十二錢
ニ致シマスト云フト、二十二錢ノ申ニ、思
フニ此稅金ハ八錢三厘五毛デアル、其二十一
二錢ノ申ニ稅金ノ八錢三厘五毛ガ加テ居
ルノデアリマス、而シテ之ニ對シテ今度五
厘ノ稅金ヲ下ダラレルト云フト、是ガ直チ
ニ轉嫁シテ一般ノ三益白ガ二十一錢五厘ニ
低下シナケレバナラヌ理窟デアルノデゴザ
イマスルガ、果シテ一般ノ砂糖ガ此五厘ヲ
引イタ値デ賣出サレルデアリマセウカ、是
ハ必ズ斯ウ云フモノハ消費稅ヲ下ゲテモ無
意味ニ相成ル、此三益白ナラ三益白ノ賣價
ト云フモノハ、消費稅ヲ下ゲタ、今度ノ減稅
稅ヲシタト云フコトニ依テ、吾々國民ノ
負擔ガ何モ輕クナルモノデハナインデアリ
マシテ、砂糖ノ製造業者ノ普通ノ相場ニ依
テ左右サレルモノデアリマスガ故ニ、斯様ナ
立場カラ申上ダマスレバ、今回ノ此消費稅
ノ減稅ト云フモノハ無意味ナモノデアル、政
府ガヤツテ居ラレル例ヘバ煙草——私ハ煙
草悉クトハ申シマセヌ、是ハ嗜好品デアル
トカ、贊澤品デアルトカ云フ譯ガハナキ、安
イ煙草ハ必需品トモ言ヒ得ル、之ヲナゼ御下
ゲニナラヌ、之ヲ御下ゲニナッタナラバ、
的確ニ消費者ニ對シテ三厘デモ五厘デモ、
明確ニ減稅ニナルデハアリマセヌカ、サウ
云フ事ハ放ツテ置イテ、何ニモナラヌ資本
家、製造業者ヲ儲ケサセテ、國民ト沒交渉
ナル消費稅ヲ、減稅シタ減稅シタト言フ
テ何ニナルノデアリセマウカ、私ハ寧ロコ
ンナ事ハ廢メテシマツテ——此平年度ニ於

ハ砂糖屋ダケガ喜ブダケデアル斯ウ云フ金ヲ以テ——今少シク内務大臣ガ斯ウ云フ事柄ニ付テ知識ヲ御持チデアッテ、大藏大臣ニドンヽ話サレバ、救護法ノ四百万圓ハ砂糖業者ヲ儲ケサス金ヲ以テ支辨シ得テ、此救護法ハ實現スルデハナイカ、私ハ内務大臣ニモ此事ヲ伺テ見タイト思フノデアリマス

ソレカラ先刻高橋君ト大藏大臣トノ間ニ質問應答ガゴザイマシタガ、都會ノ宅地ト云フモノハ、思フニ今度ノ賃貸價格ノ標準ニ依リマシテ或ハ十倍、二十倍ノ課税ニナルデアリマセウ、ソレヲ只今聽イテ居リマスレバ、政府ハ一時ニ多クナルノハ抑ヘテ、三倍八割ダケデ抑ヘルト、斯ウ云フ御説明ガアッタノデアリマシテ、成程此案ニモ出テ居ルノデアリマス、然ラバ政府ハ都市ノ住宅地ノ者ニ對シテハ、四倍マデハ増稅ヲスルゾト云フコトヲ明確ニ言シテ居ラレルノデアル、一般ガ不景氣ニナッテ、收入減ニ苦シニ居ルノニ、都市若クハ町ナドノ宅地ノモノハ、直チニ四倍マデ増稅スル、一面ニ於テ減稅々々ト言ヒ、直チニ四倍ニ増稅スル、斯様ニ窮屈ナル、例ヘバ一割増稅スルトカ、五割増稅スルトカ、一倍ノ増稅ヲスルト云フナラバ聞エルガ、政府自ラ！——大藏大臣自ラガ四倍マデハ增稅ヲスル、斯様ナ急激ナル增稅ラシ、一面ニ於テ減稅々々ト言ヒナガラ、一面ニ於テ四倍ノ増稅ヲスルト言シテ居ル、是ハ何タル矛盾デアルノデアリマセウカ、斯ノ如キ急激ナル増稅ガ、公正ナル減稅ノ方法デアルト只今仰セラレタノデアリマスガ、果シテ、之ニ一致スルカドウデアルカト云フコトモ、私ハ伺テ見タイト思フノデアリマス

モウ一つ最後ニ伺テ見タイト思ヒマスルコトハ、營業収益稅ノコトデアル、之ヲツーツ、斯様ナ改正案ヲ出サレルナラバ、モウ少シ進ンデ之ヲ根本的ニ地租法案ノヤウ

ニ改正スル意思ハナイカト云フコトデア
ル、營業収益稅ハ、濱口首相ガ嘗て大藏大臣ノ時代ニ出サレタ時ニ、此議會ヲ通過サレタノデアリマスガ、是ハ從來ノ外形標準デハ不公平デアル、ドレダケ賣シテモ例ハ
バ十万圓ノ賣上ヲシテ損ヲシタ者ニモ、十
万圓デ課ケル、一面ニ於テ二万圓ノ賣上ヲシ
テ儲タ者ニモ二万圓ト云フ額ニ課ケルカ
ラ不公平デアル、仍テ是ハ収益ニ課稅ヲシ
ナケレバナラナイト云フノデ、營業収益稅
ト云フノデアルガ、如何ニモ名前ニ立派デ
アルガ、今モ外形標準デ事實ハヤツ居ルデ
ハアリマセヌカ、殊ニ從來ヨリモ外形標準
ノヤリ方ガ亂暴デ、収益ト云フコトハ見
ラレナイ外形標準デヤツ居ル、從來ヨリ
悪稅デアルノデアリマス(拍手)是ナドニ
シマシテモ、今度ノ減稅ガヤレ百分ノ〇・三
デアリマスルカ、〇・二デアリマスルカ、目
ニモ見エナイ程ノ減稅ヲシテ、斯ウ得々ト
言ハレルノデアリマシテ、出ス方カラ言ヘ
バ減稅シテ貴ハナクテモ同ジ事デアルノデ
アリマス、勿論減稅シタナラバ、百分ノ〇・二
トカ三トカノ減稅ハ、シテモセヌデモ同ジ
事デアルノデアリマシテ、出ス方カラ言ヘ
レマセヌガ、ソレヨリモ此營業収益稅ノ
本當ノ収益ヲ見出ス方法ヲ考ヘラレルカ、
然ラズンバ之ヲ根本的ニ改メナケレバナリ
マセヌ、只今營業収益稅ハ都市ニ於テハド
ウ云フ狀態デアルカ、大キイ商賣人ハ合法
的ニ脱稅シテ居テ、此營業収益稅ニナッタ
ガ爲ニ、大ニ利得ヲ致シテ居ルノデアル、
小サイ商工業者ト云フモノハ、此大キイ方
ノ合法的脱稅ノ尻ヲ全部負シテ居ルノデア
リマシテ、實際ニ於テ都市ノ商工業者ハ、
從來ノ營業稅ヨリモ二倍、三倍、甚シキハ
五倍、六倍ノ増稅ニナッテ居ルノデアル、之
ヲ僅カ百分ノ〇・二トカ三ヲ下ガルト云
フ、モウ少シ租稅ノ公正ヲ圖ルト云フ御建

前デアルナラバ、只今此處デ左様ナ御案ガアルナラバ、之ヲ何トカシナケレバナラヌノデアリマセウガ、之ニ對シテ私ハ大藏大臣ガ通り一遍ノ御挨拶デナクシテ、納得ノ行クヤウニ御説明ヲ願ヒタインデアル（拍手）殊ニ私ハ此場合今回ノ此改正減税ガ、千圓以下ノモノニハ率ヲ少クシテ、千圓以上ノモノニハ率ヲ累進的ニ大キクシタ云フコトモアツノデアリマスガ、何故免稅點ヲ千圓ニ引上ゲラレヌカト云フ事デアル、所得稅ハ千二百圓以下ハ免稅、單リ營業収益稅ハ四百圓以下ハ免稅デアルガ、セメテ千圓マデ免稅ニスルノガ當然デアルノデハアリマセヌカ、曾テ吾々政友會ハ、經過的減稅トシテ、一昨年デアリマシタカ、免稅點ヲ千圓ニ引上ゲタ、サウ云フ事ノ否決サレタル行懸リヨリ、黨略ノ立場カラ、是ハ當然上グベキモノデアル、上ゲヌデモ宜イト云フ理窟ヲ私ハ一ツ御示ヲ願ヒタイト思フノデアル、要スルニ今回ノ減稅ト云フモノハ、名ハ減稅デアッテモ、何モ國民ハ潤テ居ラナイ、唯國民ヲ欺罔シ、唯倫敦會議ノ結果ニ於テ、減稅々々ト云フ手前ヲ糊塗スル爲ノ減稅デアル、斯ウ言ハナケレバナラヌノデアル（拍手）以上ノ諸點ニ對シテ私ハ大藏大臣ノ御答辯ヲ頗スノデアリマス（拍手）

國務大臣井上準之助君登壇

ハ砂糖屋タケガ喜ブダケデアルスウ云フ事
ヲ以テ——今少シ内務大臣ガ斯ウ云フ事
柄ニ付テ知識ヲ御持チデアッテ、大藏大臣
ニドンヽ話サレバ、救護法ノ四百万圓
ハ砂糖業者ヲ儲ケサス金ヲ以テ支辨シ得
テ、此救護法ハ實現スルデハナイカ、私ハ
内務大臣ニモ此事ヲ伺テ見タトイト思フノ
デアリマス

ソレカラ先刻高橋君ト大藏大臣トノ間ニ
質問應答ガゴザイマシタガ、都會ノ宅地ト
云フモノハ、思フニ今度ノ賃貸價格ノ標準
ニ依リマシテ或ハ十倍、二十倍ノ課稅ニナ
ルデアリマセウ、ソレヲ只今聽イテ居リマ
スレバ、政府ハ一時ニ多クナルノハ抑ヘ
テ、三倍八割ダケデ抑ヘルト、斯ウ云フ御
説明ガアツクノデアリマシテ、成程此案ニ
モ出テ居ルノデアリマス、然ラバ政府ハ都
市ノ住宅地ノ者ニ對シテハ、四倍マデハ增
稅ヲスルゾト云フコトヲ明確ニ言シテ居ラ
一面ニ於テ減稅々々ト言ヒ、直ヂニ四倍ニ
増稅スル、斯様ニ窮屈ナル、例ヘバ一割增
稅スルトカ、五割增稅スルトカ、一倍ノ增
稅ヲスルト云フナラバ聞エルガ、政府自
臣ノ時代ニ出サレタ時ニ、此議會ヲ通過サ
レタノデアリマスガ、是ハ從來ノ外形標準
デハ不公平デアル、ドレダケ賣テモ例ヘ
バ十萬圓ノ賣上ヲシテ損ヲシタ者ニモ、十
万圓デ課ケル、一面ニ於テ二万圓ノ賣上ヲシ
テ儲タ者ニモ二万圓ト云フ額ニ課ケルカ
ラ不公平デアル、仍テ是ハ收益ニ課稅ヲシ
ナケレバナラナイト云フノデ、營業収益稅
ト云フノデアルガ、如何ニモ名前ハ立派デ
アルガ、今モ外形標準ニ事實ハヤツテ居ルデ
ハアリマセヌカ、殊ニ從來ヨリモ外形標準
ノヤリ方ガ亂暴デ、收益ト云フコトハ見
ラレナイ外形標準デヤツテ居ル、從來ヨリ
惡稅デアルノデアリマス(拍手)是ナドニ對
シマシテモ、今度ノ減稅ガヤレ百分ノ〇・三
デアリマスルカ、〇・二デアリマスルカ、目
ニモ見エナイ程ノ減稅ヲシテ、斯ウ得ベト
言ハレルノデアリマス、併ナガラ是ハ手心
デ行クノデアリマス、コンナ百分ノ〇・二
トカ三トカノ減稅ハ、シテモセヌデモ同ジ
事デアルノデアリマシテ、出ス方カラ言ヘ
ハ減稅シテ貰ハナクテモ同ジ事デアルノデ
是ハ當然上グベキモノデアル、上ゲヌデモ
宜イト云フ理窟ヲ私ハ一ツ御示ヲ願ヒタイ
ト思フノデアル、要スルニ今回ノ減稅ト云
フモノハ、名ハ減稅デアッテモ、何モ國民
ハ潤テ居ラナイ、唯國民ヲ欺罔シ、唯倫
敦會議ノ結果ニ於テ、減稅々々ト云フ手前
ヲ糊塗スル爲ノ減稅デアル、斯ウ言ハナケ
レバナラヌノデアル(拍手)以上ノ諸點ニ對
シテ私ハ大藏大臣ノ御答辯ヲ煩スノデアリ
マス(拍手)

殖ヤシ得ルヤウナ途ハ

ニ改正スル意思ハナイカト云フコトデア
ル、營業収益税ハ、濱口首相ガ嘗て大藏大臣ノ時代ニ出サレタ時ニ、此議會ヲ通過サレタノデアリマスガ、是ハ從來ノ外形標準デハ不公平デアル、ドレダケ賣シモ例ハバ十萬圓ノ賣上ヲシテ損ヲシタ者ニモ、十万圓デ課ケル、一面ニ於テ二万圓ノ賣上ヲシテ儲ヲタ者ニモ二万圓ト云フ額ニ課ケルカラ不公平デアル、仍テ是ハ收益ニ課稅ヲシナケレバナラナイト云フノデ、營業収益稅ト云フノデアルガ、如何ニモ名前ハ立派デアルガ、今モ外形標準デ事實ハヤッテ居ルデハアリマセヌカ、殊ニ從來ヨリモ外形標準ナリ方ガ亂暴デ、收益ト云フコトハ見ラレナイ外形標準デヤッテ居ル、從來ヨリ惡稅デアルノデアリマス(拍手)是ナドニ對シマシテモ、今度ノ減稅ガヤレ百分ノ〇・三メテ千圓マデ免稅ニスルノガ當然デアルノル、所得稅ハ千二百圓以下ハ免稅、單リ營業収益稅ハ四百圓以下ハ免稅デアルガ、セシマスノデ、今日果シテ減稅ガシ得ルヤ否マス、併ナガラ今日ハ歲入ガ非常ニ急激ニ増ジマシテ、ソレニ應ジテ歲出ヲ減額スルヤ、吾々政友會ハ、經行クヤウニ御説明ヲ願ヒタイノデアル(拍手)殊ニ私ハ此場合今回ノ此改正減稅ガ、千圓以下ノモノニハ率少クシテ、千圓以上ノモノニハ率ラ累進的ニ大キクシタ云フコトモアッタノデアリマスガ、何故免稅點ヲ千圓ニ引上ガラレヌカト云フ事デアル、听得稅ハ千二百圓以下ハ免稅、單リ營業収益稅ハ四百圓以下ハ免稅デアルガ、セシマスノデ、今日果シテ減稅ガシ得ルヤ否マス、併ナガラ今日ハ歲入ガ非常ニ急激ニ増ジマシテ、ソレニ應ジテ歲出ヲ減額スルヤ、吾々政友會ハ、經行クヤウニ御説明ヲ願ヒタイノデアル(拍手)是ハ當然上グベキモノデアル、上グヌデモニ見エナイ程ノ減稅ヲシテ、斯ウ得タト免稅點ヲ千圓ニ引上ゲタ、サウ云フ事ノ否決サレタル行懸リヨリ、黨略ノ立場カラ、是ハ過的減稅トシテ、一昨年デアリマシタカ、マシタ上ニ、左様ナコトヲ考ヘテ見タイトト思テ居リマス(拍手)前デアルナラバ、只今此處デ左様ナ御案ガアルナラバ、之ヲ何トカシナケレバナラヌマス(拍手)ソレガ補充計畫ガ定マリ、減稅ヲ實行シテ私ハ大藏大臣ノ御辯言ハ大藏大臣ガ通リ一遍ノ御挨拶デナクシテ、納得ノ行シタノデアリマス

非常ニ困難ナ立場ニ居リマス(拍手)加藤君
ノ言ハレル如ク、税ガ今日減レバ、何億減シテ
モ、ソレダケ歲出ヲ減ズルヤウナコトガ國
財政ノ局ニ當タ方ハ、國ノ財政ハ左様ニ便
利至極ニハ參リマセヌ(拍手)何レノ國デモ、
今日ハ英吉利デモ、獨逸デモ、寧ロ増稅ヲ
シテ居リマス、殆ドドノ國デモ皆增稅ヲシ
テ居ルノニ、九百万圓デモ減稅シ得タト云
フコトニハ、私ハ寧ロ同情ヲ願ヒタイ(拍
手)稅務官吏ノ苛斂誅求ノ如キハ、歷代ノ大
藏省デ左様ナコトハ毛頭致シマセヌ、斯様
ニ一層注意スベキ事項ト考ヘテ居リ
マシテ、御忠告ノ點ハ謹ン守リマス、減
稅ガ消費稅ニ少クシテ國稅ニ多イノハドウ
云フ譯カト云フ御話デアリミシタガ、是ハ
今日ノ經濟界カラ申シマシタナラバ、織物
ハ何割ト下ツテ居リマス、砂糖モ同一デアリ
マス、此物價ノ下タ場合ニ、全部ノ減稅ヲ
消費稅バカリニ持ツテ行キマスヨリモ、寧ロ
國稅ニ持ツテ行ツ地租、營業收益稅ヲ相當
ノ程度デ減稅致シマスコトガ、今日ノ經濟
界、國民ノ狀態ニハ適當ト考ヘタカラデア
リマス(拍手)消費稅ヲ減ジナガラ煙草ノ値
段ヲ何故其儘ニシタカト云フコトハ、御尤
ナ御尋ニアリマス、若シ假ニ減稅スベキ
金額ガ多クアッタナラバ、必ズ煙草ノ稅モ減
スコトヲ考ヘタデアリマセウ、左様ニ參ラ
ナイコトヲ遺憾ト考ヘマス

レテ居ラレル、市街宅地が非常ニ地價ガ上
リ、賃貸價格モ非常ニ上_トテ居ルコトハ認メ
テ居ラレマス、即チ吾々カラ考ヘルト、負
擔ノ不公平不公正ガアルト云フコトヲ認メ
テ居ルノデアリマスルガ、所謂國民負擔ノ
不公正ガアルナラバ、一日デモ早ク之ヲ訂
正スルコトガ、私ハ政治ノ要諦ト考ヘテ居
リマス(拍手)
只今ノ營業収益稅ヲ根本ニ改正スル考ガ
ナイカト云フ御言葉ノ中ニ、外形標準ヲ以テ
大體營業収益稅ノ主トシタル計算ノ基礎ト
スルト云フヤウナ御話デアリマシタガ、國
ノ稅ノ營業収益稅ニハ左様ナコトハ極ク稀
ナコトデアリマシテ、府縣ノ營業稅ハ今加
藤サンノ言ハレル通りデアリマスガ、營業
収益稅ハ、左様ナコトハアリマシテモデス
ナ、純益ガ上ラナイ場合ニ、或ハ賣上高ガ
幾ラトカ云フヤウナコトヲ調査スルコトハ
アリマスガ、餘程少ナイ稀ナ場合デアリマ
スカラ、今ソレダケヲ申上ゲレバ答辯ニナ
ルト考ヘテ居リマス
ソレカラ免稅點引上ヲ何故實行シナカッ
タカト、吾々ハ千圓ト云フ區別ヲ立テ、
其上ノ稅ト其下ノ稅ヲ變ヘタノデアリマ
ス、即チ個人ノ収益稅二・八ノモノヲ、千
圓上ハ二・六ニ變へ、千圓以下ハ二・二ニ變
化シ、一時ヲ糊塗セントスル所ノ御答辯デ
アル、例ヘバ軍縮會議ニ付テモ何ト言フタ
リマシタガ、只今ノ御答辯ハ唯一時ヲ胡麻
化シ、大シタ差ハナイト考ヘテ居リマス、
コト、大シタ差ハナイト考ヘテ居リマス、
左様御承知ヲ願ヒマス
(加藤錄五郎君登壇)

言々タト言ハレルガ、成程額ハ初メカラ言ヘ
ナイデアリマセウガ、一億八百万圓ノ大部
分ハ、國民負擔ノ輕減ニ振向ケラレルノガ
當然デアル、唯額ヲ言ヘナカッタト云フコト
ヲ以テ此場ヲ遁レルト云フコトハ、卑怯千
萬ト謂ハナケレバナラヌ、而モ此軍縮ノ意
義ト云フモノハ、國民負擔ノ輕減ヲ主トシ
ナケレバナラヌ、然ルニアベコベニ片方ノ
補充計畫ヲ主トシテ、之ヲ從ト致シテ居ル、
國民ヲ愚弄スルモ甚シキモノト謂ハナケレ
バナラヌ、只今大藏大臣ハ、國民ノ收入ヲ
増シタイケレドモ、吾々ハ増ス方法ガナイ
ト言ハレル、成程減稅ヲスルヨリモ、其前
ニ國民ノ收入ヲ増シテ、サウシテ減稅ヲス
ルト云フノガ本當デアルケレドモ、私共ニ
ハ今國民ノ收入ヲ増スコトハ出來マセヌ、
教ヘ下サイト云フヤウナ調子デアッタノ
デアル、御教ヘ致シマス、國民ノ收入ヲ増
ス方法ハ、現内閣ノ大藏大臣ガ罷メルコト
ニアルノデアル、之ガ一番早途デアル、簡
單明瞭デアルノデアリマスガ、之ヲ何ト考
ヘラレル、只今大藏大臣ハ、國民ノ收入ヲ
直ニ増スコトハ、後年度ノ國民ニ禍ヲ貽
スモノデアルカラ、増スコトハ出來ナイト
言ハレタ、後年度ノ禍デハナイ、今此禍ヲ
何ト見テ居ルノデアルカ、國民ガ生活難ニ
苦シニデ居ル、此禍ヲ何ト心得テ居ルノデア
ルカ、百年ノ後々ヨリモ、今遁向シテ居ル
問題デアリマス、政治ノ要ハ將來ニ向シテ國
民ノ收入ヲ増スヤウニ考ヘナケレバナラヌ
ノデアルガ、只今國民ノ收入ヲ増ス方法ヲ
講ズレバ、將來ニ禍ヲ貽ストハ何事デアル
カ、私ハ之ヲモウ少シ明確ニ伺ヒタイト思
フノデアル、井上大藏大臣ハ目下ノ財政狀態
ハ頗ル苦イモノデアル、ドウカ加藤サン御
同情ヲ願ヒタイト仰シヤル、左様ナ同情ヲ
求ムルヨリモ、アナタガ罷メルコトガ一番
之ヲ救フ途デアル、此財政經濟ニ關スルア
ナタノ政策ヲ變ヘルコトガ、一番根本ノ策

此減税ヲスルコトハ、額ガ多クナルニ依テ、財政上困ルト云フコトデアリマス、私ノ申シタノハ消費稅デアル、消費者ニ向テガヤツテ居ル煙草ノ下級品ノ如キヲ五厘^デモ宜シイ、御下ゲニナルコトガ、是ガ的確ニ轉嫁サレルモノデアルト申シタノデアル、ケレバナラズ、其轉嫁サレルモノハ、政府濱口首相及此内閣ノ諸君ハ、國民ニ對シテ何時デモ實踐躬行、其範ヲ示スト言^シ居ル、示スナラバ先^づ政府ノヤツテ居ル煙草ヲ下ゲタラドウカ、此消費稅ヲ輕減スルコトガ的確ニ轉嫁サレルコトデハナイカ、私ハ現内閣程奇怪ナ内閣ハナイト思フ、實踐躬行、範ヲ示スト言^シ居ナイ、例へバ此東京ナドハ、安達内務大臣御承知ノコトデアラウト思フガ、風呂屋カ散髮屋ニ値下^シシロ、値下^シシロト言^フテ居ル、ソレヲ聞カヌト「サーべル」ヲガチヤ^シテサシテ、強制的ニ、事實ハ「サーべル」ノ威力^デ以テ値下^シサシテ居ル、政府ハドウデアルカ、此内閣ハ實踐躬行、範ヲ示スト言^シテ居ルガ、政府自體ノヤツテ居ルモハ何モ下^ゲテ居ラヌ、郵便、電信、電話、之ヲ直チニ下^ゲロト私ハ言フノデハナイガ、少シモ之ニ付テハ考慮シテ居ラヌ、鐵道運賃ヲ下^ゲルト云^フテ、「メートル」法ニ改正シテ胡麻化シテ居ルデハナイカ、汽車ノ辯當ヲ下^ゲタ、鐵道省ガ奮發シタと思^ヘバ、是ハ鐵道省ノ値下^シニアラズシテ、アノ讀負ノ辯當屋ヲ脅カシテ、値下^シシタガ、自ラハ少シモ値下^シシテ居ラナイ(拍手)入場料ノ如キハ倍ニシテ居ルノデアル、斯ウ云フ矛盾擅著シタコト致シテ居ル、私ハ大藏大臣ニ伺ヒタ伊恩フノデアリマスガ、減稅ヨリモ、先刻來申シマスヤウニ國民ノ收入ヲ増スコトガ先決問題デアル、只今ノ稅收入ハ七億七千万圓、或ハ八億圓近^シタルノアリマスガ、此國稅ガ悉ク免稅

ニナルヨリモ、國民ノ收入ヲ今マデ通リニシテ貰フタ方ガ國民ハ喜ブノデアル、國民ノ收入ガ約百四十億ト致シマスレバ、只今ハ三割モ四割モ減ジテ居ルノデハナイカ、サウスレバ四十億モ下ツテ居ル、稅金ノ總額ガ今年ノ豫算デ見ルト七億七千万圓、之ヲ全部無シニシテ吳レルヨリモ、國民ノ收入ヲ減ゼヌヤウニシテ貰フコトガ、一番大切ナコトデアル、是ガ努ムベキコトデアル、大藏大臣ハ之ヲ何ト考ヘラレルノデアルカ

只今安達内務大臣ハ、私ノ救護法ニ關スル答辯ヲナサラナカツタノデアリマスガ、私ハ更ニ之ニ加ヘテ質疑ヲ新ニ致シマス、只今大藏大臣ニ救護法ハ考ヘテ居ラナイ、今度ハセナイト茲ニ明言サレタノデアリマスガ、安達内務大臣ハ聞ク所ニ依リマスレバ、先刻全國ノ方面委員ト會見シテ、大ニヤルト言ハレタト云フデハアリマセヌカ、方面委員ハ只今皆喜ンデ歸ツタ、ドチラガ本當デアルノデアリマスカ、大藏大臣ハヤラナイ、安達内務大臣ハ方面委員ニ對シテヤルト言ツタ、昨日ノ新聞ノ言論抑壓ニ對シテ委員ニ對シテ嘘ヲ言ツタノデアルカ、ソレト政府ヲ代表シテ謝罪スルト嘗テハ申シ、今ヂヤ何トモ言ハナイト言フノト同様デアル、何レガ本當デアルカ、安達内務大臣ガ方面委員ニ對シテ嘘ヲ言ツタノデアルカ、ソレトモ大藏大臣ガ只今救護法ハヤラナイト言ツタガ、實ハヤルノデアルカ、茲ニ私ハ改メテ之ヲ御伺致シタイト思フノデアリマス

更ニ大藏大臣ハ營業収益稅ニ付テハ、左様ナ不都合ナコトハナイ、斯ウ云フ風ナ御答辯ノヤウニ承ツタノデアリマスガ、頗ル缺陷ガアルノデアリマス、先刻來私ハ指摘取レナカツタガ、大體ニ於テ營業収益稅ハ致シマシタ如ク、外形標準デヤラナイ、純益ヲ見出シテヤルト云フヤウナ御話デアリマスガ、外形標準デヤラテ居ルノデハアリマセヌカ、アナタノ監督シテ居ル稅務署ノ

所得稅調查委員ト云フモノハ、帳面ヲ一
祕密書類ヲ貰^シテ、賣上高ニ何ヲ掛ケルト
云フヤウナ、印刷シタル外形標準デヤ^シテ
居ルノデハアリマセヌカ、之ヲ大藏大臣ガ
知ラズシテ、左様ナ事ハナイト言ハレルガ、
若シ知ラズシテ言ヘバ迂闊千萬ト謂ハナケ
レバナラヌ、知^シテ之ヲ爲スト云ヘバ、又例
ノ吾々ヲ欺クモノト言ハナケレバナラヌノ
デアル、私ハ茲ニ更ニ營業収益稅ニ付テ申
シテ見タイ、只今ノ營業収益稅ト云フモノ
ハ、大キナ商賣人ト云フヤウナ者ハ、合法
的ニ脫稅ヲ致スノデアリマス、何ヲ以テ脫
稅ヲスルカ、大キナ家ガアレバ、ソレヲ事
務所トシテ利益カラ控除スル、雇人ノ給料
モ控除致シマス、而シテ自分ノ給料モ其處
カラ控除致シマス、若シ利益ガ餘ルヤウニ
多クナ^シテ、稅率ノ關係ガ不利益ニナルト、
旅費トシテ旅行スルヤウナ形式ヲ取ルノデ
アリマス、廣告料モ此中カラ取ルノデアリ
マス、吳服屋デ言ウタナラバ寢カセ物マデ
モ、是モ損ノ中ニ入レテ利益カラ悉ク控除
致シテ、合法的ニ脱稅ヲ致シテ居ルノデア
リマス、所ガ小工商業者ニ至リマシテハ、
自分ノ家ナラ、事務所費トシテ家屋ノ代ヲ
取ル譯ニハ參リマセヌ、自分達ノ効キ、是
モ給料トシテ取ル譯ニハ行カナイ、是ガ帳
面ハ出來テ居ラナイ、稅務署ノ官吏ニ帳面
ヲ見セマスレバ、コンナ帳面ハ何モ役ニ立
タナイ、ソレハ成程昔ノ大福帳流ノ帳面デ
アリマスガ故ニ、正確ニハ分ラヌノデアリ
マセウ、ソコデ目安デ以テ何時デモヤ^シ
テ行クノデアル、多クノ土地ニ於テ、千軒
ニ一軒位シカ合法的ニ簿記デ付ケテ居ル所
ノ帳簿ハナイ、小工商業者ニハソンナモノ
ハナイ、此現狀ヲ何ト見ルノデアルカ、悉
ク外形標準デヤ^シテ居ルノデアリマス、從來
ノ外形標準ト云フモノハ——從來ノ營業稅
法ニ於キマシテハ、何ノ商賣ハ先づドレダ
ケ引イテドレダケ掛ケルト云フ風ニ、商賣
ノ營業狀態ニ依^テ歩合ガ定^シテ居ラタ、今度

國朝詩二集

○國務大臣(井上準之助君) 加藤君ニ御答
辯致シマス、前段ハ大體御意見デアリマシタカラ答辯致ス必要モナイト思ヒマスガ、
救護法ノ事ハ非常ナ誤解デアリマス、御質問ガ、何故ニ餘剩財源ヲ以テ減税ヲセズニ
救護法ヲ施行セヌカト云フ御聞テスカラ、
餘剩財源ヲ以テ救護法ニハ充當致シマセ
又、之ヲ減税ニ致シマスト、斯ウ答ヘマシタ
タ、救護法其モノハ、昨日デゴザイマシタ
カ、一昨日ダカ、此議場ニ於テドナタカノ
質問ニ對シテ、現政府ノ救護法ニ對スル態度ハ、ハツキ申上ゲテ置イタノデゴザイマシタ
スカラ、御承知ヲ願テ居ルコト、考ヘマ
ス、ソレカラ營業収益稅ノコトハ、法律ヲ
御覽下サルト、法律ノ建前ハ何處マデモ純
益標準ニ致スノデアリマス、唯純益ヲ見ル
場合ニ、私ガ申上ゲマシタ如ク、稀ニ外形
標準ニ依ルコトガアリマス、ソレハ法律ノ
執行ノ爲メデアル、ソレダケ御説明申上ゲ
テ置イタラ宜カラウト思ヒマス
シテ置キマシタ(拍手)
(國務大臣安達謙藏君登壇)
○國務大臣(安達謙藏君) 救護法ノコトニ
付キマシテハ、先般大藏大臣モ言明致シマ
シタガ、目下其財源ヲ捨出シテ、是非ドウ
カ處置ヲシタイト云フコトニ、專心一意私
ハ努力致シテ居リマス、方面委員ノ方々ニ
對シマシテモ、サウ云フ意味ニ於テ御話ヲ
シテ置キマシタ(拍手)

加藤鎌五郎君登壇

君登壇) 加藤君ニ御答
御意見デアリマシ
ノイト思ヒマスガ、
解デアリマス、御質
ノ以テ減税ヲセズニ
ムフ御聞デスカラ、
ニハ充當致シマセ
ヘト、斯ウ答ヘマシ
日デゴザイマシタ
事ニ於テドナタカノ
ノ救護法ニ對スル熊
置イタノデゴザイマ
居ルコト、考ヘマ
枕ノコトハ、法律ヲ
延前ハ何處マデモ純
、ス、唯純益ヲ見ル
シタ如ク、稀ニ外形
、ス、ソレハ法律ノ
レダケ御説明申上ゲ
心ヒマス

三

○鷲野米太郎君 大分減税率ニ關スル質疑
應答ガ繰返サレタノデゴザイマスルガ、私
ノ質問セントスル所ノ或ル點ハ、既ニ質問
ガアツタノデゴザイマスルノテ、總テ左様ナ
點ニ觸レズニ、成ルベク別箇ノ方面カラ當
局ノ御意見ヲ伺ヒタイト存ジマス、此度ノ
減税率ハ、實ニ調査ガ不十分デ、孟浪杜撰、
社會政策的ノ見地カラ見マシテモ、負擔ヲ
公平ニスルト云フ見地カラ見マシテモ、私
共ハ非常ニ之ヲ遺憾トスルノデゴザイマス
(拍手)併シ此點ニ付キマシテハ敢テ言葉ヲ
重ネナイコト致シマシテ、二三ノ事柄ニ
付テ御伺致シ、其次ニ政府ノ行政、財政、

卷之三

或ル點ハ、既ニ質問
ルノデ、總テ左様ナ
ク別箇ノ方面カラ當
ト存ジマス、此度ノ
十分デ、孟浪杜撰、
見マシテモ、負擔ヲ
カラ見マシテモ、私
スルノデゴザイマス
マシテハ敢テ言葉ヲ
シテ、二三ノ事柄ニ
政府ノ行政、財政、

斯様ナ大藏大臣ニ此席デ繰返シ／＼質疑ヲ
スル要ハゴザイマセヌガ、唯一言致シテ置
キマスルコトハ、營業収益稅ハ法律ニハ純
益ト示シテアル、左様ナコトハ今更御教ヲ
蒙ラナクテモ分リ切々タコトデアル、而シ
テ純益ヲ見テ、偶ニハ——稀ナ場合ニハ外
形標準ノ課稅ヲスルト云フコトヲ仰セニ
ナツタノデアリマスルガ、左様ナコトハナ
イ、稀ノ場合ニハ純益ヲ見テ、多クノ場合
悉クハ外形標準デヤッテ居ルノデアル（拍
手）若シ之ヲ大藏大臣ガ稀ナ場合ト言ハレ
ルナラバ、アナタノ監督下ニアル所ノ稅務署
カラ印刷シタル小冊子ガ毎年何千ト云フ程、
全國ノ稅務署ノ所得稅調查委員ニ、祕密ノ
判コヲ押シテ渡シテアルノデアル、之ヲ御
覽ニ入レテ見タイト思フ（拍手）此時デモ、
稀ナ場合ハ外形標準デヤルト言ハレルノデ
アルカドウカト云フコトヲ、此場合申シテ
置クノデアル、私ハ斯様ナ一時胡麻化シノ、
胡麻化シバカリデ、遁辭ヲ以テ逃ゲルト云
フヤウナ大藏大臣ニ、最早繰返シ質問ヲス
ル必要ハナイ、要スルニ現内閣ノ減稅ト云
フモノハ、唯國民ヲ欺罔スルダケデアル、
申譯ニ致シタモノデアルト云フコトヲ申シ
テ、私ノ質疑ヲ打切ルノデゴザイマス（拍
手）

税制ニ關スル調査ニ關シ本當ノ誠意アリヤ
否ヤト云フコトヲ更ニ御伺致シタイト存ジ
マス
一體大藏大臣ハ色々ト御説明ニナッテ居
ラレルノデアリマスルガ、昭和六年度ニ
於ケル所ノ九百万圓ノ減稅、昭和七年度ニ
於ケル所ノ二千數百万圓ノ減稅、昭和八年度以後ニ於ケル所ノ一千五百万圓ノ減稅
ガ、果シテ現在ノ民政黨ノ財政計畫ノ上力
ヲ言シテ可能ナリト云フ 確信ヲ以テ提案セ
ラレタカドウカト云フコトヲ伺ヒタイト存
ジマス、色々申シテ居リマスケレドモ、要
スルニ私共ノ見解カラ致シマシタナラバ、
全ク昭和六年度ニ於キマシテモ九百万圓ノ
減稅ノ財源ハ、私ハ之ヲ認メルコトガ出来
ナイト信ズルノデアリマス、歲入ノ缺陷ハ
必ズヤ吾々ノ見ル所デハ七千万圓、八千万
圓以上ニ達スルト考ヘルノデアリマスガ、
假ニ酒ノ稅ノ減收ダケヲ見マシテモ、八百
万圓乃至九百万圓ニ達スルカモ分ラヌ、少
クモ今日ニ於テ之ヲ斷行スルコトノ出來ル
所ノ酒ノ稅ノ減收ハ、昨年ノ九月ノ全國見
込申告ニ依リマシテモ、五百五十萬圓乃至
六百万圓ニ達スルノデアリマスカラ、九百
万圓ノ減稅ノ中、酒ノ稅ダケノ減收カラ見
マシテモ、六百万圓ト云フ所ノ財源ガ無ク
ナッテ、後ニ建議所ノモノハ三百万圓ニア
ルノデアリマスガ、其他ノ所得稅ヲ點検致
シマシテモ、砂糖ノ消費稅ヲ調べマシテモ、
營業収益稅ニ付テ考ヘマシテモ、必ズヤ非
常ナ政府ノ見積ト達ツク結果ヲ呈スルコト
ト考ヘマス、政府ハ恰モ非常ナ大キナ手柄
顏ニ減稅案ヲ出シテ居ルノデアリマスケレ
ドモ、此減稅ノ財源ガ既ニ無イト云フコト
ガ明カニナッタ以上ハ、何カ非常ナ苛斂誅求
ノ方法ヲ執ルカ、更ニ特別ノ方法ヲ執ルニ
非ザレバ、財政ノ辻續ハ絶對ニ私ハ合ハス
コトガ出來ナイコトト考ヘルノデアリマ
ス、之ニ付キマシテ大藏大臣ノ御考ヲ伺ヒ
タイト存ジマス

院議事速記録第七號 地租法案外六件 第一讀會

ソレカラ砂糖消費稅ノ問題デアリマスガ、是ノ施行ノ期日ヲ來年ノ一月一日ニ致シマシタ點ト、織物消費稅ハ從量稅ハ從價稅デアルノニ、砂糖消費稅ハ從量稅ヲ今尙ホ採ラ居ルガ、從價稅ニ依ルナラバ、景氣ノ好イ居イ、砂糖ノ値ノ高低ニ依ツテ、ソレムニ課稅ガ違フノデアルケレドモ、從量稅ヲ依然トシテ採ル以上ハ、砂糖ノ價格ガ下ツテモ、砂糖ニ對スル負擔ト云フモノハ依然トシテ變ラナイノデアルガ、私ハ從量稅ヨリモ從價稅ヲ採ル方ガ公平デアラウト考ヘルノデアリマス、何故從價稅ヲ採ラナイカト云フコトヲ伺ヒタイノデアリマス。

ソレカラ政府ハ減稅スル意思ガアルカノ如ク、無イカノ如クデアリマス、嘗テノ施政ノ方針ノ演說ノ際ニハ、大ニ行政財政ノ整理ノ調査ヲ致シマシタ、稅制ノ整理ヲヤッテ、國民ノ負擔ヲ減らシタルカノ如ク仄メカシタノデアリマスガ、果シテ政府ニ其意思ガ有リヤ無シヤト云フコトニ付テ、加藤君ガ先程質問致シマシタ所、井上大藏大臣ノ答辯ハ、私ハ甚ダ腑ニ落チナインオデアリマス、一體民政黨内閣ハ、何デモ宣傳ヲ事トシテ、欺瞞ヲ以テ國民ヲ釣シテ參タノデアリマス(拍手)減稅問題ニ付キマシテハ、若シ倫敦條約ガ成立セズニ、之ニ基トガ出來ルカ、國防ヲ犠牲ニシテ、僅カノ剩餘財源ト云フモノガナカッタナラバ、何ヲ云フモノヲ出シタノデアリマスルケレドモ、是レ位ノ減稅デハ、民政黨ガ組閣以前カラ今日マデ天下公衆ニ約束シタ所ノ、國金ヲ茲ニ捨出シテ、サウシテ形ダケノ減稅案ト云フモノヲ出シタノデアリマスルケレドモ、是レ位ノ減稅デハ、民政黨ガ組閣以前カラ今日マデ天下公衆ニ約束シタ所ノ、國私ハ實行シタモノト認メルコトガ出來ナイノデアリマス(拍手)

更ニ伺ヒタノヘ、民政黨内閣ハ、果シテ今後ニ於テ曾テノ公約ヲ實行シテ、減稅ヲ斷行スルノ勇氣ガアルカ、行政財政ノ整理ヲ實行スル爲ニ調査ノ機關ヲ置クト言フ

テ居ルケレドモ、果シテ行政財政ノ整理ヲヤッテ、ソレニ基イテ稅制ノ整理ヲヤッテ、國民ノ負擔輕減ヲ實行スルト云フ所ノ、眞面目ノ意思ガアルカドウカト云フコトデアリマス、行政財政ノ整理ノ調査ヲヤルト云フコトヲ言シテ居ルノデアリマスルケレドモ、恐ラク其目的ハ減稅ニアルノデハナクテ、昭和六年度ノ豫算ハ實行難ニ陥ルノデアリマスカラ、何カノ方法ヲ以テ、或ハ官吏ノ整理ヲヤルトカ、或ハ簡單ナ事柄ヲ胡麻化シ的ニヤッテ、僅ノ金ヲ茲ニ産ミ出ス方法ヲ考ヘルノニ過ギナインオデアッテ、民政黨内閣ガ大ニ宣傳ヲシテ居ルヤウナ意味ノ行政財政ノ整理デハナイト私ハ考ヘルノデアリマス、就キマシテハ政府當局特ニ陸軍大臣ニ御同ヲ致シタノデアリマス、行政ノ整理ヲヤッテ、國民ノ負擔ヲ輕減スル、軍制ノ改革ヲヤッテ、陸軍ノ費用ヲ節約シテ、國民ノ負擔ノ大輕減ヲヤルト云フコトハ、民政黨ノ組閣ノ當時ニモ、十大政綱ノ一トシテ天下ニ之ヲ宣言シタノデアリマス、但シ條件ガ附イテ、國防ニ缺陷ヲ生ゼザル範圍ニ於テ云フコトヲ言ウテ居タノデアリマス、所ガ國防ニ缺陷ヲ生ズルカ生ゼナイカト云フコトハ、抽象的ノ問題デアッテ、生ゼナイト云フナラバ生ゼナイ、生ズルト云フナラバ葉トシテ甚ダ巧ミナ言葉デアルケレドモ、私ハ民政黨内閣ガ天下ニ公約シタ所ノ公約ヲ免レル爲ニ、國防ニ缺陷ヲ生ズルト云フダケノ言葉ヲ以テ、其責ヲ免レルコトヲ認メルコトハ出來ナイノデアリマス、民政黨内閣ガ成立致シマシテ間モナク昭和四年ノ八月デアッタカト存ジマスルガ、陸軍ノ整理節約ニ依ツテ、國民ノ負擔ノ輕減ヲスルト云フ省ニ軍制調査會ナルモノガ設置セラレタ筈デアリマス、日ヲ閱スルコト正ニ一年ト五箇月、其間ニ何ノ調査ヲシタカ、私ハ能ク

存ジマセヌケレドモ、頻ニ新聞紙ヲ通シテ
色々ノ宣傳ガ行ハレタノデアリマスガ、結
局非常ニ國費ヲ節約シヨウト云フ見地カ
ラ、陸軍ノ整理ヲ試ミルナラバ、國防ニ非
常ナ缺陷ヲ生ズルカラ、經費ノ節約ハ殆ド
不可能ノヤウニ陸軍省ノ方カラ宣傳ヲ致シ
テ居ルノデアリマス、私ノ御尋致シタノノ
ハ、陸軍大臣が今日マデ統轄ノ下ニ軍制ノ
調査ヲ爲サツタガ、其結果ノ大要ヲ茲ニ明ニ
シテ載キタイト云フコトヽ、陸軍大臣ハ如
何ナル方法ヲ用ヒテモ、國民ノ負擔輕減ト
云フ見地カラ考ヘテ、陸軍省ノ費用ノ節約
ノ餘地ハナイカ、私共ノ見解カラ致シマス
ト云フト、三億九千七百万圓ノ陸海軍ノ費
用ハ、隨分國民負擔ノ見地カラ考ヘテ僅少
ナモノトハ言ヘナイノデアリマスガ、又將
來モ果シテ三億九千万圓ナリ、四億万圓ノ
軍事費ト云フモノヲ、我國ノ豫算ニ於テ見
ナケレバナラヌモノデアルカドウカ、私共ハ
假ニ陸軍ト海軍ノ當局ガ大英斷ヲ以テ
非常ナ決心ヲ以テ陸軍海軍ノ費用ノ節約ヲ
試ミルナラバ、茲ニ一億圓ナリ、一億五千
万圓、ソレ位ノ費用ノ節約ハ困難ナイ、
而モ國防ノ力ヲ滅殺スルコトガナクテ、十
分ニ國防力ヲ維持スルコトガ出來テ、而モ
一億圓位ノ費用ノ節約ガ出來ル、ソレハ私
共ガ過去七八年以來常ニ唱ヘテ居リマス所
ノ國防省ニ關スル計畫デアルノデアリマス
ガ、若シ陸軍ト海軍トガ一致シテ、茲ニ陸
海軍ト航空軍ノ三ツヲ一丸ト致シマシタ所
ニ之ヲ置イテ、國防ノ整理統一ト云フコト
ヲ主眼トシテ、經費ノ節約ト云フコトヲ第
二ノ目的トシテ致シマシタナラバ、必ズヤ
丸ト致シマシテ、一ツノ首腦者ノ統率ノ下
ノ大ナル國防省ト云フモノヲ考ヘマシテ、
其中ニ海軍モ、陸軍モ、航空軍モ、打ツテ一
三億七百万圓ノ中カラ、少クトモ一億圓近
イ所ノ經費ノ節約ガ出來ルト云フコトハ、
絶對ニ不可能ノコトデナイト考ヘルノデア
リマスガ、陸軍大臣ハ今日マデ一年五箇月

ノ間、軍制調査ヲ爲サタサウデアリマス
ガ、此様ニ點ニマテ觸レテノ御調査デアル
カドウカト云フコトヲ伺ヒタイ、此國防省
ニ關スル問題ハ、世界ノ何レノ國ニ於テモ
理窟トシテハ甚ダ結構ナコトトシテ居リマ
ス、曾テハ英國ニ於テ有名ナル實業家ノ「ゲ
デス」方國民負擔ノ輕減ノ爲ニ行政財政整理
委員會ヲ組織シタ時ニ、「ガーデス」方航空、
海軍、陸軍ノ三ツヲ打シテ一丸トシタ國防省
ヲ置クニアラズンバ、國防費ノ節約ハ出
來ナイト云フコトヲ報告シテ以來、世界ノ
政治家トシテ、此問題ニ付テハ非常ナル注
意ヲ拂テ居ルノデアリマスガ、實行論ニ入
リマスト、陸海軍ノ對立デアルトカ、其他
ノ關係カラ、事實實行ト云フコトガ非常ニ
困難デアルノデアリマスガ、民政黨内閣ガ
間違タル所ノ金ノ解禁ヲシテ、國民ヲ是程
難苦ノ中ニ陥レタト云フ以上ハ、相當ニ責
任ヲ負ハナケレバナラヌ、ソレニ付テハ國
民ノ負擔ヲ輕減シテ、民力ヲ休養シ、產業
發展ノ將來ニ備フルダケノ覺悟ヲセナケレ
バナラヌト考ヘルノデアリマスガ、之ニ付
テ總理大臣代理、大藏大臣竝ニ陸軍大臣、
出來ルナラバ海軍大臣ハ居ラヌノデアリマ
スカラ、豫算委員會デ同ヒタイト存ジマス
ノデ、海軍大臣ハ別ト致シマシテ、三大臣
ノ責任アル御答辯ヲ仰ギタイト存ジマス
ソレカラ井上大藏大臣ハ、是ハ多少餘計
ナコトニナルノデアリマスガ(餘計ナコト
ヲ言フナ)ト呼フ者アリ)先程加藤君ノ質問
ニ對シテ、加藤君ガ國民ノ收入ヲ增加スル
所ノ方法ヲ政府ハ何故考ヘナイカト言ヒマ
シカラ、案ガアルナラバ示セト云フ御話デ
アグノデアリマスガ、私ハ案ガアルノデ
アリマス、其案ハ金ヲ再禁止シ、平價切下
ヲ斷行スルノデアリマスガ、此點ニ付テハ
私ハ豫算委員會デ十分ナル藏相ノ御意見ヲ
伺ヒタイト存ジマスノデ、此處デハ申シマ
ギマス、以上ノ點ニ付テ政府ノ御答辯ヲ仰

○國務大臣(井上準之助君登壇) 驚野君ノ第一
ノ質問ハ、減税ハ果シテ實行シ得ルヤ、斯
海軍、陸軍ノ三ツヲ打シテ一丸トシタ國防省
ヲ置クニアラズンバ、國防費ノ節約ハ出
來ナイト云フコトヲ報告シテ以來、世界ノ
政治家トシテ、此問題ニ付テハ非常ナル注
意ヲ拂テ居ルノデアリマスガ、實行論ニ入
リマスト、陸海軍ノ對立デアルトカ、其他
ノ關係カラ、事實實行ト云フコトガ非常ニ
困難デアルノデアリマスガ、民政黨内閣ガ
間違タル所ノ金ノ解禁ヲシテ、國民ヲ是程
難苦ノ中ニ陥レタト云フ以上ハ、相當ニ責
任ヲ負ハナケレバナラヌ、ソレニ付テハ國
民ノ負擔ヲ輕減シテ、民力ヲ休養シ、產業
發展ノ將來ニ備フルダケノ覺悟ヲセナケレ
バナラヌト考ヘルノデアリマスガ、之ニ付
テ總理大臣代理、大藏大臣竝ニ陸軍大臣、
出來ルナラバ海軍大臣ハ居ラヌノデアリマ
スカラ、豫算委員會デ同ヒタイト存ジマス
ノデ、海軍大臣ハ別ト致シマシテ、三大臣
ノ責任アル御答辯ヲ仰ギタイト存ジマス
ソレカラ井上大藏大臣ハ、是ハ多少餘計
ナコトニナルノデアリマスガ(餘計ナコト
ヲ言フナ)ト呼フ者アリ)先程加藤君ノ質問
ニ對シテ、加藤君ガ國民ノ收入ヲ增加スル
所ノ方法ヲ政府ハ何故考ヘナイカト言ヒマ
シカラ、案ガアルナラバ示セト云フ御話デ
アグノデアリマスガ、私ハ案ガアルノデ
アリマス、其案ハ金ヲ再禁止シ、平價切下
ヲ断行スルノデアリマスガ、此點ニ付テハ
私ハ豫算委員會デ十分ナル藏相ノ御意見ヲ
伺ヒタイト存ジマスノデ、此處デハ申シマ
ギマス、以上ノ點ニ付テ政府ノ御答辯ヲ仰

○國務大臣(井上準之助君登壇) 驚野君ノ第一
ノ質問ハ、減税ハ果シテ實行シ得ルヤ、斯
海軍、陸軍ノ三ツヲ打シテ一丸トシタ國防省
ヲ置クニアラズンバ、國防費ノ節約ハ出
來ナイト云フコトヲ報告シテ以来、世界ノ
政治家トシテ、此問題ニ付テハ非常ナル注
意ヲ拂テ居ルノデアリマスガ、實行論ニ入
リマスト、陸海軍ノ對立デアルトカ、其他
ノ關係カラ、事實實行ト云フコトガ非常ニ
困難デアルノデアリマスガ、民政黨内閣ガ
間違タル所ノ金ノ解禁ヲシテ、國民ヲ是程
難苦ノ中ニ陥レタト云フ以上ハ、相當ニ責
任ヲ負ハナケレバナラヌ、ソレニ付テハ國
民ノ負擔ヲ輕減シテ、民力ヲ休養シ、產業
發展ノ將來ニ備フルダケノ覺悟ヲセナケレ
バナラヌト考ヘルノデアリマスガ、之ニ付
テ總理大臣代理、大藏大臣竝ニ陸軍大臣、
出來ルナラバ海軍大臣ハ居ラヌノデアリマ
スカラ、豫算委員會デ同ヒタイト存ジマス
ノデ、海軍大臣ハ別ト致シマシテ、三大臣
ノ責任アル御答辯ヲ仰ギタイト存ジマス
ソレカラ井上大藏大臣ハ、是ハ多少餘計
ナコトニナルノデアリマスガ(餘計ナコト
ヲ言フナ)ト呼フ者アリ)先程加藤君ノ質問
ニ對シテ、加藤君ガ國民ノ收入ヲ增加スル
所ノ方法ヲ政府ハ何故考ヘナイカト言ヒマ
シカラ、案ガアルナラバ示セト云フ御話デ
アグノデアリマスガ、私ハ案ガアルノデ
アリマス、其案ハ金ヲ再禁止シ、平價切下
ヲ断行スルノデアリマスガ、此點ニ付テハ
私ハ豫算委員會デ十分ナル藏相ノ御意見ヲ
伺ヒタイト存ジマスノデ、此處デハ申シマ
ギマス、以上ノ點ニ付テ政府ノ御答辯ヲ仰

○國務大臣(井上準之助君登壇) 驚野君ノ第一
ノ質問ハ、減税ハ果シテ實行シ得ルヤ、斯
海軍、陸軍ノ三ツヲ打シテ一丸トシタ國防省
ヲ置クニアラズンバ、國防費ノ節約ハ出
來ナイト云フコトヲ報告シテ以来、世界ノ
政治家トシテ、此問題ニ付テハ非常ナル注
意ヲ拂テ居ルノデアリマスガ、實行論ニ入
リマスト、陸海軍ノ對立デアルトカ、其他
ノ關係カラ、事實實行ト云フコトガ非常ニ
困難デアルノデアリマスガ、民政黨内閣ガ
間違タル所ノ金ノ解禁ヲシテ、國民ヲ是程
難苦ノ中ニ陥レタト云フ以上ハ、相當ニ責
任ヲ負ハナケレバナラヌ、ソレニ付テハ國
民ノ負擔ヲ輕減シテ、民力ヲ休養シ、產業
發展ノ將來ニ備フルダケノ覺悟ヲセナケレ
バナラヌト考ヘルノデアリマスガ、之ニ付
テ總理大臣代理、大藏大臣竝ニ陸軍大臣、
出來ルナラバ海軍大臣ハ居ラヌノデアリマ
スカラ、豫算委員會デ同ヒタイト存ジマス
ノデ、海軍大臣ハ別ト致シマシテ、三大臣
ノ責任アル御答辯ヲ仰ギタイト存ジマス
ソレカラ井上大藏大臣ハ、是ハ多少餘計
ナコトニナルノデアリマスガ(餘計ナコト
ヲ言フナ)ト呼フ者アリ)先程加藤君ノ質問
ニ對シテ、加藤君ガ國民ノ收入ヲ增加スル
所ノ方法ヲ政府ハ何故考ヘナイカト言ヒマ
シカラ、案ガアルナラバ示セト云フ御話デ
アグノデアリマスガ、私ハ案ガアルノデ
アリマス、其案ハ金ヲ再禁止シ、平價切下
ヲ断行スルノデアリマスガ、此點ニ付テハ
私ハ豫算委員會デ十分ナル藏相ノ御意見ヲ
伺ヒタイト存ジマスノデ、此處デハ申シマ
ギマス、以上ノ點ニ付テ政府ノ御答辯ヲ仰

ノ削減ニ付テ、御演説中ニ何トカマダ餘地
ハ大ニ存シテ居ッテ、努力ノ足ラヌノデハナ
イカト云フヤウナ意味ノ御話モ承ッタヤウ
ニ思ヒマスガ、前所述ベマシタ心情ト申シ
マスルカ、或ハ方針ニ基イテ、努力致シテ
居リマス結果、過去ノ事績ニ鑑ミテ見マス
ト、一體ニ國費ト云フモノハ明治年代カラ
逐次ニ増加ヲ致シテ居リマス、所ガ陸軍費
ノ増加ノ景況ヲ申述ベテ見マスルト、明治
年代ニ於テハ平均豫算ノ中二割一分ト云
フモノヲ陸軍費ガ占メテ居ッタノデアリマ
ス、ソレガ大正年代ニナリマシテ一割六分
ニ減ジ、昭和六年度ノ豫算ニ於テハ、ソレ
ガ一割三分マデ低下致シテ居リマス、斯様
ニ努力致シテ居リマスルガ、併シマダグノ
之ヲ以テ満足スル者デハアリマセヌ、尙ホ
出来ルダケノ努力ハ致ス積リデ居リマス、
ト申スモノノ、既ニ昭和二年度カラ六年度
マデニ於キマシテ、即チ最近五箇年間ニ於
キマシテ陸軍ト致シテ整理節約ヲ致シタ
共節減額ト云フモノガ六千二百万圓、繰延
額ガ一億九千六百万圓、合計二億五千八百
万圓以上ニ達シテ居ルノデアリマス、其繰
延ノ中ニモ、相當繰延ガ長イ先キノ年月ニ
瓦ラテ居リマスル爲ニ、考ヘヤウニ依ッテハ
是モ亦節減ノ一部ト考ヘテモ失當デナイデ
アラウト思フヤウナ部類モ含マレテ居ルノ
デアリマス、斯様ナ多額ノ節減繰延等ヲ致
シテ居リマスカラ、現在行^フテ居リマス調査
ニ於テ、更ニ是レ以上又巨額ノモノガ出来
ルト云フヤウナコトハ申上^フ兼ネル次第デ
アリマス、隨テ此方面ニ付テハナル期待
ヲ御持チ下サラヌヤウニ御願致シテ置ク次
第デアリマス、併シ列國ノ軍費ガ總體的ニ
大ニ削減サレルト云フナラバ、是ハ思切^ツ
ニ外國間ニ話ガ旨ク經リマシタナラバ、驚

野君ノ御希望ニナツテ居ル如キ事實ガ出現致スデアラウト思フノデアリマス、又私共モ速ニサウ云フ風ナ氣運ノ到來スルコトヲ待ツテ居ル次第デアリマス
尙ホ御演説中ニ何ダカ此陸軍ガ特別ニ大整理ヲシ、大縮小ヲシ、軍費ノ大削減ヲデモ致スカノ如キ御約束ヲ致シテ居ルヤウニ御考ニナツテ居ルヤウナ意味合ガ聴聽サレスルカ、濱口内閣ガ出來マシタ當初ニ發表致シマシタ聲明書ニハ、何モ陸軍單獨ノ御約束ハナイト思ヒマス、此處ニ幸ニ丁度濱口内閣組閣當時ノ聲明ヲ持合セテ居リマスカラ、陸軍軍備ニ關係シタ方面ノコトヲ一應讀上ゲテ見マス、財政緊縮ノ項目ノ中デ「即チ政府自ラ中央地方ノ財政ニ對シ一大整理緊縮ヲ斷行シ、由テ以テ廣ク財界ノ整理ト國民ノ消費節約ヲ促進セントス、財政ノ整理ヲ實現スルニ當リ、陸海軍ノ經費ニ關シテモ國防ニ支障ヲ來サムル範圍ニ於テ、大ニ整理節約ノ途ヲ講ズル所アラントス」斯ウ云フ意味合デアリマス、ダカラ陸軍單獨ニ何モ大ニ特別ナルコトヲ致サネバナラヌト云フ御約束ハ致シテ居リマセヌ（拍手）併シ事實アリマシタ、私入閣以後ニ實行致シマシタ整理ノ有様ト云フモノハ、決シテ他ノ方面ニ劣ッテハ居リマセヌ、人後ニハ落チテ居リマセヌ、人並以上ノコトヲヤッテ居ル積リデ居リマス（拍手）
ソレカラ軍制調査ヲヤッテ居ル、此軍制調査ハ何モ政府ノ意思ニ基イテヤックノデナク、陸軍自體ノ意思カラ發動シテ實行致シテ居ルモノデアリマスカラ、是ハ政府全體ノ事業ト御認メニナラヌヤウニ願ヒタイト思ヒマス、政府ノ一部デアル陸軍ノ發意ニ基イテ實行致シテ居ルノデアリマス、此調査ノ事業ガ非常ニ遷延ラシ遅レテ居ル、一年半モ何ヲシテ居ルカト云フヤウナ意味ノ

御間モアリマシタガ、大ニ努力ハ致シテ居リマスガ、頗ル事
ガ複雜多岐ニ瓦ツテ居リマシテ、ソンナニ容
易ニ結果ヲ纏メ得ルモノデハアリマセヌ、
鷺野君モ御承知デアリマセウガ、吾々ガ軍
制調査ノ一要目ト考ヘテ居リマシタ兵役義
務者及ビ廢兵遺族家族ノ待遇改善、是ハ社
會政策ノ一部デアリ、又同時ニ精神的ニ國
防ヲ健全ナラシムル所ノ一要目デアリマ
ス、此事業ダケデモ御承知ノ通リ一昨年十
一月カラ本年ノ十二月迄掛リマシテ、而モ
其事業ニ御關係下サツ委員諸君ハ非常ナ
御勉強デ、九十幾回ト云フ委員會、幹事會
等ヲ催シ、ソレヲ日ニ割テ見マスルト、四
日ニ一遍ト云フ頻繁ナ會合ヲ催シテサウシ
テヤリマシタガ、ソレガ漸ク一年有餘ヲ闊
シテ結果ヲ擧ゲ得タノデアリマス、其何十
倍ト云フ多クノ分量ヲ持テ居ル陸軍軍制
ノ調査研究デアリマスカラ、サウ容易ニ實
行ノ出來ルモノデハアリマセヌ、併ナガラ
吾々ト致シテハ一日タリトモ速ク其成果ヲ
擧ガタイト云フコトニ努力致シテ居ル次第
デアリマス(拍手)
(發言スル者アリ)
○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス
○國務大臣(宇垣一成君)(續) 國防省設置
云々ノ御質問モアリマシタガ、是ハ私ノ方
面ニ於テハ相當ニ研究ヲ致シ、又私トシテ
ハ一個ノ意見モ有シテ居リマス、併ナガラ
是ハ政府全體ニ瓦ル問題デアリマスカラ、
私カラ答辯ヲ申スコトハ差控ヘテ置キマス
(拍手)
○作田高太郎君 只今上程中ノ議案ニ對ス
ル審議ハ此程度ニ止メテ次ノ日程ニ進マレ
ンコトヲ望ミマス
○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御
異議ハアリマセヌカ
(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

一 國務大臣ノ演説

九質疑

○安藤正純君

未問題二位

〔議長退席、副議

問題ニ付テ
大業者ハ世

到ル處ニ多少ハ在

リマスカラ
ノロテ、弗

ムヲ得ナイノア凡
四ノ如キ〔佛蘭西ニ

失業者

アリマスガ、併ナガ
者ハ殆ンド無イト言

イ、昨年十
四、テハ千六

八十一人シカ實際ノ生

力少クナフニ
ルノデアル

我國ノ失業ハ必ズシ

ハナイノデ

リマシテ、我國ノ失業

濱口内閣ノ
ノ產物ナノ

合理ニシテ極端ナル
アル、即チ昭和四年

五年度二月

國民ニ向ヒマシテハ消費節約ヲ宣傳シ強要シタ、其結果ガ斯ノ如ク失業者ノ増大シタナルコトハ、一點疑フ所ノ餘地方ナインデアル（拍手）然ルニ政府ハ此重大ニシテ而モ益々激増スル所ノ失業問題ニ付キマシテ、之ヲ輕ク見マシテ、現ニ昨年ノ臨時議會ノ時ニ於キマシテモ、是ハ問題トナッテ御答辯ニナッテ居ルノデアリマス、併ナガラ其内務大臣ガ之ヲ輕ンジテ樂觀ヲ致シテ取扱ハレタニモ拘ラズ、一番ノ責任者デアル所ノ内務大臣ノ如キハ、最モ之ヲ輕視シテ御答辯ニナッテ居ルノデアリマス、併ナガラ居リマシタ所ノ其論據ハ、却テ今日寧ロ反對ノ論據トナリマシテ、失業者ハ毎月毎目ニ累増ヲ致シテ、今日デハ日本全國ニ於テ生活ニ困リ、失業ヲシテ食フコトガ出來ナイデ、死線ニ彷徨シテ居ルモノガ幾十万アルト云フコトハ、現在ノ事實デアル（拍手）而シテ其最モ消極的ニ流レタ者ハ絶望ヲ致シテ自殺ヲスル、逃亡ヲスル、一家心中ヲヤリ、殺人ヲヤリ、甚シキモノガ起テ居ルノデアル、而シテ之ガ反撥的ニ行々タモノハ思想ガ悪化ヲ致シテ、或ハ詐欺ヲ爲シ、強盜ヲヤリ、殺人ヲヤリ、甚シキニ至テハ社會組織ノ改善ヲ計畫スルヤウナモノガ澤山ニ出テ來テ居ルト云フコトハ、統計ガ之ヲ明示致シテ居ルノデアル（拍手）斯ノ如ク思想ガ極度ニ險惡ニナッテ參リマシタノモ、失業者ガ累増シテ世間ガ生活ニ困ク譯アリマシテ、其源ハ濱口内閣ノ極端ニシテ世ノ中ヲ見ナイ所ノ、此政策ノ崇ト言ハナクテハナラナイ所ノ（拍手）斯ウ云フ狀態デ進ンデ參リマシタナラバ、茲ニ測ラザル所ノ社會問題ガ起テ、誰が保證スルコトガ出来ルノデアルカ（拍手）現ニ此空氣ハ内部ニ醸釀ヲサレテ居ルノデアリマス、政府ハ此現象ヲ神經ニ病ミマシテ、成ベク失業者ノ統計ヲ小サク出スコトニ努力ヲ致シテ居ル、内務省社會局ノ失業統計ノ如キモノハ、信憑スルニ足リナイン

デアリマス(拍手)はハ一部ノ所ヲ調べマシテソレデ全體ヲ類推スル所ノ推算ノ統計デアリ、而モ其標準ト云フモノガ極メテ小サナ範圍ニ限定ヲ致シテ居ルノデアリマスカラ、社會局ノ統計、政府ガ唯一ノ根據ト致數字ヲ出サウト努メテ偏頗ナ統計ヲ作テ居ル社會局ノ統計デスラ、數字ガ明カニ之ヲ物語ツテ居ル、即チ今ノ政府ガ失業統計ヲ始メタノハ昭和四年、即チ昨年ノ九月デアリマス、其九月ト昨年ノ九月トヲ比較致シマヨ(昭和四年ハ昨年カ)ト呼フ者アリ)昭和四年ハ一昨年ダ(「解タカ」ト呼フ者アリ)一昨年ノ九月ト昨年ノ九月トヲ比較致シマスルト、茲ニ重大ナル數字ガ示サレテ居ル、昭和四年ノ九月ノ時ニ社會局ガ發表致シマシタノハ、二十六万八千五百九十人ト云フノデアル、然ルニ一年經タ昨年ノ九月ノ失業統計ハ、三十九万五千二百四十四人、此増ガ一年ニシテ十二万六千五百四十四人ノ增加ヲ致シテ居ルデハナイカ(拍手)割ニ致シマスト四割七分二厘ノ増加デアル、今ノ政府ハ口ヲ開ケバ失業救濟、失業救濟——失業救濟ト云フコトヲ矢鱈ニ言タリ書イタリシテ居ルガ、事實確ナコトハヤッテハ居ラナイ、政府ガ謂フ所ノ失業救濟ハ、濱口内閣ノ慣用手段デアル所ノ宣傳政治ノツニ過ギナイノデアル(拍手)現ニ若シソレ程口ニ言フガ如クノ對策ガ行ハレテ居ルノナラバ、一年間ニ十三万モ殖エル譯ガナイヤナイカ(ヒヤー)働くキタイト云フノハ人間ノ値打ナシダ、是ガ人間ノ本領ナシダ、働く氣ガ無クナツテシマックラ仕方ガナイデヤナイカ、又働くケダケノ力ガ無クナッテシマツタラ國家ノ元氣ハ消耗シテシマツ、其働くキタイ働くキタイト焦セル所ノ國民ノ生活權ヲ閑却致シマシテ、一面ニハ「天下億兆一人モ其ノ所ヲ得ザルハ皆朕ガ罪ナリ」

ト陛下ハ一視同仁ノ思召デオイデニナル、其陛下ノ一視同仁ノ大御心ニ背イテ、陛下カラ御預リシテ居ル所ノ肝腎ノ同胞數十万ヲ斯ノ如ク死線ノ間ニ彷徨セシムルト云フノハ、是ハ濱口内閣ノ大罪惡デハナカラウカト思フ(拍手)總理大臣、内務大臣ハ之ニ對シテ果シテ自責ノ觀念ガナインオアルカト云フコトヲ第一ニ御伺ヲ致シタイノデアル(拍手)

元來失業問題ト云フモノハ、失業統計ガ基礎デアリマス、統計ガアッテ何人ノ失業者ガアルト云フノデ、國家ガ之ニ對スル對策ガ始メテ出ル、統計ガ杜撰デアレバ對策モ何モアツタモノデヤナイ、然ラバ此統計ガ基礎デアルカラ、之ニ最モ大切ナル注意ヲ拂ハナケレバナラナイ、而シテ其最モ好イ統計ヲヤル機會ガ出テ來タ、即チ昨年十月一日ノ國勢調査デアリマス、此國勢調査ニ於キマシテハ、社會局ノ毎月ノ統計ハ不完全デアルト政府ガ言^ミテ居ルノデアルカラ、國勢調査ニ當^ミテ失業統計ヲ確實ニシナケレバナラナイ責任アリ、義務ガアルモノデアル、然ルニ此國勢調査ノ失業統計ナルモノハ杜撰粗漏洩ニ信憑スルニ足リナイモノデアル、國勢調査ニ於テ發表サレタ失業者ノ數字ハ幾ラデアルカ、即チ三十二万二千五百二十七人ト國勢調査デハ發表ヲサレテ居ル、然ルニ同月同日、内務省社會局ガ發表ヲシタ同日ノ十月一日ノ失業統計ハ何人デアルカ、即チ三十七万四千百四十人、國勢調査ト社會局ノ調査ト、同日十月一日デアリナガラ五万一千六百十三人ノ相違ガ茲ニ出テ居ルト云フノハ、ドウ云フ譯デアルカ、是ハ即チ政府ガ茲ニ行フ所ノ國勢調査カラ現ハレル結果ヲ豫想ヲ致シマシテ、意識的ニ縮小ヲシタ結果デアル、一番容易イ例ハ國勢調査ニ當^ミテ、政府ガ指示シタ一例ヲ茲ニ示シマス、日傭労働者ノ失業カ否カハ、九月三十日、即チ前日デアリマス九月三十日ノ状態ニ依^ミテ決定ヲセヨト云フ、

斯ウ云フ指令ヲシテ居ル、タツタ一日デ失業者ヲ決メルト云フ、是ハ亂暴極マル話デハナイカ、恰モ九月三十日ハ晴天デアッタ、快晴デアッタ、職ヲ求メルニ急ナル失業者ハ、天氣デアルカラ方々へ行テ仕事ヲ求メテ、仕事ニアリ就イテ居ラタ者が多イカラシテ、此十月一日ノ失業統計ニハ小サン數字ガ現ハレテ居ルノデアリマス、社會局ノ調査ハ不完全ダト内務大臣ガ言明ヲ致シテ居ル、然ルニ其社會局ノ標準ニ――不完全ダト言明ヲシテ居ル所ノ社會局ノ標準ニ則リマシテ、其上タツタ一日デ定メルヤウナ不完全ノ統計ヲ何故内務大臣ハ取ラレタノデアルカ、是ニ於テ簡単ニ内務大臣ニ承リタイ、最モ肝腎ノ此失業者ノ統計ハ、是デ完全ト御認ニナツチ居ルノカドウカ、是ハ責任ヲ以テ御答辯ヲ願ヒタイノデアリマス、一體社會局ノ調査ニセヨ、國勢調査ニ致シマシテモ、失業者ノ數ガ何故コンナニ少ク出テ居ルノカ、吾々常識デ考ヘテモコンナ少ナイ筈ハナイ、何故少ナク出テ居ルカト云ヘバ、是ハ失業ニ依ツテ歸農ラシ、歸村ヲ致シマシタ其人ト云フモノハ概不失业者ニ入ツテ居ラナイ、第二ニハ大工ナリ、左官ナリ、鍛冶屋ナリ、自分ノ小サナ手デ仕事ヲシテ居ル自立業者ノ失業ハ、失業者ノ統計ニ入レテ居ラナイ、モウ一つハ數十万人ノ學校ヲ出テ來タ者ガ失業ヲシテ仕事ニアリ就イテ居ラヌ者ハ、是ハ統計ニ入レテ居ラナイ(拍手)斯ウ云フ風ニ範圍ヲ限定シテ居ルカラ、茲ニ小サナ數字ガ出テ居ル(拍手)

斯ウ云フ指令ヲシテ居ル、タツタ一日デ失業者ヲ決メルト云フ、是ハ亂暴極マル話デ快晴デアツタ、職ヲ求メルニ急ナル失業者ハ、天氣デアルカラ方々へ行テ仕事ヲ求メテ、仕事ニアリ就イテ居ツタ者ガ多イカラシテ、此十月一日ノ失業統計ニハ小サナ數字ガ現ハレテ居ルノデアリマス、社會局ノ調査ハ不完全ダト内務大臣ガ言明ヲ致シテ居ル、然ルニ其社會局ノ標準ニ――不完全ダト言明ヲシテ居ル所ノ社會局ノ標準ニ則リマシテ、其上タツタ一日デ定メルヤウナ不完全ノ統計ヲ何故内務大臣ハ取ラレタノデアルカ、是ニ於テ簡単ニ内務大臣ニ承リタイ、最モ肝腎ノ此失業者ノ統計ハ、是デ完全ト御認ニナツテ居ルノカドウカ、是ハ責任ヲ以テ御答辯フ願ヒタイノデアリマス、一體社會局ノ調査ニセヨ、國勢調査ニ致シマシテモ、失業者ノ數ガ何故コンナニ少ク出テ居ルノカ、吾々常識デ考ヘテモノコソナ少ナイ筈ハナイ、何故少ナク出テ居ルカト云ヘバ、是ハ失業ニ依ツテ歸農ラン、歸村ヲ致シマシタ其人ト云フモノハ、概ネ失業者ニ入ツテ居ラナイ、第二ニハ大工ナリ、左官ナリ、鋸治屋ナリ、自分ノ小サナ手デ仕事ヲシテ居ル自立業者ノ失業ハ、失業者ノ統計ニ入レテ居ラナイ、モウ一つハ數十万人ノ學校ヲ出テ來タ者ガ失業ヲシテ仕事ニアリ就イテ居ラヌ者ハ、是ハ統計ニ入レテ居ラナイ(拍手)斯ウ云フ風ニ範圍ヲ限定シテ居ルカラ、茲ニ小サナ數字ガ出テ居レ(拍手)

官報號外

昭和六年一月二十八日

衆議院議事速記錄第七號

國務大臣ノ演説ニ對スル質疑(前會)續

トスル所ノ此失業問題ノ如キハ、私ガ茲ニ論及シテ政府ノ責任トシテ問ハントシテ質問ヲ致シテ居ル所ノ事項ノ如キハ……

○副議長(小山松壽君)

栗原君御著席ヲ願ヒマス

○安藤正純君(續)

是ハ左様ナ小サナ政黨觀念デヤシテ居ルノデハナイ、是ハ國民トシテ誰デモ必要ナコトデハナイカ、殊ニ工業方面ダケデモ政府ノ極端ナル緊縮政策ノ爲ニ、大小ノ各種産業ガ不振ニ陥リ、限產ヲシ、工場ヲ縮小シタリ閉鎖ヲ致シマシタリシテ、之ニ因ル所ノ失業者ノ數ト云フモノハ夥シイモノナノデス、殊ニ紡績ノ操短ト、織物ヤ製絲工場ノ縮小閉鎖ニ因ル所ノ女工ナドガ失業シテ居リマス數ハ、無慮二十萬ヲ以テ算ヘラレルノデアラウト思フ、又海キマシテハ倫敦條約ニ伴フ所ノ海軍縮小ノ運界ガ今日稀有ノ悲境ニ基ク所ノ繫船ノ増加ニ因ル海員ノ失業ト云フモノハ、恐ラク數万人モアルノデアリマス、更ニ最近ニ於キマシテハ倫敦條約ニ伴フ所ノ海軍縮小ノ結果、各鎮守府ノ工廠工作部ニ瓦ツテ整理ヲセラレル職工ハ、約九千人カラ一万人ニ及ブノデアル、是ハ現ニ大藏省ト海軍省ト協議ヲ致シテ居ル次第アリマスカラ、又此處ニモ新タル失業者ガ生ジテ來ル次第アル、單リ是ハ工業界ニ於ケル失業者ノ重ナルモノヲ一一此所ニ言タノデアリマスガ、更ニ不景氣ノ深刻ニ依リマシテ、ソレガ商人階級ニ影響ヲシテ、大打撃ヲ受ケテ、其爲ニ商人階級殊ニ中小ノ商業者ガ失業若クハ全然失業ヲシナイデモ、失業類似ノ狀態ニ陥テ居ルコトハ誰ガ見テモ明カデアリマスカラ、是等ヲ統計致シマスト、政府ガ發表ヲヘラレルデアラウト思フノデアル、又農村ニ於キマシテモ、殆ド今日失業状態ニ陥

於テ現在ノ失業統計ノ範圍デス、失業統計ヲ取シテ居ル其標準範圍ヲ擴メテ、本當ニ此失業ト云フモノ、數ヲ捨タナラバ、私ハ確ニ此位アルト思フガ、政府ハ之ヲ認メナイ

コトハ出來ナイト思フ、今日ノ失業標準ナ

云フモノニ同情ヲ寄セテ、其範圍ト標準ヲ擴メテ實際ニ當タナラバ、三倍位ハ出ルト

思フガ、政府ハ果シテ之ヲ認めメルヤ否ヤ、

之ニ對スル内務大臣ノ責任アル御答辯ヲ願

ヒタインデアリマス、只今マデ言ヒマシタコトハ、是ハ政府ノ緊縮政策ニ依ル民間ノ失業状態ヲ言タノデアル、所ガ政府ハ自

ラ手ヲ下シテ大規模ニ失業者ヲ日々製造ヲ

シテ居ルデヤナイカ(拍手)政府ハ各省ニ瓦ツテ極端ナル事業ノ縮小、即チ事業ノ中止、繰延ヲ行シテ居ル、昭和四年度ニ於キマ

シテ算盤ヲ取シテ勘定ヲ致シテ見ルト、昭和

四年度ノ豫算ノ削減ノ結果、各種ノ事業費ヲ削減致シクモノガ約七千万圓ニ及シテ居

リマス、昭和五年度ノ實行豫算ヲ削減ヲ致

シタモノハ約八千万圓ニ及シテ居リマス、

更ニ昭和五年度ノ實行豫算ノ施行上、行政

経済化ト云フ奇妙奇天烈ナル名ニ依シテ此

シタモノハ約四千五百万圓

デアル、是ハ事業費ノ削減ヲ勘定スルトス

ウ云フ數字ニナルノデアリマス、而シテ此

數字ノ三分ノ一ガ直接、間接ノ勞銀ト見ル

ノガ適當デアラウト思フ、是ダケノ事業費ヲ削減ヲシタノダカラ、其事業費ノ削減ヲ

シテ見マスルト、勞働者ノ一人一箇年ノ勞

銀ハ三百圓トナル、即チ一日一圓二十錢ト

シテ、一年二百五十日働クト致シマスト、

シテ見マスルト、勞働者ノ一人一箇年ノ勞

費ニ割當テ見ルト、四年度デ削減ヲシタ

度ノ各地方團體ノ救濟事業費ノ豫算ノ總額

ハ地方ニ祇メサセテ居ルト云フノガ今日ノ

状態デハナイカ、而モ政府ハ之ニ依シテドレタ

ケノ失業救濟ヲシタカト云フト、昭和五年

居シテ、腫レ出シテ膿方出テ來ルト、其膿

加トナルコトモ亦明カデアラウト思フ(拍手)之ヲ譬ヘルニ腫物ハ政府自身ガ持ヘテ

コトモ御認ニナラナクテハナルマイト思

ガ、内務大臣ニ責任アル答辯ヲ求メタイ

メテ仕事ヲ無クサシメ、事業ヲ不振ニ陥ラ

シメテ一面ニ職業機關ヲ整備シタ所デ、何

ノ仕事ガ其處ニ生レテ來ル理窟ガアルカ

(拍手)第二ニ政府ガ常ニ公言シテ居ルノハ、

官公營事業ノ調節ト云フコトヲ言シテ居ル、

ニ於テヤハリ是ガ數万人ノ失業者ヲ出シテ

居ル、一面ニ日々自ラ事業費ヲ削減シテ失

業者ヲ製造シナガラ、一面ニ失業者救濟ヲ

ノ建設改良事業費ノ減額デ四年度、五年度

ニ於テ約十三万八千人ノ繼續的失業者ヲ政

府ガ製造ヲシテ居ルト云フコトニナル(拍手)

是ハ一般會計ノコトニ付テノコトヲ言シテ

ノデアルガ、更ニ鐵道會計ニ於キマスル所

ノ建設改良事業費ノ減額デ四年度、五年度

ニ於テ約十三万八千人ノ繼續的失業者ヲ政

府ガ製造ヲ少クシ、世間ノ事業ヲ不振ニ陥

ラシメテ、仕事ハ無イ、仕事ノ無イ所ニ調

ラ右ノモノヲ左ニ廻シ、左ノモノヲ右ニ廻

シテ、茲ニ本當ノ調節ガ出來ル、今日政府

ニ對シマシテ、盛ニ消費節約ノ宣傳、強要

シテ居ルデハナイカ、消費ヲ節約シロト

強要シテ居ル、自ラ事業費ヲ削減ヲシテ置

キナガラ、失業者ガ出タト云フテ世間カラ

攻撃セラレル、ソコデ新ニ失業救濟ノ仕事

ヲ地方ニ起サセテ、サウシテ失業救濟ヲス

ルト云フナラバ、是程政府ガ國民ニ獎メル

所ノ消費節約ノ趣意ニ悖テ居ルモノハナ

ニシテ居ルデハナカラ、消費ハ天下ニアルマイト思

フノデアル(拍手)政府ガ失業救濟ヲ行フナ

ラバ、繰延ヤ中止ヲ廢メマシテ、失業者ノ

製造ヲスルコトヲ先決問

題デハナカラウカト思フ(拍手)内務大臣、

總理大臣ニモ伺ヒタイ、政府ハ勿論此矛盾

ヲ致シテ居ル政策ヲ——致方ガナイノデア

ルガ、矛盾シテ居ル政策ヲ執テ居ルト云

フコトヲ御認ニナラナクテハナルマイト思

ガ、内務大臣ニ責任アル答辯ヲ求メタイ

メテ仕事ヲ無クサシメ、事業ヲ不振ニ陥ラ

シメテ一面ニ職業機關ヲ整備シタ所デ、何

ノ仕事ガ其處ニ生レテ來ル理窟ガアルカ

(拍手)第二ニ政府ガ常ニ公言シテ居ルノハ、

官公營事業ノ調節ト云フコトヲ言シテ居ル、

ニ於テヤハリ是ガ數万人ノ失業者ヲ出シテ

居ル、一面ニ日々自ラ事業費ヲ削減シテ失

業者ヲ製造シナガラ、一面ニ失業者救濟ヲ

ノ建設改良事業費ノ減額デ四年度、五年度

ニ於テ約十三万八千人ノ繼續的失業者ヲ政

府ガ製造ヲ少クシ、世間ノ事業ヲ不振ニ陥

ラシメテ、仕事ハ無イ、仕事ノ無イ所ニ調

ラ右ノモノヲ左ニ廻シ、左ノモノヲ右ニ廻

シテ、茲ニ本當ノ調節ガ出來ル、今日政府

ニ對シマシテ、盛ニ消費節約ノ宣傳、強要

シテ居ルデハナカラ、消費ヲ節約シロト

強要シテ居ル、自ラ事業費ヲ削減ヲシテ置

キナガラ、失業者ガ出タト云フテ世間カラ

攻撃セラレル、ソコデ新ニ失業救濟ノ仕事

ヲ地方ニ起サセテ、サウシテ失業救濟ヲス

ルト云フナラバ、是程政府ガ國民ニ獎メル

所ノ消費節約ノ趣意ニ悖テ居ルモノハナ

ニシテ居ルデハナカラ、消費ハ天下ニアルマイト思

フノデアル(拍手)政府ガ失業救濟ヲ行フナ

ラバ、繰延ヤ中止ヲ廢メマシテ、失業者ノ

製造ヲスルコトヲ先決問

題デハナカラウカト思フ(拍手)内務大臣、

總理大臣ニモ伺ヒタイ、政府ハ勿論此矛盾

ヲ致シテ居ル政策ヲ——致方ガナイノデア

ルガ、矛盾シテ居ル政策ヲ執テ居ルト云

フコトヲ御認ニナラナクテハナルマイト思

ガ、内務大臣ニ責任アル答辯ヲ求メタイ

メテ仕事ヲ無クサシメ、事業ヲ不振ニ陥ラ

シメテ一面ニ職業機關ヲ整備シタ所デ、何

ノ仕事ガ其處ニ生レテ來ル理窟ガアルカ

(拍手)第二ニ政府ガ常ニ公言シテ居ルノハ、

官公營事業ノ調節ト云フコトヲ言シテ居ル、

ニ於テヤハリ是ガ數万人ノ失業者ヲ出シテ

居ル、一面ニ日々自ラ事業費ヲ削減シテ失

業者ヲ製造シナガラ、一面ニ失業者救濟ヲ

ノ建設改良事業費ノ減額デ四年度、五年度

ニ於テ約十三万八千人ノ繼續的失業者ヲ政

府ガ製造ヲ少クシ、世間ノ事業ヲ不振ニ陥

ラシメテ、仕事ハ無イ、仕事ノ無イ所ニ調

ラ右ノモノヲ左ニ廻シ、左ノモノヲ右ニ廻

シテ、茲ニ本當ノ調節ガ出來ル、今日政府

ニ對シマシテ、盛ニ消費節約ノ宣傳、強要

シテ居ルデハナカラ、消費ヲ節約シロト

強要シテ居ル、自ラ事業費ヲ削減ヲシテ置

キナガラ、失業者ガ出タト云フテ世間カラ

攻撃セラレル、ソコデ新ニ失業救濟ノ仕事

ヲ地方ニ起サセテ、サウシテ失業救濟ヲス

ルト云フナラバ、是程政府ガ國民ニ獎メル

所ノ消費節約ノ趣意ニ悖テ居ルモノハナ

ニシテ居ルデハナカラ、消費ハ天下ニアルマイト思

フノデアル(拍手)政府ガ失業救濟ヲ行フナ

ラバ、繰延ヤ中止ヲ廢メマシテ、失業者ノ

製造ヲスルコトヲ先決問

題デハナカラウカト思フ(拍手)内務大臣、

總理大臣ニモ伺ヒタイ、政府ハ勿論此矛盾

ヲ致シテ居ル政策ヲ——致方ガナイノデア

ルガ、矛盾シテ居ル政策ヲ執テ居ルト云

フコトヲ御認ニナラナクテハナルマイト思

ガ、内務大臣ニ責任アル答辯ヲ求メタイ

メテ仕事ヲ無クサシメ、事業ヲ不振ニ陥ラ

シメテ一面ニ職業機關ヲ整備シタ所デ、何

ノ仕事ガ其處ニ生レテ來ル理窟ガアルカ

(拍手)第二ニ政府ガ常ニ公言シテ居ルノハ、

官公營事業ノ調節ト云フコトヲ言シテ居ル、

ニ於テヤハリ是ガ數万人ノ失業者ヲ出シテ

居ル、一面ニ日々自ラ事業費ヲ削減シテ失

業者ヲ製造シナガラ、一面ニ失業者救濟ヲ

ノ建設改良事業費ノ減額デ四年度、五年度

ニ於テ約十三万八千人ノ繼續的失業者ヲ政

府ガ製造ヲ少クシ、世間ノ事業ヲ不振ニ陥

ラシメテ、仕事ハ無イ、仕事ノ無イ所ニ調

ラ右ノモノヲ左ニ廻シ、左ノモノヲ右ニ廻

シテ、茲ニ本當ノ調節ガ出來ル、今日政府

ニ對シマシテ、盛ニ消費節約ノ宣傳、強要

シテ居ルデハナカラ、消費ヲ節約シロト

強要シテ居ル、自ラ事業費ヲ削減ヲシテ置

キナガラ、失業者ガ出タト云フテ世間カラ

攻撃セラレル、ソコデ新ニ失業救濟ノ仕事

ヲ地方ニ起サセテ、サウシテ失業救濟ヲス

ルト云フナラバ、是程政府ガ國民ニ獎メル

所ノ消費節約ノ趣意ニ悖テ居ルモノハナ

ニシテ居ルデハナカラ、消費ハ天下ニアルマイト思

フノデアル(拍手)政府ガ失業救濟ヲ行フナ

ラバ、繰延ヤ中止ヲ廢メマシテ、失業者ノ

製造ヲスルコトヲ先決問

題デハナカラウカト思フ(拍手)内務大臣、

總理大臣ニモ伺ヒタイ、政府ハ勿論此矛盾

ヲ致シテ居ル政策ヲ——致方ガナイノデア

ルガ、矛盾シテ居ル政策ヲ執テ居ルト云

フコトヲ御認ニナラナクテハナルマイト思

ガ、内務大臣ニ責任アル答辯ヲ求メタイ

メテ仕事ヲ無クサシメ、事業ヲ不振ニ陥ラ

シメテ一面ニ職業機關ヲ整備シタ所デ、何

ノ仕事ガ其處ニ生レテ來ル理窟ガアルカ

(拍手)第二ニ政府ガ常ニ公言シテ居ルノハ、

官公營事業ノ調節ト云フコトヲ言シテ居ル、

ニ於テヤハリ是ガ數万人ノ失業者ヲ出シテ

居ル、一面ニ日々自ラ事業費ヲ削減シテ失

業者ヲ製造シナガラ、一面ニ失業者救濟ヲ

ノ建設改良事業費ノ減額デ四年度、五年度

ニ於テ約十三万八千人ノ繼續的失業者ヲ政

府ガ製造ヲ少クシ、世間ノ事業ヲ不振ニ陥

ラシメテ、仕事ハ無イ、仕事ノ無イ所ニ調

ラ右ノモノヲ左ニ廻シ、左ノモノヲ右ニ廻

シテ、茲ニ本當ノ調節ガ出來ル、今日政府

ニ對シマシテ、盛ニ消費節約ノ宣傳、強要

シテ居ルデハナカラ、消費ヲ節約シロト

強要シテ居ル、自ラ事業費ヲ削減ヲシテ置

キナガラ、失業者ガ出タト云フテ世間カラ

攻撃セラレル、ソコデ新ニ失業救濟ノ仕事

ヲ地方ニ起サセテ、サウシテ失業救濟ヲス

ルト云フナラバ、是程政府ガ國民ニ獎メル

所ノ消費節約ノ趣意ニ悖テ居ルモノハナ

ニシテ居ルデハナカラ、消費ハ天下ニアルマイト思

フノデアル(拍手)政府ガ失業救濟ヲ行フナ

ラバ、繰延ヤ中止ヲ廢メマシテ、失業者ノ

製造ヲスルコトヲ先決問

レテ居ルカト云フコトハ發表ハシテ居リマスカ
有、併シ延人員ノ發表ハシテ居リマスカ
テ、是カラ推算ヲ致シマスト、一年三百日
労働者が出ルト致シマスレバ、此地方全
體——五年度ノ全體ノ仕事ニ依テ救ハレ
ル所ノ労働者ハ三万七千四百人シカ救ハレ
ナイト云フ勘定ニナル、之ニ對シテ國庫ガ
ドレダケノ補助ヲシテ居ルカト云フト、僅
ニ三百九十四万圓デス、是デハ失業救濟事業
ノ九割三分ト云フモノヘ地方ニ負擔ヲサ
セテ、僅ニ七分八厘ダケヲ國庫ガ補助ヲシ
テ居ルト云フコトハ、餘リニ酷イテハナイ
カ（拍手）而モ是ハ昭和五年度計畫ノ全部ナ
ンデス、地方ガヤツテ居ル仕事ノ全部、所
ガ是ガ實際ニコヽマデヤツテ居ラナイ、昭
和五年十二月ノ二十四日、暮ノ二十四日現
在デハ總額五千百万圓ノ各地方ノ失業救濟
事業ノ中デ、認可済ノモノハ三千六十萬圓
デス、約六割シカ認可ラマダシテ居ラナ
イ、更ニ其實際ヲ地方ニ付テ調べテ見マス
ルト、實際各地方デ著手ヨシテ居ルモノ
ハ、此豫算額ノ二分ノ一シカヤツテ居リマ
セヌ、隨テ實際救濟ヲサレツ、アル所ノ失
業者ハ一万八千七百人、大數二万人ト言、テ
宜シイ、二万人シカ今日マデ救^トテ居ラナ
イ、洵ニ驚キ果テタル緩漫無責任、不親切
ナル救濟策ト謂ハナクテハナルマイト思フ
(拍手)私及世間デ知^トテ居ル所ノ現政府ノ
失業救濟策ト云フノハ、是ガ全部デアルト
確信致シマス、併シ或ハ私共ノ知ラナイコ
トガアルカモ知レナイカラ、アルナラバ内
務大臣ニ此席デ御説明ヲ願ヒタイト思フノ
ト云フ見込ダト稱シテ居リマス、所ガ昭和
六年度ノ豫算ヲ見マスルト、一般會計ニ於
マシテハ一億二千九百万圓ノ巨額ノ節約ヲ
計畫ヲ致シマシタガ、其中此勞銀ヲ含ンデ

居ル各種ノ歳出ニ屬スル節約ト云フモノガ
約九千三百万圓ニ上ツテ居ル、一方ニコソ
ナ澤山ノ事業費ヲ節約ヲシテ置キナガラ、
サウシテ繼續的ニ多數ノ失業者ヲ出シテ置
キナガラ、一方ニ失業公債ヲ發行シテ、失業
ノ救濟ヲスルト云フコトハ、天下恐ラク是程
ノ大矛盾ハアルマイト思フノデアル（拍手）
政府ハ非募債主義ヲ以テ政綱ト致シマシ
テ、國民ニ公約ヲ致シタノデアル、然ル
ニ其非募債主義ト云フモノハ明カニ此失
業公債ヲ發行シ、茲ニ明カニ破壞ヲセラレ
タト云フコトハ、モウ天下誰デモ承知ヲシ
ナイモノハアルマイト思フ、或ハ失業救濟
デアルカラ是ハ別ダト大藏大臣ナドハ昨日
モ太田君ニ對スル答辯ニ付テ言^テ居ラレ
タ、併ナガラ失業救濟ニ政府ガソレ程ノ一
體誠意ヲ初カラ持^テ居ラナイヂヤナイカ、
又昨年ノ臨時議會ノ時ニ於テモ是ハ問題ニ
ナク、而シテ吾々ガ今日マデ注意ヲシタ
コトガ今日事實トナッテ現ハレタノデアル、
井上藏相ハ之ニ對シテハ、成ベク少額ニシ
テ一年限リノ公債ダト、斯^テ言^テ居ル、可
笑シナ話ナシタ、失業公債デ幾ラ救ヘルカ
ト云フト、失業公債デ四万人シカ救ヘナ
イ、是ハ政府自身ガ發表シテ居ル、地方ノ
方ノ救濟事業ヲ加ヘテモ、五六万人シカ救
ヘナイ、是ハ政府ガ發表シテ居ル、而モソ
レガ一年限リデアリマスト、ドウシテモ繼
續的ノ三十七、八万ト云フ政府ガ發表シテ
居ル失業者ダケデモ救濟スルコトガ出來ル
ノデアリマスカ、即チ一面ニ於テハ事業費
ヲ削減シテ、一面デハ失業公債ヲ發行シテ
居ルノハ確カナ矛盾デアルト云フコトヲ内
務大臣ハ認メナクチヤナラナイ（拍手）又大
藏大臣ガ言明スル所ノ一年限リノ斯ル少額
公債デドウシテ現在ノ失業者ヲ救^得ル成
算ガアルノデアルカ、之ヲ大藏大臣、内務
大臣カラ明瞭ニ答辯ヲ願ヒタインゾデアリマ

ガ今日マデ鉱太鼓入テ失業公債、失業救濟タ云フコトヲ——失業救濟々々々ト言シテ居ルガ、實際調べテ見ルト失業救濟ノ本態ハ斯ル貧弱ナル、不親切ナル、不徹底ナルモノニ過ギナイト云フコト、方明カニナルモノノ中ノ日傭労働者本位ナシダ、失業者ハ敢テ日傭労働者ニハ限リマセヌ
次ニ聞カナケレバ、ナラヌコトハ、熟練職工ハドウデアルカ、熟練職工ノ如キハ最モ必要ナルモノデアル、政府ハ産業ヲ不振ニ陥レシメナガラ、而モ口ヲ開ケバ産業ヲ振興ヲ言テ居リマス、産業ヲ振興スレバ失業者ガ少クナルト云フコトハ常ニ政府ハ言テ居ル、所ガ其産業ヲ振ヒ興スノ必需要ナルモノハ熟練工ヂヤナイカ、又他日段々世ノ中ノ景氣が好クナッテ産業ガ振ヒ興レバ、最モ必要ナル第一ノ要素ハ熟練職工デアル、即チ熟練職工ハ一名産業職工デアル、其熟練工、産業職工ノ對策ニ至ツテハ今日マデ何モ手ヲ著ケテ居ラナイノデアルカ、政府ハ之ニ對シテ如何ナル考ヲ持テ居ルカト云フコトヲ同ヒタインデアリマス、失業對策トシテ考ヘルコトハ自由労働者ノ對策ト、熟練職工ノ對策ト、モウ一つハ知識階級ノ對策デアル、之ニ對シテハ内務大臣ト併セテ文部大臣モ聴意テ置イテ貰ヒタ伊、而シテ文部大臣ノ答辯ヲ促シタインデアリマス、知識階級ノ失業對策ハ何ヲ一體政府ガシテ居ルカト云フト、極ク臨時のノ寫字ヲサセル、筆耕ヲサセル、此間ヤツク國勢調査ノ手傳コトノ極ク僅カナコトシカ知識階級ノ失業者ニ對シテハ仕事ヲ宛行シテ居ラナイ、之ニ對シテ幾ラ金ヲ使テ居ルカト云フト、方へ派遣シテ筆耕ヲサセテ居ル、サウ云フコトノ極ク僅カナコトシカ知識階級ノ失業者ニ對シテハ仕事ヲ宛行シテ居ラナイ、之ニ對シテ幾ラ金ヲ使テ居ルカト云フト、僅ニ數十萬圓シカ使テ居ラナイ、是ハ少

額程度ノ給料取リヲ救フ策トシテ行ハレタ
モノデアリマシテ、ソレカラ以上ノ學校出
ノ者ニ對シテノ失業者ノ對策ト云フモノハ
何ニモアリマセヌ、最近ノ專門學校以上ノ
卒業生、即チ高等教育ヲ受ケタ者ト云フモ
ノハ全ク放任ヲセラレテ居ル、言葉ヲ換へ
テ言ヘバ、學校卒業生ト云フモノハ幾ラ仕
事ガナクテモ、ソレハ失業者トハ看做シテ
居ラナイト云フコトヲ考ヘルト、知識階
級ノ者ハドンナニ失業シテモ、政府ハ
之ニ對シテ對策ヲ講ズル必要ナシト云
フノガ、今ノ政府ノ量見デアラウカト
思フ(拍手)試ミニ私ハ統計ヲ以テ簡單
ニ茲ニ内務大臣ト文部大臣ニ示シテ
置キタイ、昭和三年度ノ官公私立ノ
大學ニ於キマシテノ卒業生ト云フモノハ
九千五百十九人アルノデス、所ガ此昭和三
年ノ九千五百人ニ對スル、仕事ニ有リ就ケ
ナイ未就職者ガ四千百二十八人アル、即チ
四割三分強ノ未就職者デアル、昭和四年度
ニ於テノ官公私立大學ノ卒業生ハ九千九百
九人デアル、之ニ對スル未就職者ハ五千七
百二十人デアル、即チ五割八分弱ノ未就職
者ガアル、更ニ即チ此表ヲ對比致シマスト、
昭和三年度デハ卒業生ノ四割三分ガ未就職
者デアタガ、昭和四年度ニナルト五割八分
ノ未就職者ヲ出シタノデアル、更ニ昭和三
年度ノ官公私立ノ專門學校ニ依テ統計ヲ
取ツテ見マスルト、官公私立専門學校ノ卒業
生ガ一萬四千百四十四人、其中ノ未就職者
ハ六千四百九十四人、即チ四割六分弱ノ未
就職者デアル、昭和四年度ノ官公私立専門學
校ノ卒業者ト云フモノハ一萬五千四百三十
人アル、而シテ其未就職者ガ一万百七十一
人、割ニ致シマスレバ六割六分ノ未就職
者ナノデアル、大學ニ於キマシテハ三年
度ノ四割三分ガ、四年度ニナッテ五割八分
六分デアタガモノガ、四年度ニナッテ六割六
分ニ増加ヲ致シテ居ル、一體高等専門學校

ト云フモノハ、農工商其他實業ヲ授ケルノガ高等専門學校デアリマセウ、實業ヲ授ケル専門學校ノ卒業者ガ卒業ヲシテ、六割六分モ實業ニ就クコトガ出來ナイト云フノナラ、何ノ爲ニ政府ハ莫大ナ金ヲ掛ケテ、専門學校ヲ官立ノ手ニ依クテ經營シテ居ルカト云フコトガ、茲ニ一大問題トナルデハナカラウカト思フノデアル(拍手)又今日ノ官公私立ノ大學ト雖モ、實際職業ニ關スル學問ヲ修得スルノガ今日ノ大學ニナッテ居ル、然ルニ此多クノ未就職者ヲ出シテ居ルト云コトハ、是ハ大ニ注意スペキ現象デハナイカト思フノデアリマス、茲ニ中學校ノ現象ヲ唯一言致シテ文部大臣ノ参考ニ供シ、且ツ注意ヲ喚起致シテ置キタイト思フ、即チ三年度ニ於キマスル全國ノ公私立ノ中學校ノ卒業生合計ハ五万二千八百八十二人デアル、所ガ其中デ未就職者ガ二万三千八百八十二人モアル、中學校ノ卒業生ハ上ノ學校へ行クテ居ル者モアル、官公署ニ奉職シテ居ル者モアル、教員ニナッテ居ル者モアル、實業ニ就イテ居ル者モアル、家ノ仕事ヲ助ケテ居ル者モアルノダカラ、サウ云フ者ヲ差引イテ、實際仕事ニ從事シテ居ナイ者ハ四割五分二厘ニ達スルノデアル、此狀態ハ一國ノ文教ヲ握クテ居ル所ノ文部大臣ハ、現在及將來、對シテ大考慮ヲ費サナケレバ、ナラヌ問題デナカラウカト思フ(拍手)是ハ私ハ此知識階級ノ學校卒業生ノ失業者ハ、私ハ之ヲ呼ンテ危險ナル失業者ト稱シテ居ル(其通り)ト呼フ者アリ、是ハ實ニ將來思想ノ問題ニ觸レル極メテ大問題デアリマス、内務大臣ハ此學校卒業生、知識階級ノ失業者ニ對シテ、親切ナル對策ヲ講ジル考ハナイカ、又如何ナル御考ヲ今日準備シツツアルカト云フコトヲ、正直ニ此處ニ御辯明ヲ願ヒタインデアル、又文部大臣ハ之ニ對シテ今後ドンナコトヲ考ヘテ居ルカ、若シ此我が日本ノ社會ガ斯ノ如クニ高等教育ガ必要ガナイ、高等専門教育ヲ受ケタ者ガ、却

テ社會カラ容レラナイデ、飯ヲ食フニモ困ル失業者トナルナラバ、茲ニ日本ノ教育ノ方針ヲ餘程能ク考ヘテ、新ニ指導シナケラバナラナイ問題ガ生ジルノデハアルマイカト思フ、苟モ文部大臣デアルナラバ、殊ニ只今ノ文部大臣田中君ハ、實業界ニ御經驗ノアル人ナノデアルカラシテ、能クスウト云フ事情ハ一層御分リニナルダラウト思フ、果シテ此趨勢ニ鑑ミテ、現在ニ於テ如何ナル對策ヲ、此知識階級ニ對シテ立テルト云フ恐ラク準備ガ出來テ居ルダラウ、或ハ少クトモ實際的準備ハ出來ヌトイシテモ、返シテ、ソソナ低劣ナ彌次ハ聽ク耳ヲ持タヌ——持ツ者デハナイガ……

〔坊主ニ耳ガアルカ〕ト呼ヒ其他發言者多シ」

○副議長(小山松壽君)

靜肅ニ願ヒマス

〔早クヤリ給ヘ〕ト呼ヒ其他發言者アリ)

○副議長(小山松壽君)

御互私語ヲ止メテ

○安藤正純君(續)

私ハ此失業對策ニ關聯

〔早クヤリ給ヘ〕ト呼ヒ其他發言者アリ)

○副議長(小山松壽君)

御互私語ヲ止メテ

工業者ガ多イカラ失業ガ緩和ヲサレル、是ハ全ク的外レデアル、家族主義ナルガ爲ニ失業ト云フコトヲ、親ヤ兄弟ニ心配カケルノハ辛イト云フ爲ニ、失業ヲ隠シテ居ル爲ニ、益、失業ニナルト云フコトニナッテシマフノデアル、如何ニ家族主義デアラウトモ、仕事ガナイト云フノダカラ、目付カル譯ガレドモ、今日此政府ノ政策ノ結果大打撃、イカラ緩和ヲサレルノデアルナドト云フケレドモ、此政府ノ政策ノ結果大打撃、一番甚大ナル打撃ヲ受ケテ居ルノハ、小サナ商工業者デアルノデアリマスカラ、之ニ依テ失業ガ緩和ヲセラレルナント言フノハ、飛シテモナイ的外レノ議論デハナカラウカト思フ(拍手)ソレヨリハ救護法ノ實施ヲサヘスレバ、ソレコソ問題ガ達フガ、失業緩和ニナルト云フコトハ明カナ事實デヤアルマイカト思フ(拍手)第二ニ、昨日モ大藏大臣ガ答辯ヲシテ居タガ、財源ガ乏シイト言テ、救護法ノ財源ニドウシテ乏シイノカト云フコトヲ私ハ疑フ、國民負擔ノ輕減ノ爲ニ殘サレタ所ノ此軍縮餘剩財源、其負擔輕減ノ先決問題トシテ、僅カナル救護法ノ實施ニ充テルト云フノガ寧ロ當然ノコトデハナカラウカト思フノデアル、(拍手)第三ニ、ドウシテモ此處ニ考ヘ及ブノハ、一體此救護法ト云フモノハ、政友會内閣ノ時ニ第五十六議會ニ提出ヲシタモノデアリマシテ、昭和四年ノ三月二十三日ニ兩院ヲ通過シテ居ル、其時ニ附帶決議トシテ、本法ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ實施スベシト云フ決議ヲサレテ居ルダヤナカ、政府が提出ヲシタ時ハ、實施ハ勅令ヲ以テ定メルト云フコトニナッテ居ル、當時委員會等ニ於テ最モヤカマシク言ハレテ、実施期限ハハシキリ決メナケリヤナラヌト

主張ヲセラレタノハ、アナタ方民政黨ノ諸君デハナカッタカ(拍手)其結果茲ニ昭和五年四月一日ニ實施スルト云フ決議ヲサレテ居ルデヤナイカ、此議會ニ對スル所ノ民政黨ハ責任ガアルノヲ、今日此議會ノ責任ヲ諸君ハ忘却ヲセラレタノデヤナカラウカト思フノデアル(拍手)殊ニ全國ノ國民ガ之ヲ居ル希望ヲ發シ、熱烈ナル運動ヲ致シテ居ル所ノ全國ノ方面委員ハ、昨年カラシテ屢々會議ヲ開キ、大會ヲ開イテ、非常ニ熱烈ナル希望ヲ發シ、熱烈ナル運動ヲ致シテ居シテ居ルノデアル、全國ノ町村長モ亦之ヲ熱望致局ノ冷淡無情、實ニ驚クニ餘リアルノデアル(拍手)洵ニ小サナ話デアルカモ知レナイガ、茲ニ唯一例ダケ私ハ言テ置ク、昨年ノ十一月ノ末ニ全國ノ方面委員ノ代表ノ陳情委員ガ内務大臣ヲ訪ネ、大藏省ヲ訪ねテ、大藏大臣、大藏政務次官等ニ陳情ヲシタノデアル、内務大臣ハ自分ノ責任デアルカラ一通リノ御挨拶ガアッタサウダガ、大藏大臣ナドニ至シテハ言語道斷、一體諸君ガ方面委員ト云フガ——大藏大臣ハ今向フに行クタガ、後デ誰カカラ傳ヘテ貰ヒタイ、一體方面委員ト云フモノハ何ヲスルノカ、ドウ云フ仕事ヲスルノカト云フヤウナコトヲ頭カラ聞イテ——聞イタ舉句ニ、世ノ中ニハ方面「ブローカー」ト云フモノガアルト云フヤウナ言葉ヲ弄シテ、其時行クタ者ハ、皆私共ニ斯ウ云フコトヲ言シテ居ル、マルデ、行クタ方面委員ハ井上大藏大臣ニ「メントルテス」ヲサレニ行クタヤウナモノデアル、國民全體ノ熱望ヲ抱イテ、早ク實施シテ、ト云フ、其陳情ニ行クタ吾々ヲ取捕マヘラ「メントルテス」ヲ行ヒ、方面委員ハ一

體何ヲスルノデアルカ、斯ノ如キ冷淡無情ナル態度ヲ執ルニ至テハ實ニ酷イモノデアルト言々テ吾々ニ懇ヘテ居ル、小川大藏政務次官ノ如キハ腰スラ掛ケナイデ、中腰ニナッテ方面委員ニ會テ、前ニ進ムヨリハ、財源ガナカイ、財源ガナイト一口言ッテハ後ヘ引退タト言々テ非常ニ怨ンデ居ル（拍手）斯者スラ救フコトニ對スル所ノ親切ナル熱情ノ一片スラナイ所ノ財政當局デアルカラ、僅カナ救護法ノ實施方出來ナイノデアルトセシメル所ノ威力實力ガナイカト云フコトヲ、茲ニ私ハ御伺ヲ致シタノイノデアル（拍手）方面委員ハ非常ナル憤慨ヲ致シマシテ、今日ハ最早政府ニ縋ニテモ仕方ガナイカラト云フノデ、上奏ノ準備ヲ致シテ居ル、上奏ノ準備ヲシテ、其上奏ノ責任ヲ引キマシテ全國ノ方面委員一齊ニ辭職ブショウト云フ決心ヲ致シテ居ルノデアリマス、大臣諸君ニ茲ニ忠告致シテ置ク、是ハ國民全體ノ要求デアル、又吾々ハドウシテモ之ヲ實施セシメナケレバナラヌト思フノデアリマスカラ、茲ニ國民ヲ代表シテ之ガ實施ヲ政府ニ勸告、忠告致シテ置クト云フコトヲ能ク承知ラシテ貰ヒタインデアリマス

最後ニ今一つ政府ニ質問ヲシナケレバナルナイコトガアルノハ勞働組合法ノコトデドウスルノカ、之ニ對シテハ民政黨内閣ハ深行掛リト歴史ヲ有テ居る筈デアル、加會ニ於キマシテ、勞働組合法ヲ此議會ニ提出シタノハ當時ノ憲政會ノ内閣デハナ

カ、當時ハ労働組合調停法案ト労働組合法案トヲ合セテ提出ラシテ同ジク是ガ委員會ニ掛クタ、委員會ハ一月有餘是ガ審議ニ費サレマシタ、而シテドッヂニ餘計質問ガアタカト云ヘバ、組合法ノ方ヲズット質問ヲシテ來タ、一月經々タ以後ニ愈、委員會ニ於テハ質問ヲ終了シテ討議ニ掛ラウト云フトキニ、民政黨側出身委員諸君ハ、是ハ組合法ハ後ニ延バシテ調停法案ダケノ討議ニ掛ラウト云フコトヲ主張シタ、吾々政友會ノ委員ハ左様ナコトハナイヂヤナイカ、質問ハ既ニ終了シテ居ルノデアルカラ同ジク討議ニ掛ラウト言々タガ、肯カナイイデ到頭切離シテシマッテ、調停法案ダケノ審議ヲ進メテ委員會ヲ終了シテ、本會議ニ於テ労働爭議調停法案ダケヲ成立サセテ、組合法ヲ置イテケボリニシテシマッタ、議會ニ白ラ提出シテ置イテ、憲政會出身ノ委員ヲ使嗾シテ之ヲ押潰サシタノハ、當時ノ憲政會内閣ノ責任デアル（拍手）第二回ニ此組合法案が提出ヲサレタノハ、其次ノ第五十二議會アリマス、第五十二議會ニ於テハ又労働組合法案ヲ提出ラシタガ、提出ラシタ時期ハ、私ハ是ハマダ能ク調べテ置カナカッタガ、是ハ恐ラク二月ノ半バダト思ヒマス、而シテ審議ヲヤラウト思ヘバ日ハアタノダガ、委員長ガ遂ニ之ヲ開カナイ、遂ニ三月ノ二十三日ノ時ニ於テ、本會議ノ議場ニ於テ、最早審議ノ餘日ガナイカラ、此法案ハ今議會ニ於テハ審議ハ進メマセヌト云フコトヲ本會議デ宣告ラシテ曖昧模稜ニ附シ去ラテシマタノデアル、ソコテ私ハ非常ニ不審ヲ持テ居ルノデアル、今度ハ民政黨内閣ガ非常ニ熱心ニ組合法ヲ出スト云フコトヲ宣傳ラシ、殊ニ安達内務大臣ノ如キハ非常ナル熱心ヲ以テ之ニ掛クテ居ル、實ハ私ハ不思

統ガアル、安達内務大臣ノ思想ニシテ、アノ社會局案出ノ勞働法案ヲ内務大臣ガ提出ヲスルノハ少シ思想ノ行キ方ガ違フト思テ、實ハ之ヲ不審ニ思テ居タ（拍手）ケレドモ勇敢ニモ内務大臣ハ之ヲ自ラ引受ケテ提出シヤウト云フ、然ルニ一度實業家、資本家ノ反対ニ會フヤ、忽チシドロモドロニナリマシテ、今日ハドウ云フ状態ニアルノカ、本當ニ政府ガ之ヲ出ス意ガアルナラバ、敢テ實業家ヲ一度マデモ呼ンデ、懇談會ト稱シテ其意見ヲ微スルマデモナイデハナイカ、止スナラ止ス、出スナラ出ス、政府ニ於テ之ヲ決メテ宜イ譯デアルガ、今日如何ナル状態デアルノカ、私ガ推測致シマスノニ、斯ウナツタ以上ハ行懸リ上出サナクテハ政府ノ面目ガ第一立タナイ、ソコデ、恐ラク提出ハ致シマセウガ、第五十二議會ノ故智ヲ倣ッテ、恐ラク一月ノ中旬位ニ提出シシテ、衆議院ニ於テ審議未了、握潰シニシテ御茶ヲ濁スノガ關ノ山デハアルマイカト思フ（拍手）サウ致シマスト、結論ハ、アア云フ法案ヲ茲デ成立サセル熱心モ誠意モナインデアルガ、唯勞働階級ニ對スル所ノ表向キノ歡心ダケヲ買ハントスルノガ、政府ノ本當ノ肚デハアルマイカト思フ（拍手）失業問題ト云ヒ救護法ト云ヒ、勞働組合法ト云ヒ、斯ル社會問題、社會政策ニ關スル問題ニ對シテ現政府ノ態度ハ洵ニ不親切、無諒解、無誠意極マルモノデアルト云フコレヲ私ハ斷言スルニ憚ラナインデアル（拍手）顧クハ大臣諸君ハ之ニ對シテ胡麻化サレナイデ、簡單明瞭ニ御答辯アランコトヲ希望致シタイノデアリマス（拍手）

○國務大臣(安達謙藏君) 只今ノ安藤君ノ御質問ニ對シマシテ、其要點ダケヲ成ベク簡單ニ御答スル所積デアリマス

最初ニ安藤君ハ世界ノ失業者ノ大勢ヲ話サレマシテ、世界ノ經濟組織ガ變ルカラ、世界ノ失業者ガ多少アルト云フ言葉ヲ御使ヒニナツタヤウデアリマスガ、私ノ見ル所ハ新聞ノ報ズル所ハ誰モ知テ居リマスガ、世界ノ失業者ノ數ハ、日本ノ比較ニナラナイ程各國共ニ多イノデアリマス、簡単ニ申上ゲマスト、英國ガ二百三十万、米國ガ三百萬、獨逸ガ三百七十七万ト云フ大多數デアリマス、ソレデ安藤君ハ日本ノ失業者ガ激増スルノヲ私ガ大變輕ク視テ居タ、斯ウ云フ御言葉ガアリマシタガ、私ハ決シテ輕視シテハ居リマセヌ、輕視シテ居リマセヌガ、サレバト云テ今日ノ我國ノ失業ノ狀態ハ安藤君ナドノ御考トハ事實ガ違テ居リマス、何トナレバ安藤君ハ十月一日ノ國勢調査ニ依テ調べテ統計表ヲ御信用ニナラナイ、其統計ト、社會局ノ統計トハ、安藤君ノ御話ノ通り、若干——五六万ノ差ガアリマシタ、併ナガラ大勢ハ社會局ニ推定シテ居リマシタノト、此十月一日ノ國勢調査トハ甚シキ差ガナカッタ、唯東京方面ガ大分違テ居リマスガ、他ハ推定數ト國勢調査ニ依テ調べタノトハ大體ニ於テ似寄テ居リマス、是ハ大變喜バシイ傾向デアリマス(拍手)少カラザル金ヲ使ヒマシテ、茲ニ作リマシタ所ノ國勢調査ノ統計ニ根據ヲ置カヌト云フコトハ、甚ダ無理ナ話デアラウト思フ(拍手)而シテ如何ナル事ヲ社會局ガ爲シタカ、又失業者ノ數ハドウナルカト云フコト大勢ヲ御話シマス、失業者ノ數ハ昨年ノ初メカラ臨時議會ノ頃マデ成程一旦激増ハ

シテ居リマシタ、其ノハ講場ニ於ケル所ノ御話モ中々三十万、四十万デハ止マラナ
イ、五十万、六十万、或ハ百万ニナルダラ
ウト云フコトデアッタ、所ガ豈圖ランヤ、十
月一日ノ調査ヲ見ルト三十二万幾ラデア
ル、所ガ之ニハ理由ガアル——私ハ失業者
ガ減ズルトハ思テ居リマセヌ、併ナガラ激
増シナイ理由ヲ茲ニ御答シナケレバナラ
ス、激増シナイコトハ事實デアリマス、其
原因ハ何カト云フト、第一ハ勿論此不景氣
ノ結果各工場トモ閉鎖シテ居タモノガ、モ
ウ其閉鎖ガ無クナ。テシマッテ、ソレガ一轉
シタ、ソコデ職工ノ解雇セラレルヤウナ者
ハ比較的ニ少クナ。テ、モウ不景氣ガ底ヲ突
イタ、サウシテ其變り目ハドウカト申シマ
スト、地方ニ於テ結縁會社ハ勿論、其他紡
織物トカ紡織物ノ會社ナドガ非常ニ今活
ヲ呈シテ來テ居ル、ソレダカラサウ云フ事
カラシマシテ失業者ハアナタ方ノ御想像
スルヤウニ激増致シマセヌ、ソレカラ第二
ニハ安藤君モ言ハレマシタガ、吾々ハ地方
ニ確ニ事業ヲ起シタ、失業公債ヲ以チマシ
テ事業ヲ起シタコトガ各地ニ非常ナ大影響
ヲ及ボシテ居リマス、又農林省ガ七千万圓
ノ金ヲ貸付ケルコトモ其中ノ一部デアリマ
ス、ソレニ依テ失業者ガ大變緩和セラレテ
居リマスカラ、諸君ノ御想像ノ如ク激増シ
マセヌ、今安藤君ノ御話ノ通り、昭和五年度ニ
度ニ地方ニ於テ五千萬圓以上ノ事業ヲ起シ
ニ於キマシテハ、茲ニ失業公債ヲ起シマシ
テ事業ヲ致シマスカラ、之ニ依テ勞働者ノ
救濟セラレル所ノ者ガ非常ニ増加致シマシ
タ、是デ一日ニ延入員四万一千人ガ救ハレ
ルコトニナツテ居リマスガ、更ニ昭和六年度
ニ(ドノ位增加シマシタカ)ト呼フ者アリ

國務院事速記錄第七號 田中國務大臣ノ答覆
ソレハ延人員ハ略シテ置キマスガ、一日ニ
平均豫定人員ガ八万一千四百人以上ニナル
豫定デアリマス、是デ失業者ハ大變緩和セ
ラル、ソレハ失業者ノ中ニ於キマシテモ、昭和五年度ニ於テモ、自由労働者ガ十七万
人デアッテ、其救濟ヲ要スル者ガ十一万人、ソレデアリマスルカラ、半分以上ハ此經營
ニ依フテ救濟セラル、ト云フコトニナシテ居

百万圓カノ事業ヲ起スコトニナツテ居リマ
スカラ、現在朝鮮ノ方ニ事業カ著々起シテ
來マシタ爲ニ、内地ノ方ニ渡航シテ來ル者
ガ段々少クナリマシタ、ノミナラズ此方ニ
居ル者モ、朝鮮ノ方へ歸ルヤウニナツテ居リ
マス、ソレガ爲ニ非常ニ影響ガアリマス、
ソレカラ事業ヲ縮小シテ、サウシテ一方ニ
失業救濟ヲスルト云フコトハ矛盾デハナイ
カ、斯ウ云フコトデスガ、ソレハ國家ノ大
局カラ緊縮政策ヲ執フテ、サウシテ一方ニ失
業者ガ出タノヲ、之ヲ若干救濟スルコトハ
當然ナ話デアル

ソレカラ今年ノ中ニ、特ニ失業者ノ多イ
所ハ何ト申シテモ東京及び横濱方面デアリ
マスカラ、之ニ國家直接ノ事業ヲ起シテ、
三百万圓ノ金ヲ投ジテヤル、國家ガ何モシ
ナインナイト云フ事ヲ類ニ仰シヤイマスガ、
サウデハナクシテ、國家ハ此京濱間ニモ、
明年ハ又全國ニ向シテ、土木事業ヲ起スト云
フ所ノ計畫ヲ立テ、居ルノデアリマス、是
デ失業ハ大變緩和セラレルコト、考ヘテ居
リマス

ソレカラ救護法ノ御尋ニ付キマシテハ、
先刻モ御答致シテ置キマシタガ、茲ニ私御
答致シテ置キマス、安藤君ノ御尋ノ通り、
私度々方面委員ノ人ニ會テ居リマス、救護
法ヲ實施シタイト云フコトハ全然御同感デ
アリマス、又民政黨モ、救護法ヲ實施スル
事ニ對シテハ非常ニ熱心デアリマス、唯今
日未ダ其財源ヲ發見致シマセヌカラ、大藏
大臣ト度々交渉致シマシテ、此救護法ノ財
源捻出ニ今日努メテ居ルト云フコトヲ申上
ゲテ置キマス(拍手)

ソレカラ労働組合ノ事ニ付キマシテ、安
藤君御尋デアリマシタガ、是ハ近日提案ス
ル積リデアリマス、安藤君ハ此労働立法ニ

○國務大臣(田中隆三君)　只今安藤君ヨリ
御尋ノ事ハ、内務省所管ノ失業者ト云フ事
ト關聯シテノ御尋デアリマシタガ、多分本
大臣ニ對シテハ、學校ヲ卒業シテ就職セザ
ル者ニ付テノ御尋デアラウト思ヒマス、國
家、府縣、市町村等ヲ通ジテ五億三千六百
万ト云フ大ナル金ヲ費シテ、折角教育ヲ致
シマシタ其人ノ中ニ、其職ヲ得ザル者ガア
ルト云フ事ニ付キマシテハ、安藤君ト共ニ
頗ル遺憾ニ存ジテ居リマス、洵ニ殘念ナ事
ト思ヒマス、併ナガラソレニ付キマシテハ、
多少皆様ニモ御考慮ヲ願ハナケレバナラヌ
事ガアルト思フ、ソレハ今日ノ我國ノ教育
制度ノ上ニ於テ、小學校、中學校、高等學校等
ハ、普通教育ヲ授ケル場所デアルト云フコ
トヲ、ハッキリ教育令ノ中ニ書イテ、而モ其
各法令ノ初メニ書イテアルノデアリマス、
然ルニ實際ノ事實ニ於テハ、此學校ヲ出テ
直チニ民間ソレヽノ事業ニ就職スルト云
フ意味ヲ諒解シナイカ、兎角ニ唯小學校ヲ
卒業シタ者ハ中學校ニ走リ、中學校ヲ卒業
シタ者ハ高等學校ニ行ク、又大學ニ行クト
云フヤウナ人ガ多イノデゴザイマシテ、直
チニ實際ノ世間ノ仕事ニ直接スベキ運命ヲ
持ツテ居ルト云フコトヲ理解シナイ者ガ、父
兄——子供ガ分ラヌト云フナラバマダ宜シ
ウゴザイマスケレドモ、其父兄タル人ニ於
テモ、其點ニ付テ注意ガ足ラヌノデアリマ
ス(拍手)ゾレ故ニ自分ハ就任以後殊ニ此點
ヲ希望シテ置キマス(拍手)
〔國務大臣田中隆三君登壇〕

ニ對シテハ其環境、其力等ニ應ジテ小學校ヲ出タ以上ニ進ムベキ針路ヲ指導スルコトニ大ニ力ヲ用ヒテ居ルノデアリマス(拍手)又更ニ進ンデ中學校ニ致シマシテモ、事實ハ三分ノ二ト云フモノハ志望ハ皆上級ノ學校ニ進マウトシテ居リマスケレドモ、事實ハ其三分ノ一シカ、外ノ學校ニハイレヌ、三分ノ二ト云フモノハ、兎ニモ角ニモ、否デモ應デモ實際ノ社會ニ出テ、ソレドノ仕事ニ就カケレバナラヌ、サウ云フ運命ヲ持テ居ルノデアル、然ルニ中學校ニ於テハ、サウ云フ運命ニ應ジタグケノ素養ヲ養フト云フヤウナ事情ニナツテ居リマセヌ、ソレ故ニ中學校ノ制度ニ於キマシテモ此度制度ヲ改メマシテ、中學校ヲ一種ト二種トニ分チマシタ、同ジ中學校ノ中ニ於テ、三年カラ以上ニナリマスト、四年、五年ヨリ更ニ進ンデ高等學校ニ進ム者ト、實際ノ仕事ニ就ク者トノ間ニ、ソレドノ素養ヲ授ケルコトヲ別ニスル制度ヲ立テタノデアリマス、是ハ來年度カラ實施スルコトニナックノデアリマス、サウ云フヤウナ意味合ヲ以テ、ソレド根本的ニ、就職上ニ付テノ不平均ノ出ナイヤウニ努メテ居ル積リデアリマス(拍手)固ヨリ其生徒ニ依テハ斯ル素養ヲ與ヘマシテモ、世間ノ不景氣等ノ爲ニ實際ニ於テ就職ニ困難ヲ感ズルコトハ、是ハ已ムヲ得ザルコト、思ヒマス、併ナガラ茲ニ念ノ爲ニ申上ゲテ置キマスガ、卒業シテ就職セザル者ノ統計、是ハ安藤君御指摘ニナツタモノニ間違ヒガアルトハ申上ゲマセヌガ、是ガ中々調べラレヌノデアリマス、ソレドノ學校ニ御頼ミシテ、其卒業者ノ就職先等ヲ御尋シテ居リマスケレドモ、學

○安藤正純君 只今内務大臣、文部大臣カ
〔安藤正純君登壇〕
○安藤正純君(續) 只今内務大臣、文部大臣カ
〔安藤正純君登壇〕
○副議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス——静肅ニ願ヒマス
○安藤正純君(續) 地方ニ對スル所ノ起債事業ガ效ヲ奏シテ、ソレデ失業者ガ少ナクナツタナドト、内務大臣ハ頓デモナイコトヲシテ、唯一箇月カ二箇月ノ例外ノアル外ハ、ソレハ私ガ此處ニ言タグデハナイカ、昭和四年ノ九月カラ昨年ノ十月マデニ及ビシテ、ソレノ就職等ヲ周旋致シテ居リマスコトハ付キマシテハ、有ラン限リヲ盡シテ、ソレゾレノ就職等ヲ周旋致シテ居リマスコトハ付キマシテハ、之ニ依テ御承知ヲ願ヒマス

校デモ中々ハキリセヌモノト見エマシテ、御返事ガ旨ク集ラナイカラ、統計ノ上ニ、所謂就職セザル者ト云フ方ノ數ガ中々減、相當ノ月日ガ經テソレド納マル、東京ノ學校デアリマスレバ、卒業後東京ニ於テ直グ就職スル人モアリマセウケレドモ、ヤハリ分然ルベキ所ガナクシテ、一旦家ニ歸シテ、然後ニソレドノ場所ニ就職スルト云フ者モ、諸君モ御見聞ガアリマセウガ、多々アルノデアリマス、ソレ故ニ實際ノ就職率ト、本當ニ就職シ得ザル者トノ區別ハ、文部省ニアル統計ニ付テ相當ナ斟酌ラシテ御考ニナツテ戴カケレバナリマセヌ、併ナガラ卒業生ヲ通觀シテ見マスト、實業方面ニ關スル卒業生ノ就職率ト云フモノハ非常ニ宜シウゴザイマス、先程專門學校ニ付テノ統計ノ御話ガアリマシタガ、實業專門學校ノ方ハ、五年ノ非常ニ不景氣ナ時代デモ八割以上就職致シテ居リマス、實業ニ關係ノナイノデアリマス、サウ云フヤウナ意味合ヲ以テ、ソレド根本的ニ、就職上ニ付テノ不平均ノ出ナイヤウニ努メテ居ル積リデアリマス(拍手)固ヨリ其生徒ニ依テハ斯ル素養ヲ與ヘマシテモ、世間ノ不景氣等ノ爲ニ實際ニ於テ就職ニ困難ヲ感ズルコトハ、是ハ已ムヲ得ザルコト、思ヒマス、併ナガラ茲ニ念ノ爲ニ申上ゲテ置キマスガ、卒業シテ就職セザル者ノ統計、是ハ安藤君御指摘ニナツタモノニ間違ヒガアルトハ申上ゲマセヌガ、是ガ中々調べラレヌノデアリマス、ソレドノ學校ニ御頼ミシテ、其卒業者ノ就職先等ヲ御尋シテ居リマスケレドモ、學

○安藤正純君 只今内務大臣、文部大臣カ
〔安藤正純君登壇〕
○安藤正純君(續) 只今内務大臣、文部大臣カ
〔安藤正純君登壇〕
○副議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス——静肅ニ願ヒマス
○安藤正純君(續) 地方ニ對スル所ノ起債事業ガ效ヲ奏シテ、ソレデ失業者ガ少ナクナツタナドト、内務大臣ハ頓デモナイコトヲシテ、唯一箇月カ二箇月ノ例外ノアル外ハ、ソレハ私ガ此處ニ言タグデハナイカ、昭和四年ノ九月カラ昨年ノ十月マデニ及ビシテ、ソレノ就職等ヲ周旋致シテ居リマスコトハ付キマシテハ、有ラン限リヲ盡シテ、ソレゾレノ就職等ヲ周旋致シテ居リマスコトハ付キマシテハ、之ニ依テ御承知ヲ願ヒマス

○安藤正純君(續) 地方ニ對スル所ノ起債事業ガ效ヲ奏シテ、ソレデ失業者ガ少ナクナツタナドト、内務大臣ハ頓デモナイコトヲシテ、唯一箇月カ二箇月ノ例外ノアル外ハ、ソレハ私ガ此處ニ言タグデハナイカ、昭和四年ノ九月カラ昨年ノ十月マデニ及ビシテ、ソレノ就職等ヲ周旋致シテ居リマスコトハ付キマシテハ、有ラン限リヲ盡シテ、ソレゾレノ就職等ヲ周旋致シテ居リマスコトハ付キマシテハ、之ニ依テ御承知ヲ願ヒマス

○安藤正純君(續) 地方ニ對スル所ノ起債事業ト云フコトソレ自身ガ間違テ居ル、私ガモ僞リモナイ、アナタハ社會局カラ數字

○安藤正純君(續) 先程指摘シタ、國家ノ政策デ失業者ヲ激増テ取寄セテ居ルガ、其處ニ吉田社會局長官

サシテ置イテ、其責任ヲ轉嫁シテ、地方ニ仕事ヲサシテ、今日マデ政府ガ碌デモナイン國庫ノ補助ヲシテ居ルナドハ、トング政策ノ誤リデアルト云フコトヲ指摘シタ、況ヤ地方ノ起債事業ノ爲ニ斯ウ云フ缺陷ガアル、地方ハ中央政府ノ方針ニ從^フテ無暗ニ地方ノ豫算ヲ緊縮サレルモノダカラ、歳入ト歳出ガ均合ハナイ、ソレデ或ル地方ニアツテハ、其財政ヲ料理スル上ニ困ル爲ニ、失業救濟ナラバ政府ガ起債ヲ認可シテ吳レル、ソコデ失業救濟ヲ名トシテ、政府カラ起債ノ認可ヲ受ケテ金ヲ借りリテ、先づ其金ノ中カラ失業救濟モヤルコトハヤルガ、ソレラ他ニ使^フテ、地方ノ財政ノ歳入ノ缺陷ヲ補ヒ、其埋合セラシテ居ル地方ガ現ニアルト云フコトヲ茲ニ指摘シテ置ク、ソレハ内務大臣ノヤリ方ガ惡イ爲デアル、此失業公債ニ依^テテ、今後國內ニ平均八万何人救ハレルト云フコトヲ内務大臣ハ言ハレタノデアル、而シテ要救濟者ハ十一万人ニ過ギナイト云フ、今日ノ時代ニ於キマシテ、十分ルデアリマセウ、十一万人グケ救ヘバ、失業者ハ無クナッテシマフナドト云フコトハ、少シク常識ノアル者ハ誰モ考ヘナイコトデハナカラウカ、紹介所ヲ増加シテ、二百何十箇所ヲ今日ハ三百七箇所ニシタカラト言^フテ、内務大臣ハ自慢ラシク御吹聴ニナラレマス、併^フナガラ職業紹介所ハ、失業登録ヲ致シテ、失業手帳ヲ持^フテ居ラナイ者ハ相ニ出テ居ルカト云フト、十分ノ一カ二十分ノシカ失業手帳ハ持^フテ居ラナイノデハナ

居ル者ガ紹介所ニ行キマシテ、失業手帳ヲ持ツテ
分ノ一、五分ノ一シカ救ハレナイデ、後ハ
大抵アブレテ歸ルト云フモノガ現在ノ状態デ
ハアリマセヌカ、少シク其實情ヲ内務大臣
ハ實地ニ視察シテ御覽ヲ願ヒタイト思フ、
況ヤ職業紹介所ト云フモノハ仕事ノアルノ
ヲ紹介スルニ過ギナ、紹介所ヲ餘計ニ拵
ヘタカラ仕事ガ出ル譯デハナイジヤナイ
カ、仕事ヲ先へ拵ヘルト云フコトガ、寧ロ
先決問題デハナカラウカト思フ、政府ノ事
業縮小ニ付キマシテハ安藤君ノ言ハレタ
カ、内務大臣ハ一方ニ國家ノ事業ヲ縮小シ
テ失業者ヲ製造シ、一面ニ之ヲ救濟スルノ
デアルト云フ私ノ主張ヲ立派ニ御認メニ
ナツタモノト認メマス、救護法ニ付テハ自分
ハ熱心デアルケレドモ、財源ガナイ、併ナ
ガラ努力ヲシタ伊内務大臣ハ仰シヤッタ
カラ、是ハ快ク私ノ勸告ヲ御容レ下サツタ
コトト思ヒマシテ、一層之ニ御努力アラン
コトヲ希望致シマス

及ビ實業専門學校ノ卒業生ト、不就職者トノ釣合
トノ割合ハ、是ハ正確デアリマス、正確デ
ナイトアナタガ仰シヤルヤウナ口吻ガ先刻見
エタガ、若シサウデアルナラバ、文部省ハ好
イ加減ナ嘘ノ統計ヲ作テ居ルモノダト云フコ
トヲ茲ニ私ハ斷言シテ置ク、アナタハ大臣
トシテ能ク御承知ナイ、私ノ言タノガ正確
ノ統計デアリマス、又中學校ノコトヲ、此
處デ文部大臣ハ理由トシテ仰シヤッテ、既ニ
本年度カラ中學校ヲ二種制ニシテ、一ハ上
級學校ニ連絡スル準備學校トシ、他ノ一ハ
中學校デ完成シテ實業ニ當ラシムルヤウ教
育スル、此第一種、第二種ノ二種制トシタ
カラ、少クトモはカラハ中學校ノ卒業生デ
實業ニ就ク者ガ多クナルデアラウトノ御意
見、此御陳述ハ一應承リマス、唯私ガ遺憾
ニ存ズルコトハ、此案ハ元ノ原案ノ時ニ於
テハ、中學校ニ第一種、第二種ヲ分ケルノ
ハ、第三年カラ分ケルヤウニ、恐ラク原案
ハナツテ居タノデハアルマイカ、ソレヲ今日
ハ四年カラ分ケルヤウニシテシマッタ、三年
カラ分ケテコソ、始メテ實業ニ就ク練習ヲ
シテ、世ノ中ニ出て、其教育方役ニ立ツヤ
ウニナル、四年ニナツテ一ツニ分ケタノデ
ハ、洵ニ申譯ニ過ギナイイデハナイカ、文部
大臣ガ中學校ヲ兩種ニ分ケテ、一ハ上ニ連
絡シ、一ハ實際社會ノ生活ト連絡セシムル
ト云フ誠意ガアルナラバ、ナゼ原案通リ第
三年カラ分ケルト云フコトニナサラナカッ
タカト云フコトヲ、茲ニ私ハ疑問ト致スノ
デアル、要スルニ斯ウ云フ時代ニナリマシ
テ、此澤山ノ知識階級ノ無就職者、失業者
ヲ拵ヘルト云フコトハ、是ハ實ニ社會惡化
ノ原因デアリマス、現ニ今日學校騒動ガア
ル、學校騒動ハ昨日カ一昨日カ、淺原君ノ

斯ウ觀察スル、此學校騷動ニ對シテ、文部大臣ハ尙ホ彈壓方針ヲ以テ臨ムヤウナ口吻ヲ持^テ居ラレタ、私モ總テノ取締ヲ嚴ニスルト言フコトヲ惡イト言フノデハアリマセヌ、或ル場合ニハ嚴重ニシテ然ルベシ、併ナガラ今日學校騷動ノアノ原因バ、外部カラ來ル所ノ力ニ因ルモノモ多イ、而シテソレガ外デ學校ヲ卒業シテモ食フコトガ出來ナイ、所謂羽織ゴロニナツテプラヽシテ居ルヤウナ者ガ、仕事ガナイ爲ニ學校へ行^テ、ソレヲ唆^テ行^テ云フヤウナコトモアル、言葉ヲ煎ジテ言ヘバ、生活ノ困難カラ來ル思想ノ悪化ト云フコトモアルノデアリマスカラ、文部大臣トシテハ、今日ノ此時代ニ顧ミテ、此學校卒業生ノ失業者ヲ何トカスルト云フコトヲ、當ノ責任者タル内務大臣ト相談シテ、此知識階級ノ失業對策ヲ講ジナクテハナルマイト云フコトヲ私ハ言フノデアル、今一ツハサウ云フ時勢ニナッテ教育ヲ受ケタ者ハ、世ノ中カラ實際ニ用ヒラレナイ、教育ヲ受ケタ爲ニ飯ガ食ヘナイト云フナラバ、今日ノ學校制度ノ改革、學制ノ改革ト云フ問題ニ付テ、文部大臣ハ何等カ御意見ガ^アテ然ルベキデハナイカト云フコトヲ、モウ一ツ私ハ茲ニ言^テ置クノデアル、ソレヲ御考ニナラナケレバ、トヲ内務大臣、文部大臣ニ申上ゲテ、更ニイモノデスカラ、何カ此間ニ狎合^テモ、御意見ヲ承リタイノデアル

〔國務大臣安達謙藏君登壇〕

○國務大臣(安達謙藏君) 簡單ニ御答シテ置キマス、安藤君ハ國勢調査ノ數字ト社會局ノ數字トガ、安藤君ノ考ヨリハ大變ニ少ルノデハナカラウカト思フ是レダケノコトヲ内務大臣、文部大臣ニ申上ゲテ、更ニ

(拍手) 内務大臣ハ何ガ故ニ斯ノ如ク誤リタ
ル行動ニ出デラレタモノデアルカ、明瞭ナ
ルニ當ツテ、斯ル大ナル瑕疎ガ本ニナツタノ
デアルカ、地方ニ中央政府ノ政令ノ行ハ
レザルコトガ甚ダ多クアリマスルコトヲ、
是カラ段々ト質疑ヲ致シタイト思フノデア
リマス(拍手)
内務大臣ハ地方ノ豫算編成、即チ昭和六
年度豫算編成ニ關シテ、大ニ注意ヲ興ヘラ
シテ居ツタ、ソレハ溯リマシテ、民政黨ノ
十決政綱ニ於テ地方ノ財政ノ緊縮ヲ大ニ強
調致シテ居ラレルノデアリマスガ、更ニ其
後ニ於テ、地方官命議ニ於テモ、反覆叮嚀
ニ地方財政ノ緊縮ニ對シテ力ヲ注イテ居ラ
レル、其上ニ茲ニ昭和五年ノ八月十六日ニ
於キマシチ、内務大臣ノ依命通牒トシテ、
地方方準據スペキ程度ヲ明示致シタノデア
リマス、其依命通牒ハ「昭和六年度地方豫
算編成ニ關スル件依命通牒、一、歳出ハ出
來得ル限り整理節約ヲ行ヒ其總額ハ少クト
モ前年度當初豫算額ヲ超エザルコト」ト
云フ、茲ニ準繩ヲ命令ニ示シタノデアリマ
ス、緊縮節約ノ場合、茲ニ地方ノ財政ハ一
層緊縮ヲ圖ラナケレバナラヌ、ソレニ付テ
ハ昭和六年度ノ豫算ハ如何ニシテモ昭和五
年度ノ豫算ヨリモ超エテハ相成ラヌト云フ
ノガ政府ノ方針、内務大臣ノ地方長官ニ對
スル、嚴トシタル命令デアツタノデアリマ
ス(拍手)諸君、然ルニ内務大臣ノ命ヲ奉ズ
ベキ地方長官ガ、如何ナル態度ヲ執ツタカ
ト云フト、百方苦心ヲ致シタ末ノ豫算編成
ガ、東京府外二十六縣ハ内務大臣ノ命ニ背

(拍手)諸君、内務大臣ガ斯クモ町懸反覆ニシテ、内務大臣ハ果シテ地方長官、部下タル地方長官ニ依シテ、是ハ明カニ蹊蹠シタモノデアルト考ヘラヌ。セラレタモノデアルト見ナケレバナラヌガ、内務大臣ハ昭和六年度豫算ヲ編成致シタノヨリモ超過致シテ、内務大臣ハ昭和五年度豫算ガ昭和五年度ノ豫算ヨリモ少々ク年編成スルノガ當然デアル、然ルベキモノニシテ、内務大臣ハ昭和六年度ノ豫算ガ昭和五年度ノ豫算ヨリモ少々ク年アル、如何ナル府縣モ之ニ從ハナケレバナラヌ、即チ豫算ノ減額命令ヲ出スベキガ内務大臣ノ當然ノ職權、執ルベキ當然ノ順序デアルト謂ハナケレバナラヌ、内務大臣ハ之ニ對シテ減額命令ヲ發シ、更正豫算ヲ命ゼラレル意圖ガアルカ否カト云フコトヲ、明瞭ニ御答ヨ願ヒタイ。

幾年かニ及ぶて執行サレツ、アルノ方當然ノ既定ノ事實アリマスルガ、現内閣ハ此年度割ニ依テ、政府ト地方ト分擔致シテ居リマスル所ノ河川改修費ニ於テ、政府ノ負擔額ヲ大ニ繰延ベマシテ、地方ノ負擔額ヲ繰上ゲマス大ナル力ヲ有^テ居ル所ノ政府、其政府ノ負擔ハ、繰延ベル力ノ少イ所ノ地方府縣ノ分擔額ハ之ヲ繰上ゲル、實ニ物ノ倒逆ノ甚シイモノニアリマスガ、斯様ニ致シマシテ、ソレノミナラズ將ニ今物價ガ低落ヲ致シテ、低落ヲ致シマスル其物價ニ、地方ノ負擔モ、政府ノ負擔モ、同ジ割合デ減額スルノハ當然過ギル程當然ナコトデアルノニ拘ラズ、政府ハ政府ノ負擔額バカリ大ニ減額ヲ致シマシテ、地方ノ負擔額ニ對シマシテハ、物價低落ノ同ジ原因ガアルニ拘ラズ、甚ダ僅カナル、申譯ダケノ減額ヲ致スガ如キハ、實ニ中央政府ノ責任ヲ、力無キ地方ニ轉嫁致シテ、地方ヲ苦シムルモノ、甚シイモノニアルト謂ハナケレバナラヌ、諸君、澤山ナル事例ハ諸君ノ御手許デ明カニナッテ居ラナケレバ相成ラヌノデアリマスルガ、私ハ此場合最モ的確ニ申述べテ、内務大臣ノ明晰ナル御答辯ヲ得ナケレバナリマセヌカラシテ、其中ノ一ツノ事例ヲ茲ニ御披露致シマスル、ソレハ木曾川改修ノ問題ヲ茲ニ持出シマスルガ、木曾川改修費ハ正ニ二千五百万圓ノ豫算大正十年カラ昭和十二年迄十七箇年ニ瓦ル工事デアリマスルガ、其二千五百万圓ノ中二千万圓ガ政府ノ負擔、五百万圓ガ府縣ノ負擔デアリ七年、其十年ノ過ギル今年マデニ於テ、其政府ノ負擔スペキ二千万圓ノ中ノ唯僅ニ三

ニシカ當リマセヌ、其五分ノ一ニシカ當ラ
ヌ負擔ヲ政府ガ致シテ、其他ノ爲スペキ負
擔ハ後へト送テ居ル、而シテ地方ノ負
擔分ニ對シテハドウカト云フト、昭和十二
年迄ノ間ニ出セバ宜イモノヲ、遂ニ繰上ゲ
テシマヒマシテ、今年迄ニ悉ク五百万圓ノ
金ヲ使ヘテシマフノアリマス、諸君、何ト
弱イ者ヲ苛メル弱肉強食ノ誇ヲ免レナイ所
ノ中央政府ノ處分、斯ノ如ク甚シキニ至テ
ハ、責任轉嫁ノ最モ顯著ナル事例ト謂ハナ
ケレバナラヌ(拍手)殊ニ物價低落ノ爲ノ減
額ヲ、政府ノ二千万圓ニ對シマシテハ、驚
ク勿レニ割ノ減額ヲ致シ、地方ノ分擔額ニ
對シテハ唯五分ニモ及バナイヤウナ、斯ノ
如キ不公平極ル所ノ處置ヲ致シテ居ル、ノ
ミナラズ驚クベキコトハ、昭和六年度ノ豫
算デ、木曾川改修費ノ昭和六年度ノ豫算ハ
二百万圓計上シテアリマスルモノヲ減額致シマ
シテ、八十二万圓ニ致シタ、致シタノハ勿
論政府ノ繰延又繰延、緊縮政策ノ當然ノ結果
論デアリマスルガ、八十二万圓ニ減額ヲ致
シタ昭和六年度ノ豫算ハドウ云フ風ノ内容
カト云フト、其内ノ四十万圓ト云フモノハ
支川ノ改修費デアリマシテ、是ハ別口ニナ
テ居ル、ソレヲ差引キマスルト四十二万圓
デアルガ、ソレハ實ニ人件費ニ殆ド大部分
木曾川本川改修工事費デアリマシテ、殘ル
二十万圓ハ、實ニ吾々遺憾ニ堪ヘナイモノハ
レルコトニナ。テ居ルノアリマス、是ハ何
ヲ物語ルカト申シマスルト、私ハ何モ他意
ナ、斯ノ如ク申スコトハ政府ノ緊縮繰

延ノ爲ニ、實ニ事業ハ停頓致シマシテ、今ノ事業モ亦繰延ベ
ナサルベル出來ヌヤウニナツテ、十七年ノ事業
ハ二十年ニ、今年ニ於テ延バサレル計畫ガ
定メラレタノデアリマスルガ、斯様ニ長ク
延バシマスル其間ニ、全ク手戻リヲ致シテ、是ガ
工事ハ實ニ哀ムベキ状態ニナツテ居ル、是ガ
爲ニ國利民福ヲ一日モ早ク進メナケレバナ
ラヌ又河川改修費、諸君方協賛セラレタル
此河川改修費ガ、政府ノ執行ヲ誤ルガ爲ニ
手戻リヲ致シテ、事業ハ中途ニ於テ頓挫致
シテ居ル、ソレガ爲ニドノ位多クノ費用ガ
徒ニ、無駄ニ、無益ニ使ハレルカ、殆ド計
數ノ上ニ舉ゲ得ナリ程頑害ガ多クテ、得ル
所ノ頗ル儘少ナルヨトニナリ丁テ居ルノ
デアリマスル（拍手）是ハ木曾川ヲ一ノ事例
トシテ申述ベタノデアリマスルガ、二十九
河川、三十幾府縣ニ亘ツテ、同ジ運命ニ地方
ガ虐待サレテ居ルノデアリマス

大ナル中心點トシテ申述ペラレテ居ルノデ
アルガ、私ハ實ニ意外ナ事實ヲ發見シテ、
洵ニ不思議ニ堪ヘナイノデアル、ソレハ昨
日内務省カラ特ニ配付ヲ願ヒマシタ地方財
政概要ニ依リマスルト、昭和四年度ノ當初
豫算ハ十七億七千八百四十一万六百九十九
圓デアリマシテ、昭和五年度ノ當初豫算ハ
十五億八千四百七十九万七千五百四十四圓
デアリマス、之ヲ差引イテ見マスルト一億
九千三百六十一万三千百四十七圓トナリマ
ス、大藏大臣ガ二億五千餘万圓緊縮シタト
云フコトヲ申サレタガ、一億九千三百餘万圓
圓ニ止マッテ居ルノデ、其間ニ實ニ五千六百
万圓ノ大ナル相違ヲ致シテ來タノデアリマ
ス（拍手）私ハ五十万百万ノ金ガ、若シヤ計數
ニ行達ヒガアツテモ、大藏大臣ヲ責メテ糾弾
ヲ致シテ、此處ニ質問ヲスル心持ニハナラバ
又ノデアリマスルガ、驚ク勿レ五千六百万
圓ノ茲ニ相違ガ出タ、サウシテ其相違ハ大藏
大臣ヲ推測トカ、見積りトカ云フコトナラバ
間違テ來ルノモ咎メルコトハ出來マ
セヌガ、大藏大臣ガ特別議會デ演説サレタ
ル事實ハ、共ニ過去ノ事實デアリマス、昭
和四年度ノ當初豫算ト、昭和五年度ノ當初
豫算ト比ベテ二億五千万圓緊縮シタノデア
リマスト、此處ニ得意ニナツテ披露ニナツタ
其計數方、即チ昭和五年度ノ當初豫算モ、
演説サレタノハ昨年ノ四月二十四日デア
リ、地方ノ豫算ノキマリマスルノハ一昨年
ノ十二月、昨年一月、二月ニキマツテ居ルノ
ダカラ、昨年ノ四月二十四日ニナツテノ演
説ニハ、事實ハ明瞭ニナツテ居ルノデアリ
マスルガ、其既定ノ事實ノ上ニ於テ、本年
度ト前年度トノ比較ニ於テ、緊縮政策ノ成
績トシテ現ハシタルモノガ、茲ニ達テ居

ルト云フコトニナルナラバ——而モ五千六
百万圓ノ多クガ二億五千万圓ノ間デ違フト
云フコトニナルナラバ、大藏大臣ノ責任ハ
容易ナラザルモノガアラウト思フ(ヒヤ
セヤ、拍手)

次ハ現内閣ノ大ナル政策ノ第一トシテ、
非募債政策ノ事ヲ大藏大臣ニ質問ヲ致シマ
スルガ、非募債政策——私ハ無論地方財政
ニ對シテ御尋ヲスルガ、第一地方ノ欠債、
即チ地方債ガドンナニナツテ居ルカト云フ
事ニ付テ、往々大藏大臣ハ此演説ニ於テ御
説明ニナツテ居ルガ、私ニハ頓ト大藏大臣ノ
意ノ在ル所ガ分ラヌニ依テ、其數ヲ明瞭ニ
茲ニ示シテ、大藏大臣ノ御答辯ヲ促サナケ
レバ相成ラヌノデアリマス

第一ハ地方ノ募債即チ地方債ガ、年々其
實數ニ於テ絶對的ニ增加致シテ居ルコト
ガ、是ガ何ヨリモ明瞭ナル事實トシテ現ハ
レテ居ル、大藏大臣ニ向テ過去ノ事ヲ申
スノハ其當ヲ失スルカモ知ラヌガ、念ノ爲
ニ昭和元年度カラ言フノガ物ノ順序デアラ
ウト思ヒマス、昭和元年度ニ於テハ十五億
圓臺、昭和二年度ニハソレガ十八億圓臺ニ
ナリ、昭和三年度ニハ二十億圓臺ニナリ、現
大藏大臣ノ所管ニ相成シテカラノ昭和四年
度ガ更ニ二十二億圓ヲ超過シテ居ル、斯ノ
如ク實數ニ於テ段々ト一億、三億、或ハ一
億七千万圓、斯ノ如キ増加ヲ致シテ居ル、
ノミナラズ四年ノ四月カラ四年ノ十二月迄
ト、五年ノ四月カラ十二月迄、即チ本年度ノ
最近ノ事實ヲ、前年度ノ同ジ期間ノ事實ト
比ベテ見マスルト、茲ニ又明瞭ナル募債ノ
著シキ増加ガ現ハレテ居ルノデアリマス、
即チ昭和四年度ノ四月カラ十二月迄ノ間ト、
五年ノ四月カラ十二月迄ノ間ノ差ガ何程ア

著シタ地方債ガ多クナッテ居ルノデアリマス、即チ最近ノ年度——本年度ノ四月カララ十二月マデニ許可サレタ地方債ガ、四年ノ四月カララ十二月マデニ許可サレタルモノヨリモ千七百五十八万八千餘圓殖エテ居ルノデアルガ、而モ更ニ考ヘナケレバナルヌコトハ、震災復舊ノ公債——震災復舊ノ公債ト云フモノハ、是ハ特別チ原因ノ下ニ在ルモノデアリマスカラ、是ハ控除シテ考ヘルガ適當デアルカラ、四年度カラヨ五年度カラモ、共ニ震災復舊ノ公債ヲ除イテ見ルト、更ニ本年度ノ欠債ガ甚シク増加ノ計敷ガ現ハレテ來ルノデ、二千二百五十万圓ト云フモノガ前年度ヨリモ今年度ニ於テ多クナッテ參ルノデアリマス、其上ニ茲ニ考ヘナケレバナラヌコトハ、是ダケ申上ガタダケデアリマスルト、本年度ノ地方債ガ許可ヲサレタノガ一億二千八百万圓デアリマスルケレドモ、是ニハ内務大臣ガボウ云フ考ヲ持ツテ居ラルヽノカ、近頃許可ヲ更ニサレタレナイト云フ事實ガ、茲ニ明カニ加ハラナケレバナラヌ、地方ニ於て地方債ノ許可申請ガ近來頗ル多クナッテ居ル、多クナッテ居ルノデ、當局大臣ノ手許ニ帶シテ居ルノガ一億圓弱アルコトハ、是ハ確カナ數字デアラウト思ヒマスルガ、其一億圓弱アリマスル中ニハ、災害ノ復舊公債デアリマスルトカ、失業ノ公債デアリマスルホカ、政府ガ獎勵シ、若クハ法令ニ依ツテ當然政府ガ認メナケレバナラナイモノガ澤山積マレテ居ルニ拘ラズ、之ヲ許可ヲ急イデサレヌモノハ、私ガ邪薄ヲ致スト、非裏債政策ノ失敗ガ、茲ニ數字ノ上ニ現ハレルコトヲ嫌ウテ、帝國議會ノ審議ノ相當ニ進ム

マデハ、地方債ノ許可ヲ手控ヘラシテ居ラレルノデハアルマイカト疑ハザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)

諸君、其他ニマダ茲ニ全ク手ノ著イテ居ラヌノハ、彼ノ農漁山村救濟低利資金七千萬圓ト云フモノ、是ガ地方カラシテ許可申請ヲシテ來ル手續ノ途中ニアルノダガ、之ヲ加ヘマスルト、今兩省テ躊躇シテ居ラレテ、手許ニアルモノト共ニ勘定シマスルト、現在ノ一億二千八百万圓ノ許可シタノガ、二億ヲ突破スルコトハ申スニ及バズ、恐ラク三億ニ近ヅカ、若クハソレモ超過スル現象ガ、本年度ノ末日マデニ現ハレテ來ルベキ順序ガ明瞭ニ立ツテ居ルト思フノデアリマス(拍手)ノミナラズソレニ加フルニ、地方債ヲ許可シマスル所ノ政府ノ方針ハ、正ニ大ニ緩和セラレタ、從前ノ非募債主義ノ熱ノ高カッタ時ハ、餘程ヤカマシク言テ、地方ニ地方債ノ償還計畫ガ十分ニ樹ツテ居ラヌケレバ許サヌト言ウテ、前カラモ後カラモ検査ヲサレテ、容易ニ許サレナンドモノデアリマスルガ、近年ハソレガ一轉致シテ、地方債ニ關スル限り、ドウニカスウニカ名義サヘ付ケバドンヽヽ許可スルマデノ寛大ナル方針ヲ執ルヤウニ、方針ガ此處ニ掌ヲ反スヤウニ一變ヲ致シタコトニナテ居ル(拍手)勿論政府ハ別ニソレラ内緒ニヤッテ居ル譯デハナナイデセウ、内務大臣ノ訓示トシテ、昨年第一回ノ地方官會議ニ於テ、地方債ハ緩和スル途ヲ講ズルト云フコトヲ演説ヲシテ居ラレル、更ニ第二回ノ地方官會議ニ於テハ、一層其範圍ヲ擴張シテ、地方債許可方針ヲ公表セラレタノデアリマス、ノミナラズ今日地方ヲ廻ツテ見マスルト、實ニ彼方デモ此方デモ、ド

ノ府デモ、ドノ縣デモ、ドノ市町村ニ於テモ、地方債ガ近來認メラレルト云フコトヲハ、誰モ疑フ者ノナイヤウニ緩和セラレタノガ今日ノ地方債ノ實況デアル、シテ見マスルト云フト、今申述ベマシタ第一ノ理

由デアル地方債ガ年々一億數千万圓、二億圓、更ニ此度ハ二億圓以上三億圓ニモ上ラウト云フ、絕對數ニ増加シツ、アル所ノ計數ヲ示ス證據ト、茲ニ政府ノ執ル所ノ方針デガ茲ニ一變致シマシタコトニ付テ、地方債ノ如キモノガ、今日ドウ云フ政府ノ方針デアルカト云フコトハ、是ハ明瞭ニナツテ居主義ト云フコトハ既ニ其牙城ヲ守ルノ如キモノガ、斯ノ如キハ政府ハ非募債主義トシテ居ルモノデアリマスウカ、少

シテ、宇野港カラ御乗艦ニナリマスマデ御ノ如キモノガ、斯ノ如キハ政府ハ非募債主義ト云フコトハ、是ハ明瞭ニナツテ居ルモノデアリマス(拍手)ノクモ地方債ニ對シテハ既ニ其牙城ヲ守ルコトガ出來ナクテ、全ク政府ノ方針ハ拋擲シテシマハレタモノデナイカト云フコトヲシテ存續致シテ居ルモノデアリマス(拍手)ノ任ニ當ツテ居リマシテ、爾來十七、十八、十九日ト又三日間私屢從シ御警衛中上、ダマシテ、宇野港カラ御乗艦ニナリマスマデ御送リ奉ツテ、サウシテ歸リタ次第アリマシテ、御警衛ノ責任上、内務大臣トシテ何等缺クル所ナイト私ハ考ヘテ居リマス(拍手)ソレカラ此河川港灣費ノコトニ付キマシテ、色々御話ガアリマシタガ、此河川港灣費ノ國庫カラノ補助ノ出シ方ニ付テハ、大體ニ於テ現内閣ニナリマシテ始メタコトデハナク、是ハ歴代ノ内閣ガ同ジ方針ヲ執リマシテ、先ヅ茲ニ、或ル地方ニ百万圓ノ金ヲ出サネバナラヌ、併ナガラ國庫ノ都合上出サレナイ、所ガ地方ハ一万圓デモ、五千圓デモ宜イカラ、今年カラ着手シタイト云

演習ノ頃、私岡山ニ陛下ニ扈從シテ參テ居リマシテ、歸京致シマシタ事ニ付テノ御詔ガアリマシタカラ、茲ニ御答致シテ置明瞭ナル説明ヲ與ヘラレタイト思ヒマス

(拍手)
(國務大臣安達謙藏君登壇)

○國務大臣(安達謙藏君) 只今井上君ハ大

習ヲ終リマシテ、サウシテ大本營ニ御還幸

ノ後、私ハ午後ノ五時何十分カノ汽車デ一

夜、又岡山ニ著キマシタ、其間ハ齋藤政務

次官ガ内務大臣代理トシテ扈從シ、御警衛

ノ任ニ當ツテ居リマシテ、爾來十七、十八、

十九日ト又三日間私屢從シ御警衛中上、ダマシテ、宇野港カラ御乗艦ニナリマスマデ御送リ奉ツテ、サウシテ歸リタ次第アリマシテ、御警衛ノ責任上、内務大臣トシテ何等缺クル所ナイト私ハ考ヘテ居リマス(拍手)ソレカラ前ニ一言申上ゲルコトヲ落シマシタ、此六年度ノ豫算ハ、昭和五年度ノ豫算ニ超エナイヤウナ豫算ニ止メルト云フコトヲ原則トスル、ソレハ大體ニ於テハサウデアリマス、併ナガラ緊急已ムヲ得ザル場合ハ例外ト爲スコトヲ得ルト云フコトニナツテ居リマシテ、是ハ私地方長官會議ノ場合デアリマス、併ナガラ緊急已ムヲ得ザル場合ハ例外ト爲スコトヲ得ルト云フコトニナツテ居リマシテ、是ハ私地方長官會議ノ場合ニ、明白ニサウ云フ訓示ヲ致シテ居リマスカラ、井上君ノ御指摘ニナルヤウナ、地方ノ豫算ガ幾ラカ殖エテ居ルト云フナラバ、多分此例外ニ當ル所ノ失業救濟トカ、何トカ云フコトデ出来テ居ルノグラウト思フノ

ナルノニ、地方ノサウ云フ事業ヲ起シタイト云フ希望ハ頗ル盛デアル、ソレデ一方ニアルト云フ事ガ分リマシタノデ、總理大臣ノ重傷ニ遭ヒマシテ危篤デアルト云フ事ハ、是ハ國務ニ重大ナル關係ガアルト考ヘマシテ、ソレデ陛下ノ御裁可ヲ得マシテ(不忠不敬ノ臣)何ヲ言フカ其他發言スル者アリ)

○副議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス

ノ財政ハ意ノ如クナラザルニ、地方ノ希望ヲ若干デモ充タサウト云フト、ソコニ是マデコトハ、是ハ已ムヲ得ナイコトデアル、サウ云フコトハ歷代ノ内閣ガ能クスルコトト思フ、木曾川ノ例ヲ御引キニナリマシタガ、木曾川ハ既ニ地方ノ分擔金ハ使ヒ盡シマシテ、國費バカリデヤツテ居ル、サウナツテ居リマス、ソレデ此問題ニ付テ、弱者ヲ苛メル、弱肉強食ト云フ御言葉ガアリマシタガ、他方ノ事情ハ決シテサウ云フ事情デナイト云フコトハ、是ハ皆様御承知ノ通りグラウト思フノデアリマス(拍手)

ソレカラ前ニ一言申上ゲルコトヲ落シマシタ、此六年度ノ豫算ハ、昭和五年度ノ豫算ニ超エナイヤウナ豫算ニ止メルト云フコトヲ原則トスル、ソレハ大體ニ於テハサウデアリマス、併ナガラ緊急已ムヲ得ザル場合ハ例外ト爲スコトヲ得ルト云フコトニナツテ居リマシテ、是ハ私地方長官會議ノ場合ニ、明白ニサウ云フ訓示ヲ致シテ居リマスカラ、井上君ノ御指摘ニナルヤウナ、地方ノ豫算ガ幾ラカ殖エテ居ルト云フナラバ、多分此例外ニ當ル所ノ失業救濟トカ、何トカ云フコトデ出来テ居ルノグラウト思フノ

デアリマス(拍手)
(副議長退席、議長著席)
○議長(藤澤幾之輔君) 井上大藏大臣
(國務大臣井上準之助君登壇)

〔國務大臣井上準之助君登壇〕
〔國務大臣井上準之助君〕 井上君ノ第一ノ御問ノ、五千万圓バカリノ差ノアル點ハ、一應ハキリ致シマスガ、是ハ取調べマシテ、明日ニデモ説明致シマスコトガ安全ト

思ヒマスカラ、明月御答辯致シマス、尙ホ
其次ノ地方債ニ付テノ態度ガ、非募債主義
ト矛盾セヌカト云フ御話アリマス、成程
絶對數ニ於テハ減^ト居リマセヌ、井上君ガ
御示シノ如ク、昭和二年度ニ於テハ三億三
千万圓程殖エテ居リマス、昭和三年度ニ於
テハ一億五百万圓殖エテ居リマス、昭和四
年度ニ於テハ一億七千百万圓殖エテ居リマ
ス、昭和五年度ハ此數字ガ未ダ分リマセヌ、
ノミナラズ此年度ト比較致シマスト、井
上君ノ言ハレルヤウニ、一月カラ三月マデ
ハ是マデノ數字ヨリハ幾ラカ殖エマセウ、
今マデノ十二月マデノ數字デ申シマスト、
許可額ガ一億二千万圓ニナツテ居リマセヌ、サ
ウ云フコトデアリマシテ、此地方債ニ付キ
マシテハ、國債ト違ヒマシテ、當初カラ一
般會計ニ絶對的ニ公債ヲ計上セヌ、斯ウ云
フコトハ地方債ニハ申シテ居リマセヌ、失
業者ニ對スル失業救濟ノ事業、或ハ災害ノ
復舊ト云フヤウナモノニ對シテ、眞ニ必要
已ムツ得ザルモノハ地方債ヲ許可シテヤ
ル、斯ウ云フコトニ致シテ居リマスノデ、
從來ニ比較シマシテ、増加率ハズン^ト減^ト
テ居リマスガ、段々是マデノ増加率ヨリモ
減ル、斯ウ云フコトヲ考ヘテ居タノデアリ
マス、若シ假ニ此一月カラ三月マデ殖エマ
シタナラバ、ソレハ大體中シマスト失業救
濟ノ爲デアリマス、昨年度ノ十二月マデニ
一億二千万圓許可ヲシテ、多少殖エテ居リ
マスヤウナ心持ガスル、比較ヲシマセヌカ
ラ、殖エテ居リマスヤウナ氣持ガシマスノ
ハ、先日申上ゲタヤウニ、殆ド全部ト申シ
テ宜シイノデアリマスガ、失業救濟、或ハ
失業救濟類似ノモノ、爲ニ殖エタ數字デア
リマス、是ダケノコトハ申上ゲマスガ、先

程御話ノ、一月カラ三月マデウント殖エハ
セヌカ、一億ノ許可額ガ手許ニ來テ居ルデ
ハナイカト云フコトハ、ハキリ致シマセ
テハ一億五百万圓殖エテ居リマス、昭和四
年度ニ於テハ一億七千百万圓殖エテ居リマ
ス、昭和五年度ハ此數字ガ未ダ分リマセヌ、
ノミナラズ此年度ト比較致シマスト、井
上君ノ言ハレルヤウニ、一月カラ三月マデ
ハ是マデノ數字ヨリハ幾ラカ殖エマセウ、
今マデノ十二月マデノ數字デ申シマスト、
許可額ガ一億二千万圓ニナツテ居リマセヌ、サ
ウ云フコトデアリマシテ、此地方債ニ付キ
マシテハ、國債ト違ヒマシテ、當初カラ一
般會計ニ絶對的ニ公債ヲ計上セヌ、斯ウ云
フコトハ地方債ニハ申シテ居リマセヌ、失
業者ニ對スル失業救濟ノ事業、或ハ災害ノ
復舊ト云フヤウナモノニ對シテ、眞ニ必要
已ムツ得ザルモノハ地方債ヲ許可シテヤ
ル、斯ウ云フコトニ致シテ居リマスノデ、
從來ニ比較シマシテ、増加率ハズン^ト減^ト
テ居リマスガ、段々是マデノ増加率ヨリモ
減ル、斯ウ云フコトヲ考ヘテ居タノデアリ
マス、若シ假ニ此一月カラ三月マデ殖エマ
シタナラバ、ソレハ大體中シマスト失業救
濟ノ爲デアリマス、昨年度ノ十二月マデニ
一億二千万圓許可ヲシテ、多少殖エテ居リ
マスヤウナ心持ガスル、比較ヲシマセヌカ
ラ、殖エテ居リマスヤウナ氣持ガシマスノ
ハ、先日申上ゲタヤウニ、殆ド全部ト申シ
テ宜シイノデアリマスガ、失業救濟、或ハ
失業救濟類似ノモノ、爲ニ殖エタ數字デア
リマス、是ダケノコトハ申上ゲマスガ、先

スガ、只今申ス如ク農村漁村ニ對スル七千

万圓等モ、今許可ヲ得テ來テ居ルノガ、聞
イテ見マスト六七件決定シテ參^トテ居リマ
スカラ、是マデヨリハ幾ラカ殖エルカモ知
レマセヌ、サウ申上ゲテ置キマス

〔井上孝哉君登壇〕

○井上孝哉君 兩大臣ノ御答辯ヲ伺ヒマシ
タガ、如何ニシテモ其答辯ハ私ノ耳ニ了解
シ得ル程度ノ答辯ニハナツテ居リマセヌ、內
務大臣ガ岡山縣へ供奉セラレタ場合ニ、東
京へ歸ルベキ順序ニ付テノ説明ガアリマシ
タガ、ソレハ當然其順序ヲ執ラレタコトハ、
是ハ執ラナケレバナラヌ當リ前ノコトデア
ルガ、私ノ御尋シタノハ、臣子ノ分トシ
テ、殊ニ廟堂ノ重臣ノ地位ニ居ル内務大臣
ガ、已ノ任務ヲ捨テ、其職務ヲ廕廢スルヤ
ウナコトヲ……

〔發言スル者多シ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス

○井上孝哉君(續) 左様ナコトヲ 陛下ニ
申上ゲテ御許シヲ得ルト云フコトガ(拍手)

〔發言スル者多シ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス

○井上孝哉君(續) 河川改修費ヲ扱^タコ

〔發言スル者多シ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス

○井上孝哉君(續) 河川改修費ヲ扱^タコ

〔發言スル者多シ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス

○井上孝哉君(續) 河川改修費ヲ扱^タコ

中(「議長何ヲ言フ」ト呼ヒ其他發言スル者多
シ) 議場騒然) 静肅ニ願ヒマス——(議場騒然)
御聽キナサイ御聽キナサイ(議場騒然)——聽
キ給^トヘ聽キ給^ト——御聽キナサイ、御聽キナ
サイ(議場騒然)——マア御聽キナサイ——
只今井上君ノ演説中安達内務大臣ハ 陛下
ニ對スル忠誠ノ觀念ヲ持タヌト云フ言葉ニ付
テ御注意ガアリマシタガ、是ハ能ク速記錄
ヲ取調べマシテ、若シ注意スペキ點ガアリ
マシタナラバ、其上デ注意シマス——井上
君、論旨ヲ進メナサイ

○井上孝哉君(續) 内務大臣ハ河川改修費
ノ質疑ニ對シテ説明答辯ヲ致サレマシタ
ガ、寧ロ其答辯ノ要旨ハ……

〔發言スル者多シ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス

○井上孝哉君(續) 河川改修費ヲ扱^タコ

ト考ヘル、更ニ地方豫算ノ編成ニ對シテ内務大臣ノ辯明ハ、特別ノ事情アル場合ハ例外ト致シテ置イタト言ハレルガ、特別ノ場合ト云フノハ、私共ノ諒解スル所デハナノ中ノ一トカ、二十ノ中ノ一トカ云フノガ、特別ノ事情デアラウト思フガ一道三府四十三縣、即チ四十七ノ中ニ二十七ガ大臣ノ命令ニ背クト云フヤウナ、特別ノ事情ガ二十七ツ府縣ノ中ニアルト云フコトハ、如何ニモ驚入ッタルコトデ、左様ナコトデハ政府ノ令達ノ威信ト云フモノハ全ク失墜シテシモモノデアル、併ナガラ私ノ明瞭ニ諒解致シタコトハ、正ニ内務大臣ハ自分ノ令達ヲ地方ガ蹊躡致シタノデハナイン、ソレハ特別ノ事情トシテ認メテヤルト云フ意味ヲ申サレタノデアルガ、シテ見マスレバ内務大臣ガ節約ノ餘地アルカラシテ、昭和六年度ハ昭和五年度ノ豫算ヨリモ少クセイト言ウタ、其命令ハ甚ダ不當デアッテ、地方ハ緊縮節約ノ餘地ノナイモノデアルト云タコトヲ、内務大臣ガ認メタモノデアルト諒解致シテ居ル（拍手）更ニ大藏大臣ノ答辯ハ實ハ御答辯ガ出来ナイデアラウト私ハ推察ヲ致シテ質問ヲ致シタノデアリマスガ、若シモ内務省ガ此一月即チ今月刊行致シマシタ昭和五年度ノ地方財政概要ノ七頁ヲ御覽ニナレバ、實ニ明瞭ニナルコトデアリマシテ、此計數ハ内務省ガ間違デアルトハヨモヤ申サレマスマイ（拍手）私ハ今ソレヲ皮肉ニ内務大臣ニ御伺スルコトハ致シマセヌガ、此頃東君ガ言ハレタ大地ヲ打ツ槌ハ外レルコトハアッテモ、此申分ハ間違ハナイト言ハレタガ、私ノ只今質問ヲ致ス、井上大蔵大臣ガ昨年ノ四月此壇上ニ於テ、正

ガ、絶對數が増シテ行クト云フノデハ、即チ年々償還スルヨリモ遙ニ多ク地方債ヲ許可ヲ致シテ、ソレガ年々一億二億増シテ行クト云フノガ、ドウシテ非募債政策ノ説明ニナリマスルカ（拍手）更ニ驚クベキハ若シモ増スナラバソレハ失業公債デアルト言ハレルガ、左様ナコトハ承ラヌデモ明瞭デアル、失業公債デアレバ、ソレハ震災復舊ノ公債ノヤウニ傍ノ方へ取除ケテ宜イト云フ御考力知ラヌガ、失業公債ナルモノハ政府ノ緊縮政策、消費節約ノ結果事業ガ起ラヌ、事業ガ不振デアル、ソレガ爲ニ失業者ガ續發スル、ソレヲ救済シナケレバ見殺シニシナケレバナラスト云フノデ公債ヲ起スノダカラ、即チ政府ノ大失政ニ基イタル所デ、地方債ガ斯クモ増發致スノデアル（拍手）何等答辯ハ斯ノ如クニシテ少シモ諒解スルコトガ出來ナイ、答辯ニハナ、テ居ラヌト思ヒマスル、唯私ノ最モ遺憾トスル所ハ、井上大藏大臣ガ今此處デ御答辯ニナリ得ナイ所ノ其問題ニ付テハ、何レ兩三日ノ中ニハ致方ナシニ其事實ヲ此處デ辯明セラレルデアラウカラ、其時ニ承ルコト、致シマスガ、此二億五千万圓ガ五千六百万圓モ違フノダト、サウシマスルト、此昭和四年度ニ於ケル實行豫算ニ於テ二億七千万圓ノ緊縮ヲ決算ヲ見ナケレバナラヌガ、四年度ノ決算ハマダ容易ニキマラナイ、此四年度ノ決算ノキマルトキニ大藏大臣ニ御目ニ懸ルコトシイモノデアラウト思フノデ、此四年度ノ決算ヲ見ナケレバ必ズヤ此二億七千万圓モ大ナル間違ガアルデアラウト思フガ、併ナガラ殘念ナコトニハ其決算ノ分ル頃ニハ、最早——井上準之助君ハ居ラル、カモ知ラヌガ、大

藏大臣ノ井上準之助君ニ御目ニ懸カルコト
ガ出來ナイデアラウト思フコトガ殘念デア

ル(拍手)

内務大臣ハ國ガ地方ニ持テ行テ轉嫁致
シテ、ソレガ爲ニ地方ヲ苦シメルヤウナコ

トハナイト言ハレマシタカラ、更ニ進ンデ
御尋ヲ致サケレバナリマセヌガ、義務教

育費ノ國庫負擔金ヲ一千万圓本年度カラ増
額ヲサレタ、其増額ノトキニハ、特別議會

ニ於テ演口總理大臣ガ昨年五月此處ニ施政
演説ヲサレタ、其時ニ斯様ニ申サレテ居

ル、地方稅ノ負擔ハ非常ニ重イ、其重イノ
ヲ緩和シナケレバナラヌカラ、茲ニ一千万

圓ヲ増加シテ、之ニ依テ生ズル地方財政ノ
餘裕ヲ以テ地方稅ノ輕減ヲナサシム、即チ

義務教育費一千萬圓ヲ更ニ増シテ八千五百

万圓ニスル、其一千萬圓ノ爲ニ地方ノ教育

費ガソレダケ餘裕ガ出來ルノダカラ、其餘

裕ノ財政ヲ以テ地方稅ヲ輕減セヨ、斯ウ其

方針ヲ此處ニ演説サレテ、而シテ五年ノ六

月十九日ニ通牒ヲ發セラレタ、其通牒ハ何

ト言フテアルカト云フ「一、一千万圓ヲ教

員俸給ニ充當スルコトニ因リテ生ズル餘裕

ハ全額之ヲ市町村ノ負擔輕減ニ充ツルコ

ト」「一、戸數割、家屋稅附加稅ノ減額、又

ハ三ツノ國稅ノ附加稅等ニ於テ負擔過重ニ
瓦ルモノニ付テハ減額」斯ノ如ク市町村ノ

戸數割或ハ家屋稅附加稅若クハ國稅デアル
所得稅、營業收益稅若クハ地租ノ附加稅デ

アルモノデ、市町村ノ負擔ノ重イヤウナ所カ
ラ減稅ヲセイト、斯ウ云フコトヲ更ニ通牒

ヲ出サレタノデアリマスルガ、定メテ政府
ニ於テハ十分ナ御調ガアルデアラウト思ヒ

マスルガ、私ガ西ニ東ニ各地ニ出張ヲ致シ
マシテ調べマシタ所、竝ニ我政務調査局ニ

依テ調べマシタル所ニ依リマスルト(笑)
謹)政府ノ命令デアル、政府ノ主張デアル所
ノ此義務教育費一千万圓ニ代ルベキ地方、

市町村稅ノ減稅ト云フモノハ、藥ニシタイ程
モ吾々ハ見出スコトノ出來ナイ程ソレ程甚

シク、全ク實行ノ出來テ居ラスト云フコト
所デ、減稅ヲ致シタ所ガアルガ、減稅ヲ折

角致シマシテモ、直グ其翌月ニハ追加ヲ致
シマシテ、マルデ元ノ至阿彌ニナツテシマウ

テ、何等地方稅ノ減稅ハ之ニ依テ實現ヲ致
シテ居ラヌ、斯ノ如ク減稅ガ行ハレテ居ラ

ス、即チ政府ノ命令ガ行ハレテ居ラヌ、ソ
レノミナラズ折角大切ノ教員俸給ハドウ

ナツテ居ルカ、誰モ已レノ子弟ヲ託スル所ノ
教員ヲ優遇致シタイノハ誰シモ親ノ心、併

ナガラ地方ノ負擔ガ苦シクテ中ミ心配ヲシ
テ居ル、ソコヘ持テ來テ中央ハ樂デモナイ

財政ノ中カラ、一千万圓ノ多クヲ地方ニ更

ニ下渡金トシタ、ソレデアルノニ拘ラズ教

員ノ俸給ハ今日下ウ云フ風ニナツテ居ルカ、
内務大臣ハ百モ御承知デアラウト思フガ、
教員ノ俸給ハ支給ガ出來ナノデアリマス

(拍手)或ハ町村長ノ會議ニ於テ一齊ニ教員
ノ俸給ヲ減額シヨウト云フ決議ヲ致シタ

ト云フコトガ、昨日モ頻ニ話ニ出テ、私ノ
初メテ聽イタヤウナ妙ナ銀行モアタヤウ

ダガ、要スルニ睡眠銀行ト云フコトヲ言ハ
レ居タガ、私ハ市町村ノ此支拂ノ停滯致ス

ト云フコトガ、昨日モ頻ニ話ニ出テ、私ノ
初メテ聽イタヤウナ妙ナ銀行モアタヤウ

タ所デ驚クベキ事實ハ、教員俸給、役場吏
員俸給——役場吏員ノ俸給モ教員俸給ト同
ジ運命ニ陥ルテ、ヤハリ支給ガ行ハレテ居ラ
スガ、サウ云フ俸給ヲ渡スペキ日ニ近寄リ
マスルト、役場ノ吏員ガ東奔西走熱狂致シ
テ稅ノ未納ノ整理ヲシ、集メ廻シテ、サウシ
テ教員ノ俸給、吏員ノ俸給ヲ支給スルコ
トニ努メテ居リマスルガ、何ト悲惨ナ有
様ハアリマセヌカ(拍手)斯ノ如キ府縣
ガ……

借リタモノナンゾハ速モ返スコトハナイ、
毎日此處ニ話ガ出ルガ「モラトリアム」ハ全
ク到ル處ニ行ハレテ居ルト云フ甚シキ狀態
デアリマスル(拍手)銀行ノ睡眠狀態ニ在ル

ト云フコトガ、昨日モ頻ニ話ニ出テ、私ノ
初メテ聽イタヤウナ妙ナ銀行モアタヤウ

ダガ、要スルニ睡眠銀行ト云フコトヲ言ハ
レ居タガ、私ハ市町村ノ此支拂ノ停滯致ス

ト云フコトガ、昨日モ頻ニ話ニ出テ、私ノ
初メテ聽イタヤウナ妙ナ銀行モアタヤウ

ナハ獨立稅デアル、各稅ガヤハリ非常ナ憐
レナ納稅狀態ニナツテ參ッタ、其筈デアリマ
セウ、商工業ハ不振デアル、農產物ノ價格
ハ非常ナ低落ヲ致シタ、擔稅能力ト云フ
モノガ憐レムベキモノニナツタノハ——現

在ノ社會ヲ誰ガ造ツタカ知ラヌガ、現在ノ經
濟狀態ガ斯ノ如キ有様ニ至ツテ居ル(拍手)

擔稅能力ガ無イ位デアリマスカラシテ、
借リタモノナンゾハ速モ返スコトハナイ、
毎日此處ニ話ガ出ルガ「モラトリアム」ハ全
ク到ル處ニ行ハレテ居ルト云フ甚シキ狀態
デアリマスル(拍手)銀行ノ睡眠狀態ニ在ル

ト云フコトガ、昨日モ頻ニ話ニ出テ、私ノ
初メテ聽イタヤウナ妙ナ銀行モアタヤウ

ダガ、要スルニ睡眠銀行ト云フコトヲ言ハ
レ居タガ、私ハ市町村ノ此支拂ノ停滯致ス

ノ間ニ於テ現ニ四年度ニ於キマシテ、十九

府縣モ赤字ノ出ルヤウナ狀態デアッタコト

ガ現レテ參^ツテ居ルガ、五年度ニ於キマシ

テモ、十四億餘圓ノ府縣ノ稅及稅外收入ノ

中デ、必ズヤ其五分位ハ又減縮スル程ノ狀

態ダ、今現レテ居ルノアルカラ、後年度

ニ於テモ、定メテ幾多ノ赤字ノ出ル所ノ府

縣ガ現レテ來ルノ已ムヲ得ザル有様ニナッ

テ居ル、而シテ内務大臣ガ先刻御答辯ノ如

ク、地方ハ緊縮ノ餘地ハナイ、内務大臣ノ

命令ニ背イテモ、尙且ツ之ヲ認メナケレバ

ナラヌ程、地方ノ狀態ハ逼迫シテ居ルガ、

財政ハ最早緊縮スルコトノ出來ナイ程度ニ

マデ、押縮メ押縮メテ、抑ヘ付ケテアル有

様デアリマスカラ、此場合ドウシテモ此以

上ニ歳出ニ於テ、財政ヲ整理致シ、節約致

スト云フコトハ、ドンナニ現内閣ガ力瘤ヲ

入レテモ、モウ敵ハヌコトニナッテ居ル、ソ

レハ府縣ノ豫算ヲ以テ、先刻申上ゲタ如ク

一道三府四十三縣ノ中ニ、二十七縣モ例外

ノアルコトヲ以テ、證據立テルコトガ、明

瞭デアリマスル(拍手)動モスルト内務大臣

ハ監督權ヲ振廻サレマス、監督權ヲ振廻サ

レマスガ、ソレハ地方長官マデハ、監督權

モ及ビマセウ、地方長官モマサカ内務大臣

ノ命令ガ、適當デアルトハ思ヒモ寄ラヌデ

セウガ、内務大臣ノ逆鱗ニ觸レバ、自分

ノ地位ガ明日ニモ危クナッテ來ルト云フノ

デ、地方長官マデハ、内務大臣ノ命令ガ及

ブガ、一ツ進ミマシテ市町村長ニナリマス

ルト、内務大臣ノ命令モス^カリ反古ニサ

レテ了フノデ、最早今日民政黨内閣ノ此内

務大臣安達閣下ノ威信ハ、殆下地方市町村ニ於テ威信地ニ墜チテ居ル有様デアリマス、市町村ニ於テ尙且ツ然リ、公吏デサ

モスノ如クデアリマスカラ、民心ハ最早全

ク離反致シテ居ルト謂ハナケレバナラヌソ

コ^ト緊縮セヨ、節約セヨト云フノダガ、中々

ンデ、國カラ苦シメラレテ、國庫ガ地方財

政ヲ全ク窮厄ニ陥レルト云フ狀態ガ出現致

シテ居ルノデアリマス(拍手)斯様ニシテ府

大^トノ邸宅デアルトカ云フモノハ、是ハチ

ト間取リヲ節約シヤウト思ヘバ、五間ヤ六

間、間取りヲ少クシテモ富豪ヤ大臣ノ邸宅

ハ差支ナイデアラウガ、御互ノ如キ陋屋ノ

五間ヤ六間シカナイ所デハ、節約セヨト言

ハレテモ二間ヤ三間ヨリ取ル譯ニハ行カナ

イノダ、況ヤ九尺二間ノ裏長屋ニ至^ツテハ、一

間モ削ルコトノ出來ナイノハ申スマデモナ

イコトダカラ、府縣ノ財政ノ此以上ノ節約

ノ出來ナイコト、茲ニ市町村ノ節約緊縮ノ

如何ニ監督權ヲ振廻シテモ、不能ノ事ハ出

來マセヌ、ソレデアルノニ拘ラズ、中央ハ

内務大臣ガドンナニ否認ヲサレテモ、失業

救濟ノ事業ニ於キマシテモ、政府デヤラナ

ケレバナラヌコトヲ地方ニバカリ押付ケ

テ、内務大臣ノ答辯ノ意思ヲ以テ言ヘバ、

ナニア失業救濟モ地方デ喜ンデヤルノダ、

決シテ嫌^チヤ居ラヌト言ハレルダラウガ、

ソレハ迂闊千萬ナ話デアル、失業救濟ヲ地

方ニ於テ、今日起債ニ依^フテヤ^タモノバカ

リデモ、此年度ニナッテ三千六百万ノ多キ

負擔ヲ致スガ、中央ハ僅カ三百九十万圓弱

シカ出シテ居ラヌ、左様ナ有様デ失業救濟

嫁シテ地方ノ財政ヲ壓迫致シ居ル事實ガ

アル、加之先刻申述べタ通り、河川改修ニ

ハ確ニ井上君ノ誤解デアリマシテ、決シテ

於キマシテ……

(發言スル者多シ)

○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス

○井上孝哉君(續) 同ジ國ノ責任ヲ地方ニ

豫算ニ於テ見ルト、來年度ノ方ニ

百万圓ノ多キヲ減少致シマシテ、支出ノ方

豫算ニ於キマシテモ、正ニ府縣ノ歲入ハ千

縣ノ收入ト支出ノ模様ヲ見ルト、來年度ノ

五百圓ヤ六百圓ナカニ所デハ、節約セヨト言

ハ今年度ヨリ更ニ一千四百五十萬圓増ス、

出ス方ガ斯ノ如ク増シ、入ル方ガ斯ノ如

ク減ル、シテ見マスレバ、今ハ最早整理ノ

餘地ノナイト内務大臣ノ認メラレテ、減額

命令モ出スコトノ出來ナイヤウナ地方ノ狀

態ニ於テハ、最早之ヲ他ニ求ムルコトハ出

來ヌ、地方有ノ財產ガアリマシタガ、赤字

ガ出ルモノデアリマスカラ、其方ノ整理ノ

爲メ地方有財產モ出來ルダケ融通シテ、最

早地方有財產ニ求メルコトガ出来ヌカラ、

其上足ラヌナラバ仕様ガナイ、地方債ハド

ンドン起セト獎勵スルヨリ外途ハナイ、元

來内務大臣ハ地方ニ斯ノ如ク政府ノ責任ヲ

轉嫁致シテ、地方ヲ苦シメテ居ルコトハ、

丁度失業救濟ト彼ノ河川改修トガ二ツ相並

ンデ、國カラ苦シメラレテ、國庫ガ地方財

政ヲ全ク窮厄ニ陥レルト云フ狀態ガ出現致

シテ居ルノデアリマス(拍手)斯様ニシテ府

大^トノ邸宅デアルトカ云フモノハ、是ハチ

ト間取リヲ節約シヤウト思ヘバ、五間ヤ六

間、間取りヲ少クシテモ富豪ヤ大臣ノ邸宅

ハ差支ナイデアラウガ、御互ノ如キ陋屋ノ

五間ヤ六間シカナイ所デハ、節約セヨト言

ハレテモ二間ヤ三間ヨリ取ル譯ニハ行カナ

イノダ、況ヤ九尺二間ノ裏長屋ニ至^ツテハ、一

間モ削ルコトノ出來ナイノハ申スマデモナ

イコトダカラ、府縣ノ財政ノ此以上ノ節約

ノ出來ナイコト、茲ニ市町村ノ節約緊縮ノ

如何ニ監督權ヲ振廻シテモ、不能ノ事ハ出

來マセヌ、ソレデアルノニ拘ラズ、中央ハ

内務大臣ガドンナニ否認ヲサレテモ、失業

救濟ノ事業ニ於キマシテモ、政府デヤラナ

ケレバナラヌコトヲ地方ニバカリ押付ケ

テ、内務大臣ノ答辯ノ意思ヲ以テ言ヘバ、

ナニア失業救濟モ地方デ喜ンデヤルノダ、

決シテ嫌^チヤ居ラヌト言ハレルダラウガ、

ソレハ迂闊千萬ナ話デアル、失業救濟ヲ地

方ニ於テ、今日起債ニ依^フテヤ^タモノバカ

リデモ、此年度ニナッテ三千六百万ノ多キ

負擔ヲ致スガ、中央ハ僅カ三百九十万圓弱

シカ出シテ居ラヌ、左様ナ有様デ失業救濟

嫁シテ地方ノ財政ヲ壓迫致シ居ル事實ガ

アル、加之先刻申述べタ通り、河川改修ニ

ハ確ニ井上君ノ誤解デアリマシテ、決シテ

於キマシテ……

(發言スル者多シ)

○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス

○國務大臣(安達謙藏君)(續) ソレカラ教

員給料ノ……

(發言スル者多シ)

○議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス

○國務大臣(安達謙藏君)(續) 不足ヲスル

コトハ、是ハ往々サウ云フ所ガアリマスガ、

是ハ(發言スル者多シ)一時借入金ヲシテ教

員ノ……

(發言スル者多シ)

○議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス

○國務大臣(安達謙藏君)(續) ソレカラ赤

字ガ出タト云フコトデアリマスガ、是ハ現

内閣ノ成立シマス以前ニ當リマシテ缺陷ガ

アリマシタ、其缺陷ガアリマシタノヲ出来

ルダケ補填致シマシタケレドモガ、ソレガ

補填ガ出來ナイ所ガ赤字ニナッタノデアリ

マス

(發言スル者多シ)

○議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス

○國務大臣(安達謙藏君)(續) 此地方ノ缺

陷ナルモノハ前内閣ノ頃カラ地方ニ大缺陷

ガアッタノデアリマス、其整理ガマダ付カナ

イダケガ赤字ガ出タノデアリマス

(發言スル者多シ)

○議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス

○井上孝哉君(登壇) (井上孝哉君登壇)

○井上孝哉君 内務大臣ノ御答辯ヲ伺ヒマ

シタガ……

〔發言スル者多シ〕

ヲモウ一應此處デ答辯ヲサレナケレバ分リ

マセヌ、答辯ハ敢テ求メマセヌ

マス、仍テ質疑ハ終局致シマシタ、本日ハ

○議長(藤澤幾之輔君) 謹肅ニ願ヒマス

ガアリマセヌ、只今作田君カラ成規ノ贊成ヲ得マシテ……

是ニテ散會致シマス、次會ノ日程ハ公報ヲ

○井上孝哉君(續) 只今ノ内務大臣ノ御答辯ニ依リマシテ私ノ耳ニスルコトヲ得タノ

ハ、地方ガ改修費ノ取扱ニ付テハ、決シテハ、地方ガ改修費ノ取扱ニ付テハ、決シテ

ガアリマセヌ、只今作田君カラ成規ノ贊成ヲ得マシテ……

地方ハソレヲ中央カラ虐待サレルトハ思ウテ居ラヌト云フコトダケノ答辯ガ聽エマシ

タガ、其内務大臣ノ考ヘテ居ラル、コトハ、ソレハ表面ノコトデアッテ、裏面ノ真相ハ分ノテ居ラレヌノデアルガ、最モ其河川改修費ニ於テ或ハ繰延ヲ致シ、或ハ又地方ノ負擔ヲ先ニシテ出スト云フコトニ付テ、全然ソレニ對シテ地方ガ根柢カラ反対スルト云フコトハナイガ、政府ガヤラル、ガ如キ、今マデ此處デ申サレマシタガ如ク、政府ハ僅ニ負擔ノ五分ノ一弱シカ出サヌ、其地方ハ其間ニ全部出シテシマヘト云フヤウナ、左様ナ極端ナル取扱ヲ受ケタコトハ今マデ曾テナイカラシテ、今度初メテデ、實ニ中央ノヤリ方ニ付テ地方ハ痛入ツテ居ルノデ、大臣ノ耳ニハ地方ノ報告ト云フモノハ、ソレガ淨化サレテ入ルモノダカラ、地方ノ本當ノ狀況ガ報告サレズニ、ソレガ淨化サレ、淨化サレテ奇麗ニナッテ内務大臣ノ耳ニ入ルノダカラシテ、内務大臣ガ曾テ経験サレタ如ク、此現狀ヲ眺メテ眞相ヲ知ラヌケレバ、地方ノ狀態ヲ穿ツコトハ出来ナイモノデアルト言ハナケレバナラヌ、秋ハ三度茲ニ登壇致シマシタカラ、是レ以上登壇スルコトハ出来マヌノデ、無論登壇モシマセヌガ、併ナガラ今内務大臣ノ御答辯ハ少シモ私ノ耳ニ入ラズニ、唯ソレダケ聽エタ……(發言スル者多シ)ソレダカラ私ハ最早質問ハシマセヌガ、今答辯サレタコト

〔議事進行ノ發言ヲ許サヌコトハナ

